

## I C A 東京大会ベーク報告をどう受けとめるのか

## —第2回連続シンポジウムの記録—

手島繁一 (法政大学講師)

11月28日、東京芸術劇場において上記の標題のシンポジウムが開催された。このシンポは協同総研の基本研究会を兼ねるものでもあった。

参加者は32名で、前回に比べ若干少なかったのは、I C A大会が終わったせいなのか？参加者の地域的分布では首都圏が中心であったが、北海道、九州、青森、神戸など遠隔地からの参加もあった。

報告者とそのテーマは以下の通り。

(1)菅野正純 (協同総研・専務理事)「ベーク報告をどう受けとめるか」

(2)中田宗一郎 (中高龄雇用福祉事業団全国連合会・専務理事)「中高龄事業団のI C A加盟と東京大会」

(3)杉本時哉 (労働金庫連合会・顧問)「ベーク報告における資本形成と参加」

## 「ベーク報告」の読み方・読まれ方

菅野報告は(1)I C Aにおけるベーク報告の背景と位置、(2)ベーク報告が提起したもの、(3)ベーク報告をめぐる論点、という構成で、I C A東京大会直前に独自の立場からの訳業を完成させた菅野氏の面目躍如たる報告であったが、ここでは残念ながらその全体を紹介する余裕がない。あえて強引に要約すれば、(1)ベーク報告が1980年のレイドロウ報告以来の国際的な「価値」論議の集大成であるとともに、95年マンチェスター大会での「憲章」制定、「原則」改定にむけた議論の出発点でもあること、(2)①労働者協同組合など「新しい協同組合」への積極的評価、②協同組合が伝統的に保持してきた社会の変革者としての価値の「画定」とその現代的再生、③資本調達など幾つかの諸点での現代的見直しの提起、④協同組合セクター全体の連携した行動の呼びかけ、などの点は、わが国の協同組合運動の新しい展開にとって重要な意義をもつものであり、また協同総研の研究および

実践活動が目指す方向とも一致するものである。(3)にもかかわらず既存の協同組合の中には、報告の存在さえ知らないなどの極端な事例は論外としても、一部の誤解も含めて、全体としては消極的な受けとめ方が大勢であること、したがって協同総研が普及と議論の活性化に奮闘する必要があることが強調された。

## 中高龄事業団、I C Aに加盟

ひき続いて登壇した中田氏は、中高龄事業団がI C A加盟を実現し、国際的・国内的にも新しい活動の高みにたったことを報告し、会場の温かい拍手に包まれた。J J Cとの関係では「根拠法が未整備」などの理由で正式参加には至っていないが、加盟申請には同意が与えられ全国的なレベルにおける協同組合間協同の新たな可能性が切り開かれたこと、I C Aの部門別組織であるC I C O P Aの執行委員会メンバーに選出され、スタディツアーの事務局担当として大会成功に多大の貢献をなしたこと、またレジス・C I C O P A会長が日本での労働者協同組合法の実現に強い熱意を示し、労働省への要請行動に同行してくれたことなどI C A大会を中心とした一連の活動とその成果が報告された。中田氏は「本格的な労協運動をめざす事業団の愚直な努力」がI C A加盟を実現した力であることを指摘するとともに、国際的な責任と期待に応えるべくなお一層の奮闘を誓った。

## 資本形成と参加はどうあるべきか

両報告に基づいての討論を挟んで、杉本氏による報告が行なわれた。報告ではまず、レーガノミクスに象徴されるここ10年来の「新自由主義」的経済政策が人々の生活や精神にいかに深い負の遺産を残してきたのかが厳しく告発されるとともに、その対極にあるものとしての協同の精神と実

践を掘り起こしたベーク報告の意義が解明された。協同組合における資本調達の問題はその理念からして一貫してアポリアとして存在しつづける課題であり、オランダや西ドイツ生協の破産は、これを「株式会社化」という方向で切り抜けようとしたことに原因があった（この点については、角瀬保雄会員から異論が提出された）。モンドラゴンやカナダの生協などの成功した事例が示している「第三の道」は、「組合員主体の方向」を真剣に模索したことにある。ベーク報告で提起された「資本利子制限の原則の放棄」は、協同組合の価値からの逸脱ではなく「自治と安定」という「本質的価値」の擁護として考えられるべきだ。わが国における協同組合金融は資金の集め方、使い方の両面において不十分であり、組合員の資産がむなしく資本主義的金融機関に吸収、悪用されている。協同組合運動は事業であるとともに運動であり、生協の歴史をみても消費者運動、婦人運動、平和運動などの人々の要求（ニーズ）に応える運動を背景にしてきたからこそその発展であった。ベーク報告がいう「新しい協同組合」とは今、人々が求めている健全な「生活の質」を提案する運動と事業であり、またそうでなければならない。

大略以上のような趣旨であったと思うが、見当ちがいの思い込みが紛れ込んでいるかもしれない。すべては筆者の責任においてのまとめである。金融や信用といった分野にはまったくの門外漢である筆者にも分かり易く、かつ労金を通して長年協同組合運動に関わってきた杉本氏の「協同」にたいする熱い思いがヒシヒシと伝わってくる報告であった。

### 「ベーク報告」の普及と討論を

当日の討論の内容を紹介する紙幅がなくなってしまった。代わりに当日の発言者の名前を列記することで、お許しを願いたい。

山田定市・角瀬保雄・内山哲朗・松村善四郎・高野修・水野武・各会員（発言順）。

さて、すでに御存知のように協同総研は「ベーク報告」についての議論を全国的な規模で大々的

に展開することを重点課題としている。首都圏段階では、この後も月一回のペースで基本研究会を兼ねた連続シンポジウムを開催する予定である（詳細は別途案内参照）。このための有力な「武器」として、先に触れた菅野正純氏の訳業による二冊の本が研究所の初めての出版物として刊行された。(1)協同総合研究所編、富沢賢治・序『変革期の世界における協同組合の価値』（略称：『要約版』）、(2)協同総研資料集No1、協同総合研究所編訳『抄訳／変化する世界における協同組合の価値』（略称：『抄訳版』）がそれである（本の名称が紛らわしいという問題があるにせよ、会員諸氏には所報『協同の発見』の代替として『抄訳版』が送付されていることと思う）。

研究所初めての出版事業を成功させたいという願いも含めて、この二冊の書物の普及に御協力をお願いしたい。あわせて、各会員が所属する職場や大学、地域での学習・討論が活発に展開されることを念願する次第である。

---

## 各研究会の今後の日程

---

### 協同総研基本研究会

#### ベーク報告連続シンポジウム

第5回：日本の第一次産業をどう守るか  
—協同組合セクターの観点から—

○3月6日（土） 午後1：30～5：00

○目黒区立社会教育館、第3研修室（視聴覚室）

目黒区目黒2-4-36区民センター内 ☎03-3711-1121

○報告①：西浦正晴（和歌山県・紀ノ川農協）

「地域農業の発展と協同組合セクター」

○報告②：菊間満（山形大学・助教授）

「国有林の民主的再生と協同組合セクター」

### 労働者協同組合の

#### ごみりサイクル政策研究集会

○3月4日（木） 午後1：00～5：00

○渋谷区立勤労福祉会館、第2洋室

渋谷区神南1-19-8 ☎03-3462-2511

○主催：中高年事業団連合会、協同総合研究所

＜協同のひろば＞

## 『協同』北海道集会の成功へ、準備進む

—実行委員会、57団体・個人で発足—

手島繁一（法政大学講師）

『協同』のための北海道集会の実現に向けて、1月19日実行委員会が発足した。

北海道集会は、昨年末から協同総研理事の山田定市・北海道大学教育学部教授、大友勝紘・北海道企業組合連合会理事長などが中心となって事務局を組織し、準備が進められてきた（『協同総研ニュース』第1号参照）。

第1回実行委員会に集まったのは以下の面々。山田先生が率いる北大教育学部社会教育教室の鈴木敏正助教授、宮崎隆志助手。小田清北海学園大教授。大友さんの企業組合連合会から小野副理事長、竹下事務局長の三役と砂川と小樽の企業組合代表。センター事業団の南里（札幌）・小林（帯広）さん。北海道市民生協労組の柳田文雄委員長。共同作業所北海道連絡会の曾我則明支部長。事業団全国連合会の山田さんと協同総研から菅野専務理事と私、など。この時点で、集会実行委員は57団体・個人であった。

### 共同作業所、生協労組

#### 宗谷からの期待

それぞれ、集会への思いや問題意識を出し合い、集会の具体的なイメージを探った。共同作業所の曾我さんは、「バブル経済の崩壊で、親会社からの受注がストップしてしまった作業所が道内でも多く、深刻な状態である。こうした事態を協同集会を成功させる運動の力によって打開していきたい」と発言。また、生協労組の柳田さんは、北海道においては「過去にあらゆる協同に携わる人達の交流は一度もなかった」ことを指摘、「生協労働者があらためて協同の価値と理念に立った生協運動と労働組合運動をどう組み立てていくか、問題意識をもっている人が多い」と、協同をめぐる交流への期待を語った。

当日は出席できなかったが、全国的にも注目を

集めている宗谷の子育て運動（大月書店から『宗谷の教育合意運動とは』『子育て・教育を宗谷に学ぶ』の二冊の本が出ている）に携わっている稚内北星短大の横山先生は「学校の主人公は、子ども。教育の主権者は父母住民である。」との思いをこめて宗谷の子育て・教育は、教師育ち、父母育ちから、を合言葉に学校を土台に地域の中で、教育での『協力共同』を叫びつづけて20年になります。『人間らしく生きる希望は、地域からの協同のはばひろいネットワークの成長にかかっている』とのよびかけに勇気と激励を感じました。」とメッセージを寄せられた。

### 地域中核都市に「ダム構築」を！

集会成功のための活動方向ともかかわって、小田先生は、人口10万程度の各地方中核都市・地域に、「協同からの地域づくり運動」の拠点としての「ダム構築」にも取りかかる必要性を強調された。先生自身が北海学園大の北見校勤務時代に、農協関係者、農業後継者、商工業従事者やその後継者、生協、大学の若手技官などの悩みや希望を語り合う放談会を「オホーツク交流会」と銘うって開いた経験は、参加者の興味をかき立てるものであった。この発言に触発されて、釧路・根室地区、旭川地区、帯広地区などで同様な催しを行う可能性が検討されるとともに、地域集会／全道集会が相互に支え合って通年的・持続的に発展させられるような運動方向が話し合われた。

第1回実行委員会では、このほか次ぎの点が確認された。①集会のメインテーマは「『協同』で切り開く地域づくり・仕事おこし」とする。②実行委員長を山田定市、副実行委員長を大友勝紘、事務局長を竹下満高とする。事務局メンバーは、宮崎隆志、飯沢理一郎（専修短大助教授）、南里あゆみ、菅野、手島とする。③早急に、よびかけ、

実行委員会メンバー、各界の期待の声などを掲載した『実行委員会ニュース』を発行し、従来の枠を超えて、幅広く協同の実践団体、研究者、個人によびかける。ニュースは月刊で発行する。

## ニュース5000枚、74団体・個人に発送

第1回実行委員会の議論を踏まえて、事務局は早速、『ニュース』を5000枚作成、精力的に各方面への働きかけを始めた。農協、漁協、森林組合、生協の各道連とコープさっぽろを訪問、協力を訴えた。また、中高年雇用福祉事業団のICA加盟への協力御礼と報告を兼ねて、今までつながりがなかった北海道協同組合間提携推進協議会（JJCの北海道支部）を初めて訪問し、協力を要請するとともに、協力要請に訪ねるべき団体について紹介を受けた。

呼びかけを送った団体は、①生活クラブ生協、釧路市民生協などの地域・購買生協、②北大生協など大学生協および連合組織、③国労北海道本部、道労連などの労働組合、④保育連絡会など保育関係団体と労働組合、⑤民医連、勤医協など医療関係団体と労組、⑥農民運動団体、⑦中小企業家団体、⑧婦人団体、⑨劇団さっぽろやわらび座などの文化団体、⑩帯広公清企業組合など事業団の仕事関係で結びついている企業、法律事務所など、計74団体・個人にのぼる。このうち、劇団さっぽろが実行委員会団体に参加を決定、わらび座が賛同団体として協力参加することになった。

## 協同の実践交流の場に！

### 集会イメージを具体化

2月18日には、第2回実行委員会が開かれた。新たに参加した農協労連から、「集会の意義とイメージが今一つ明らかにならない」との問題提起があり、集会の具体的なもち方も関連して突っ込んだ議論がなされた。

この中では、「協同」の意義について具体的な理解を得るためには、道内で進められている協同の実践について洗いだし、事前の準備の過程でも、また集会そのものにも反映させていくことが必要

であること、そのためにも「集会のよびかけ」を道内の実践例に触れつつ練り直し、「案内ビラ」を早急に作成する必要があること、研究者や実践家の主体的な参加を得るために、「アンケート」による実践の集約を計ること、地域中核都市での集会とそのための実行委員会の結成が急がれるべきであること、など意見が出された。

## 集会は6月13日に

具体的な確認点は、次のようにまとめられた。

①集会の日時は、北大の大学祭の関係で、6月13日に延期する。②集会の参加費は2500円とする（昼食、交流会費は別途）。③集会のもち方について。〈午前中は〉講演1ないし2本。テーマはa)世界的・全国的な協同組合運動の到達と現代的な意義を学ぶ、b)労働者協同組合の全国的到達点を学ぶ、c)仕事づくりと地域づくりを結びつけた特定の典型的な事例の報告、が考えられる。〈午後は〉、基本的には分科会方式にする。分科会のテーマは「アンケート」の集約によって考えるが、「北海道における労働者協同組合の確立」は外せないテーマであるだろう。④いずれにしても、協同の実践を訪ね歩く訪問・アンケートなどの具体的な活動を強めることが緊急の課題である。

---

## 理事会等のお知らせ

---

### ＝第6回常任理事会＝

- 4月3日（土） 10：30～12：30
- 明治大学神田駿河台校舎、研究棟4階会議室

### ＝第2回理事会＝

- 5月8日（土） 11：00～16：00
- 明治大学神田駿河台校舎、研究棟4階（予定）

---

 <協同のひろば>
 

---

## 国労・北海道闘争団、労働者協同組合へ本格的取り組みへ

手 島 繁 一 (法政大学講師)

国労闘争は、1992年5月の中央労働委員会の裁定以降、新たな段階を迎えています。全国36の闘争団は、長期の闘争態勢の確立のために、物販の統一センターとして生活事業センターを設立、また「傷病・災害救済基金（デール基金）」を発足させてきましたが、現在重点課題として取り組まれているのが、労働者協同組合としての自らの確立と、それによる大々的な事業展開です。

わが国有数の労働組合である国労が労働者協同組合の戦列に加わることにできれば、労働者協同組合グループの設立と事業拡大と併せて、わが国の労働者協同組合運動はまた新しい発展段階に踏み出すことになるでしょう。さらに、労働組合運動にとっても、単なる戦術上の選択肢の拡大ということに止まらず、運動の豊かで新しい在り方を指し示すことになるでしょう。

この度、北海道闘争団は労働者協同組合への本格的な発進に向けて、各地の経験の交流と意思統一を行いました。国労留萌闘争団は、この意思統一にもとづいて直ちに自治体への要請行動を行ないましたが、その模様は地元の新聞に大きく報道され、地域づくり・振興の観点からも注目されるものとなっています。こうした流れを、前稿で紹介した『協同』のための北海道集会にぜひとも合流させることが期待されます。

以下、各闘争団の取り組みの模様を簡単に紹介しましょう。

### <音威子府>

1991年6月に労働者協同組合を設立。設立の目的は、①闘争団の生活対策、長期闘争体制への財政的基盤作り、②地域の産業振興と雇用の確保・拡大による地域の活性化の二点。

事業としては、木材工芸と羊羹作りの二本柱。初年度で、生産と販売体制の基礎がためは完了し

た。自治体との関係では、木工用機械購入のために480万円の補正予算を組ませ、木工施設も無料で提供してもらった。羊羹についても、自治体の援助で生産体制が確立した。

第二年度の課題は、木工・羊羹の地場産品としての定着化へ努力するとともに、「地域活性化」にむけて住民と一体となった運動をどう展開していくかである。1月25日には、自治体への要請を行った。要請内容は、①木工の新たな商品開発と大量生産のための機械購入・貸与、②羊羹生産の効率化と労働条件改善のための機械導入への助成、③村としての商品の活用、であった。

今後の事業目標は、事業高ベースで、93年6月までに3900万円、94年6月までには5200万円と設定されている。

### <留萌>

『日刊留萌』（1993年2月20日付け）の記事を参照。

### <稚内>

事業の主体を、①有限会社「ユーズカンパニー」（収入目的の事業や取引先の都合によるもの）、②「労働者協同組合」（自治体などの仕事や街起こし関連の事業）との二本立てで検討中。

事業の内容は、これも構想の段階ではあるが、とりあえず以下のようなことを考えている。

①廃棄物処理への提案と事業化。北海道・富良野・群馬・玉村などの実態を調査し、根本的な廃棄物処理に合わせた施策を作り上げ、それを支える体制を整える。②警備業。③一般貨物運送事業。単なる利益の追求に止まらず、全国の闘争団の産直・地場商品の流通部門となることで、闘いと商品の新たなネットワーク・システムを作り上げることができるのでは。

93年2月20日より

# 労働者協同組合を設立へ

## 国労留萌 闘争団 市に支援要請

国労留萌闘争団(田辺和彦団長)は十八日、団員が生活対策と地域活性化に結びつける「労働者協同組合」の設立に向け、留萌市の支援を理事者に要請した。

元国鉄清算事業団職員である留萌闘争団のメンバーは十五人。除排習作業や農産物の販売などで生活の場を確保、さらに支援団体の援助を受けながら解雇撤回・J・R復帰を求める運動を展開している。

労働者協同組合は、闘争団あるいは支援団体(者)の出資金を運転資金にして団員の仕事を確保、同時に地域経済の活性化に結びつけようというもの。道内

西野助役(右)に支援を要請する闘争団のメンバー



「では、市管内音威子府村の闘争団が協同組合を設立し、羊かんづくり、リフトレットの印刷などを手がけている。」

留萌闘争団では、今年六月ごろをメドに協同組合を確定させ、廃食油を活用した固形せっけん、粉せっけんを製造、販売する考えだ。環境問題がクローズアップされる中で、リサイクル運動にひと役買おうというねらいもあるが、製造機、粉せっけんにするための高速粉砕機の購入資金、施設の確保が課題という。十八日午後、闘争団の川端一男副団長、窪西忠雄事務局長の二人が市役所を訪れ、西野正和助役に経過を説明、機械購入費の助成と施設の貸与を求める要請書を手渡した。

留萌市では、行政としてどのような支援ができるのか、検討することになっている。

「結論として、闘争団結成当時の『みんなで働き、みんなで戦う』体制づくりに立ち返るべきであり、解雇撤回を目指して闘い続ける労働者の事業体としては、『労働者協同組合』がふさわしいのではないかと考えた。」

事業内容は具体化されていないが、第一段階として各自治体の公共事業、ゴミ・産業廃棄物・医療廃棄物などの処理の実態、老人福祉政策などの調査に取り組むとともに、労働者協同組合の理念、考え方、組織、運営についての認識を深め合うこと、第二段階として、地評、地区労、関係単産、市町村議員、自治体へ協力を要請するとともに、必要な知識、技術、資格などを取得する、という段取りで労働者協同組合へ発進することになった。

このほか、〈帯広〉では自主生産事業体をめざしました。〈釧路〉では有限会社の方向で、〈札幌〉では株式会社化の方向での生活対策が考えられています。

### 〈深川〉

「生活者・労働者協同組合」を設立する方針決定。目的は「地域において、新たな仕事を中心として一定の事業を確立推進し、離職者や有資格者と地域生活者が、相互扶助の精神を基本とし、快適な生活を推進して行くこと」(「方針書」より)。具体的な事業内容としては、①住宅・生活関連(電話一本で「なんでもや」住宅関連、生活関連へのメンテナンス・ケアなど)。②「ユーザー車検」制度の活用。③自治体事業の請け負い(ゴミの分別、リサイクル化・少量化・道路・側溝などの修理・補修)。④農作業におけるオペレーターなど。

### 〈函館〉

2月6日の闘争団全体会議で「労働者協同組合」を93年中に設立する方針決定。「方針書」によると、「三年間の闘争団の闘いと自活状況をしっかり総括」、「さまざまに議論を積み重ねてきた」が「『アルバイト依存』の現状を早急に克服することが重要であることもはっきりしてきた」。

## 北海道協同集会、200人、60団体が参加

手島繁一（東京都／法政大学・講師）

6月13日、北海道で初めての協同集会が北海道大学を会場に開かれた。当日は「リラ冷え」と呼ばれるこの時期独特の肌寒い天候であったが、全道各地から、あるいは長野や石巻など道外からの参加者も含めて約200人、60団体が参加し、お互いの協同の実践を交流しあう熱気に包まれた画期的な集会となった。

いずれ本集会の内容を詳細に伝える記録集が刊行される予定であるが、とりあえず概要だけをお伝えしたい。

### ネットワークづくりの出発点に

集会は、北海道に本格的な労働者協同組合をつくろうと準備を重ねてきた釧路・旭川・苫小牧・砂川の各企業組合・事業団とセンター事業団の思いと、昨年6月の京都の協同集会に触発された道内の学者・研究者の思いが結びつき、反響が大きくなるように広がる中で開かれた。

オープニング・スピーチにたった実行委員長の山田定市・北海道大学教授はこの点に触れて「生協、農協、漁協などの既存の協同組合だけではなく、共同作業所、福祉保育労組、国労闘争団、福祉・障害者施設、産直グループ、自主経営グループなど、さまざまな協同の実践集団に出会うことができ、また学者・研究者が30人以上も賛同の意を表している」と指摘、「この集会を『地域づくり』と『仕事おこし』を共通の目標とする地域民主主義運動のネットワークづくりの出発点に」と呼びかけた。

### コープアイランド＝北海道

基調講演にたった太田原高昭・北海道大学教授は、「北海道は基幹産業が第一次産業であり、農協、漁協、森林組合などの第一次産業にかかわる生産協同組合は地域における有力な経済主体として大

きな役割を果たしている。生協も、例えば道南の江差町で世帯数ベースで100%を越えるなど、全国水準より高い組織率を誇っている。協同組合間提携という点でも、産直運動の展開などで先進的な経験を有している。こうした意味で、北海道はまさにコープアイランドと言える」と、北海道における協同組合運動の到達点を評価し、今後の課題としてICA東京大会における「基本的価値」議論に学びつつ「地域に責任をもつネットワーク型組織として協同組合を自己確立することが求められている。そのためにも、労働者協同組合の本格的な確立とその事業・運動の展開が待ち望まれている」と結んだ。

### 石巻、別海、企業組合道連合会から

全体集会ではこのほか、石巻事業団、別海厚生企業組合、企業組合北海道連合会からそれぞれ報告がなされた。

宮城県石巻事業団の菊地理事長は、労働者協同組合・高齢者協同組合・映画「病院で死ぬということ」を石巻市と周辺の1市9町へ訴えて回るなかで、労働者協同組合の公共的役割への理解をひろげ、仕事を着実に増やすとともに、地域づくりの主体として事業団そのものが成長していった経験を報告した。

つづいて、北海道における地域づくりの典型として、日本一大きな町である別海町での経験を厚生企業組合の吉野さんが報告。開拓入植→自衛隊基地設置→リゾート開発と目まぐるしく変わる「国策開発政策」に対抗して、当初基地反対で生まれ結集した地域の諸グループが次第に地域づくりの主体として目覚め成長していった経験が叙事詩のように語られた。

全体会の最後の報告にたった企業組合北海道連合会の友理事長は、季節労働者の就労と生活を

守る制度的保障を勝ち取ってきた闘いの意義を評価しつつ、今後は制度を改善する闘いと労働者が自ら事業をおこし就労を確保する労働者協同組合の確立が焦眉の課題であることを強調した。企業組合の歴史的転換にもあたる集会で、多くの人々の期待と激励に包まれたことへの感動から、思わず絶句する大友さんに会場から暖かい連帯と励ましの拍手が沸き出した。

### 三つの分科会

その後、3会場にわかれて分科会が行われた。分科会のテーマと報告者は以下の通り。

#### 【第1分科会】「協同で地域をつくる」

- ① 剣淵北の杜舎 横井寿之
- ② 農業・健康・環境を考えるオホーツクネットワーク 川崎克
- ③ 豊富町兜沼小中学校 平間信雄
- ④ 道央市民生協 木村隆広

#### 【第2分科会】「協同の力で築く事業と経営」

- ① 共同作業所連絡会北海道支部 北村典幸
- ② 株式会社くみあい食品 瀬尾英幸
- ③ 労働者協同組合おといねっぶ 吉田儀則
- ④ 日本労働者協同組合連合会 山田英夫

#### 【第3分科会】「協同運動と労働者・労働組合」

- ① 北海道市民生協労働組合 柳田文雄
- ② 北海道農協労連 西秀行
- ③ 札幌保育労働組合 土岐由紀子
- ④ 協同総合研究所 手島繁一

### 協同の思想・原理による再生へ

閉会集会では、各分科会での議論が紹介された後、日本労働者協同組合連合会の永戸副理事長が発言にたち、「分科会で報告あるいは発言された様々な『協同と創造』の取り組みに感動した。こうして一堂に会して協同を語る意味が確認できたと思う」と感想を述べ、さらに「労働者協同組合が自立して立ち上がることは、様々な協同の実践に活力を与えるものになるだろうし、新しい社会・経済システムの一つの基礎となるだろう。今、あらゆるものが協同の思想・原理によってつくり直され、再生されることが求められている。この集会を北海道における新しい時代の幕開けとしよう」と呼びかけた。

集会は「協同集会の継続的開催」を呼びかけた山田定市・実行委員長の結びを全体で確認して終了した。

### <協同のひろば>

## ベンポスタ・子どもサーカスが来日

### —スペインでの子ども共和国の実践—

森田彦一（東京都/株フォワード）

スペイン北西部ガリシア地方にあるオレンセ市郊外に子どもたちの「共同体」がある。その名を「ベンポスタ子ども共和国」という。

その子ども達がいま来日「ベンポスタ・ロス・ムチャーチョス・サーカス」として7月15日の横浜公演を皮切りに、全国60公演を行っている。

「強いものは下に、弱いものは上に、子どもはてっぺんに」を合言葉に1年のうち3ヶ月は、全世界をサーカスでもってかけめぐり、子ども達と交流を行い、世界の平和を訴えている。



「ベンポスタ子ども共和国」が誕生したのは1956年9月15日、いまから37年前である。創立したのはヘスス・セサル・シルバ・メンドス神父。

彼は子どもの頃、スペンサー・トレイシー主演の「少年の町」という映画を観て衝撃を受ける。

カトリック聖職者のフラナガン神父がアメリカ・オマハに非行少年たちのための更生施設としてボーイズタウンを建設した物語りである。

この映画をきっかけに、神学校に進学、オレンセ市に住みつき、10才から12才の少年からなる15



## 第3分科会

### 新しい協同組合の企業形態・法制論

手島 繁一（法政大学講師）

#### 1. 分科会の概要

分科会参加者は43名で、本研究集会の中では最大であった。報告は以下の5本で、しかもそれぞれに内容が充実していたため、「頭が割れそう」に感じたのは筆者だけではなかったようだ。報告、議論とも法制化論に比重がかかり、企業形態論についての検討は今後の課題として残された。

内容的には、労働者協同組合の存在意義の確認、特にその公共性との関連について理論的に掘り下げつつ、社会的認知と法制化をめざす運動の展開につなげようとする方向性をもったものになった。その意味では、準備段階での意図が貫かれ、「はじめの一步」が踏み出されたと言えるだろう。

分科会座長の杉本時哉氏がまとめたように、今後は「現行法制の中での可能性の追求とその徹底的な活用という側面と、必要とされる新たな協同組合の理念や方向の探求というもう一つの側面を同時に追求していく」ことが必要だろう。

誌面の都合上、報告概要のみの記述にならざるをえなかった。分科会の議論は、近く発刊予定の法制化問題資料集に反映させたい。

#### 2. 報告の概要

菅野正純「『新しい協同組合』法制化への視点」

##### (I) 現行協同組合法制について

その問題点は、①広義の生産協同組合が除外されている。②「企業」と「営利」が同じものとして捕らえられている。③協同組合の意義が生存権保障の水準に止められている。④総じて、「個人主義的協同組合」の法的表現であって、私有財産制に影響を及ぼさないよう配慮されている。

##### (II) 現行法制の枠組みを超える展開

(1)消費者協同組合運動においても、「生活の質」を変革していくという、戦後法制を超える内実が

形成されてきている。同時に、広義の生産協同組合の展開にも注目したい。

(2)事業団・労働者協同組合運動は協同組合の公共性という点で社会的に認められる内実を作り上げてきたのではない。

(3)農協が「生産農協」に飛躍することによって、また文化協同組合、保険医協同組合、設計コープ、子育てコープ、教育協同組合などの専門家による協同組合は、新しい公共性の担い手として発展が期待される。

##### (III) 公共と協同の新たな関係

この点でのアプローチとして、二つの理論的提起に注目したい。

(1)宇沢弘文氏は、「社会的共通資本」とそれを担う広義の「公共労働」の概念から、協同組合の公共性を主張している。

(2)池上惇氏は、権力的な公共性と人権保障としての公共性の対抗関係を指摘し、仕事おこしと地域づくりが人権とその発達保障の運動だとして、協同組合の公共性を捕らえている。

さらに、協同組合の公共性は、財政的にも裏付けられることが必要なのであって、補助金と出資者への減免税を要求しつつ、これを行政全般に拡大する運動方向を提起している。

##### (IV) 法制化に向けた協同組合の自己革新

(1)協同組合＝「非営利企業」という点を明確にする必要がある。

(2)剰余価値の自己決定が「非営利」概念の基本である。

(3)スペインの協同組合法（1977年）から学ぶ。この点は石塚報告を参照。

(4)ハンガリーの協同組合法（1992年）から学ぶ。①非分割積立金、②組合員サービス、③以上については、その配分を総会が決定し、執行された額については費用として計上する（非課税）、との

規定がある。

(5)イタリアにおける協同組合法制から学ぶ。

1992年の法改正によって、「協同組合相互扶助基金」が創設されたが、これによって協同組合は協同組合セクター全体、ひいては地域と公共のために貢献する存在であることが明確にされ。

(6)法制化運動の意義 法制要求は新しい人権の保障、経済民主主義への要求と一体のものであって、有意義であるとともに、法制化以前の措置を引き出すことにもなる。そのためにも、協同組合自身が自己変革し、協同組合セクター全体としての取り組みを強めていく必要がある。

堀越芳昭「協同組合の特質—組織的性質、非営利性、資本特性」

#### (I) 協同組合論の直面している諸論点

協同組合には固有の分野や原理が存在する。その固有の性質、論理とは何なのか。今日では、協同組合のセクター論という形で提起されている。フランスのフォーケが提起し、バーク報告にもつながる一つの考え方である。資本主義的セクターと公的セクターとに対抗する個人セクター、すなわち農業者、消費者、中小生産者等の個人的セクターを基盤にして協同組合セクターが形成される、という考え方である。

#### (II) 協同組合の組織的性質の検討

(1)協同組合の目的は、いわゆる社会的目的と経済的目的の二重の目的の実現である。組織的二重性とはアソシエーションとしての社会的組織と、経済組織としてのエンタープライズ（事業体、あるいは企業）ということ。そしてその基本はアソシエーションにある。

公的セクターは社会的公益活動は行いが、経済事業体としての性質はもっていない。私的セクターあるいは資本主義セクターは、エンタープライズとしての性格をもっているが、アソシエーションとしての社会的役割は果たさない。協同組合はその両方をもっている。

(2)協同組合の存立基盤

協同組合の存立基盤は個人的セクターにある

が、わたしは、生活と生命に直結した産業分野であると表現したい。

#### (3)組合員概念の検討

協同組合の組織的性質を考える際に決定的要素は組合員である。

組合員の階層は、その多くは経済的社会的に諸困難をもった弱者である。バーク氏はこれを「普通の人々」と表現している。

協同組合の組合員の特徴は第一に、利用者であること。協同組合への組合員の要求は、商品、サービス、設備、あるいは広く労働の利用であって、「内部市場」を形成している。バーク氏も協同組合の特質として「内部に市場を形成していること」を上げている。

「内部市場」を安定的に形成するためには、民主主義的運営が必要であり、同時に教育によって組合員の内部市場の結集度を高めることも不可欠である。

そのうえに立って出資があると言うふうに「出資・運営・利用」の三位一体を理解したい。

協同組合が崩れていくのは、基本である利用の面から起こることが多いというのが歴史の教訓である。

#### (III) 協同組合の非営利性の検討

(1)営利／非営利というのは法律用語で、経済学では利潤あるいは利子という。

(2)公益、営利、非営利の規定は民法によっている。が、現行法は私有財産制度に基づいて整備されているため、協同組合に特有の性質を位置付けるのに無理がでてくる。

(3)だが、限界がある民法の解釈でも協同組合の非営利性を主張することはできる。

#### (IV) 協同組合の資本特性の検討

(1)組合員出資金に対する改善の方策が国際的にも重大な問題になっている。

(2)「不（非）分割積立金」

その源泉は、組合員だけから発生したものではない。とすれば、協同組合自体、地域社会、そして員外利用者を含めたものとして社会的公共的に使われるべきであろう。これが協同組合所有であ

る。

協同組合が解散したときに、その残余財産を出資基準で返還するという、広く行われている方式は協同組合原則からみて問題がある。社会的公共的に活用するという方法が考えられるべきが、組合員出資金と不(非)分割積立金のバランスの問題は考慮される必要がある。

(3)協同組合間協同金融と公的資金との関係についても検討が必要になっている。

## 石塚秀雄「見直し進むスペイン、フランスの労働者協同組合法制」

### (I) スペインの労働者協同組合法制

(1)憲法(1978年制定)では、第7編(経済と財政)第129条に、社会保障および生活の質や一般福利に直接影響を及ぼす機能をもつ公共団体の活動に対しての参加、企業や生産手段の所有への労働者のアクセス、協同組合の振興について、公権力が法制化の義務をもつとの規定がある。

### (2)協同組合法の改正(1987年)

1974年法に比べると、狭い「相互扶助」主義的なものから「企業体としての協同組合」へと、協同組合のコンセプトが大きく変わっている。

具体的には、非組合員第三者との業務の拡大へ道を開くための一連の諸措置などである。

労働者協同組合は、税制上保護された組織として、法人税、資産譲渡税の優遇を受けられる。協同組合の設立や雇用促進のための補助金の制度が存在し、また信用金庫や協同組合銀行からの融資が受けられるようになっている。組合員教育に対しても補助金が支給される。

### (3)バスク協同組合法の改正

バスク協同組合法は、1982年に制定され、92年に改正案が出された。EC統合による市場競争の激化に直面しているモンドラゴン協同組合複合体の活動上の必要性を強く反映するものとなっており、組合員参加と民主主義の内容が改めて問われるような問題もある。

### (4)スペイン労働者株式会社

スペイン憲法が規定する「労働者の生産手段へ

の接近」の一つとして、労働者株式会社(SAL)が注目される。1970年代の経済危機の中から生まれ、現在約8000社、1社当たり平均10名の労働者となっている。

労働者株式会社法は1986年に制定され、税法上は基本的に株式会社と同じ扱いだが、労働者協同組合と同じ各種税制優遇と補助金が受けられる。

労働者株式会社の評価は二分されているが、労働組合は、労働者の自主的管理企業として育成すべきだという立場に立って支援している。

### (II) フランス労働者協同組合法

フランスの労働者協同組合(SCOP)は、スペインとは異なり、規模により有限会社または株式会社の形式をとっている。

1905年の労働法で、SCOPは従業員及び労働者により管理されるものと規定され、1915年にSCOP法が独立して制定された。1978年に全面改定され現行法制となったが、85年に資本取扱について改定された。

協同組合資本には、自己資本、法定積立金、定款上の任意積立金、繰越金、投資引当金が含まれる。投資組合員が認められているが、その多くは退職者と協同組合銀行などの支援機関である。

### (III) 社会的経済のグループ化の促進

フランスで生まれた社会的経済体の原則は、①民主的機能、②自主性、③非営利性、④国家行政からの独立である。現在、協同組合、共済組合、非営利組織(アソシアシオン)の三つの区分団体によるCNLAMCAという横断的委員会が組織されている。1980年には「社会的経済憲章」が作られ、84年には政府内に担当局が設けられた。

社会的経済の概念は国によって異なっているが、「広義の経済活動、私的・公的セクターでない第3のセクターとしての自主的管理の経済単位、人間を財より優先する民主的参加に基づく運営、そして何よりも社会的な連帯性・協同に基づく組織」という共通性を指摘することができる。

EC会社法とEC協同組合法は、労働者の経営参加を保障することが前提条件になっている。このことが、「外圧」となって日本の経済社会ある

いは協同組合法制をめぐる議論や運動に影響を及ぼしてくるのではないか。

## 野寄雅博「労働者協同組合センター事業団の経営財務の実践」

### (Ⅰ) センター事業団の発展状況

#### (1) 概況

1992年度決算段階で、事業高約50億円。団員約2000人、うち組合員1000人。総資本約200億円(2.5回転)。自己資本約100億円(55.5%)。事業所28都道府県57事業所。

事業内容では、①ビルメン関連(20億円)、②生協提携(主に物流、15億円)、③公園緑化(11億円)が事業高としては多く、以下食堂・給食・売店事業、福祉・保育事業等である。

(2)この中で、大規模な事業所を確立し運営できる力量を備えてきた。茨城生協の物流センターは300人規模、京都生協の物流センターは200人規模で今年からは事業団の自主運営になっている。

(3)今年4月から、東京民医連が設立した病体整理研究所との間で対等平等の本格的提携関係を結んで事業を行うことになった。事業提携関係の新しい段階に突入したと言える。

(4)医療廃棄物の処理、共同購入の配送ネットワーク業務への参入、パンの製造など、地域と住民に役立つ新しい事業の開拓と拡大に燃えて挑戦中である。

### (Ⅱ) 発展の原動力

#### (1) 「7つの原則」にてらした健全経営の確立

経営財務という面から言えば前記のスローガンになろうが、その前提として、労働者協同組合運動としての運動能力を発展させてきたことが基本であった。

#### (2) 事業所を基礎とした全団員経営

「組織活動の指針」を定式化し、それにもとづいて事業所の会議を月に2回、全団員が参加し、事業の総括や計画を話し合い、決定する。

それとともに、情報の共有化を重視してきた。機関紙「じぎょうだん」と「ホットライン」が果たした役割は大きかった。

(3)経営財務的にも事業をしっかりとやりきるという方針を堅持したことが重要で、全団員経営の一つの柱でもあった。

「原価率75%」はわかりやすい一つの経営指標である。経営を公開して、組合員一人一人が経営財務に責任を負うという原則の徹底を図ってきた。

#### (4) 自立財政と財務指標

「赤字を出さず、借金をしない」をモットーにしている。立ち上がり資金こそ全日自労から借りたが、それも返却し終わり、以後無借金経営を堅持している。

事業高の急成長にリンクして、自己資本も急増している。自己資本の基本は組合員の出資である。事業を拡大して行くうえで、必要な立ち上がり資金を出資という形で自己調達するという考え方を徹底することが、今から見れば大変であった。

剰余の配分には三つの形態がある。①「自立積立金」相当の期末手当。②「就労配当の期末手当」。この二つは、労働に応じた持ち分をもつが、その大部分を積立金や増資に当てるよう協力を求めている。③「出資配当」。出資金は一口5万円で、給料の2カ月分を出資最低額の目標としている。

このほか、将来の発展を展望して、高齢者協同組合設立や共済設立のための準備金を、組織として剰余から積み立てている。

#### 参加者感想文

◇高橋 良彰(山形/山形大学人文学部)

全体として、たいへんたのしく参加できたことに感謝いたします。

知り合いの方はほとんどいないという状態でありながら、はじめての参加という気がしない集会でした。ありがとうございます。

法は、大変技術的(テクニカル)なものですが、その基礎には思想が流れていると思います。協同組合の実体を含めて、理念にまで話を広げ、考えさせられました。

### (Ⅲ) 今後の課題

センター事業団の組合員は、まだ働いている人(団員)の半分程度でしかない。「働くものすべてを組合員に」を目標に、この3カ月を強化期間として取り組みを強めている。

池上惇「協同組合の企業形態論・法制論によせて」

(Ⅰ)「協同で仕事をおこす権利」を法で認めること

共同保育所運動や障害者の共同作業所運動など、最近では学校づくりの運動などは、仕事おこしから始まって、社会的な認知を勝ち取り、法人格を取得して補助金、税制などの社会的支援を実現してきた経験がある。これらの中に、労働者協同組合の運動と共通する問題がいくつかある。

一つは、独自の社会的財産、協同的財産(経済学では「クラブ財」)を形成してきたこと、もう一つは、専門職を作り出してきたこと。

このことは、協同で仕事をおこすことを法で認めることが根本だが、同時にその権利を生かす機会を社会が保障することが重要な意味をもつ、ということを示している。

仕事をおこす権利は、一方では営業の自由権という意味をもち、他方では職業選択の自由の延長線上で、自らが自らに適した個性的な仕事を追求し、実現する権利であると解釈できる。

(Ⅱ)「権利を生かす機会を社会が保障する」ということ

仕事をおこす権利を認めたとすれば、次には「権利を生かす機会を社会が保障する」ことが問題になる。

このためには、第一に法人格の確定、すなわち社会的所有、あるいは共同所有というものを社会が認めることが必要である。

第二に、専門家としてそこで働く人々が有効な労働ができるように、教育・養成のシステムと社会的資格制度を確立することが必要である。労働者協同組合の場合、福祉事業としての専門性と事業活動としての専門性を形成してきたのではないか。

(Ⅲ)「協同組合が公共活動を行う権利と責任を定めること」

日本の行政は伝統的に公共活動を行う権利を認めない。本来、住民への社会的サービスを行う権利が、すべての働く人々に認められるべきである。

協同組合は、住民の要求に応じて、要求充足のための専門労働を発展させ、さらにまた住民のサービス受容能力を発展させることが事業活動の内容になろう。これは協同組合の権利であり、社会に対する責任でもある。つまり権利を生かす機会を社会が保障するのだから、協同組合は社会に対してこうした事業活動で責任をもって一定の契約関係に入るということだ。

(Ⅳ)「社会による協同組合の公共性の支援」

次に、このような協同組合の活動に対して、その公共性を認め、正当な評価をもとに、経済的にも活動が可能な仕組みを社会が作ることが必要になってくる。

具体的には、税制と補助金の面での支援になるだろう。税制の場合は、協同組合に対する寄付金への控除制度を考える必要がある。このことは、納税者に一種の選択権、つまり直接政府に税金を払って公共サービスを期待するか、自分が育成したいと思う法人格をもった組織体に寄付をして公共的活動を期待するか、という選択権を与えることになる。

補助金を受けるためには、法人格の取得が必要である。

事業活動で収益を上げることは大切だが、人的サービスを中心とした事業体の場合、一般の企業との競争に勝つことは難しい。だから、長い目で見ると、協同組合や公益団体は、絶えず公共部門との密接な関係をもって発展していくことが必要となってくる。また、こういう領域が拡大していくのが歴史の流れだと思う。

第三に、こうした運動を、社会が地域づくりの主体として位置づけるということ。地域計画などにおいて、協同組合や公益団体が地域づくりの主体として、地域を設計し、長期的な計画を提示し、仕事をおこしていくことが必要である。これが住

民自治の中身を構成していくのである。

おわりに

事業団の場合、これまで築き上げてきた仕事を、もう一度権利と責任という視点から整理をして、どのような契約関係を政府と結んでいくかという視点から法というものを考えていくと、法づくりも具体的な問題になってくるのではなからうか。

#### 討論の中での補足

◆補助金を受けると行政支配が生ずるのではないかという危惧には確かに根拠がある。欧米では、こうした事態を避けるためのいくつかの工夫がある。一つは、補助金配分の委員会のメンバーは補助金を受ける側から選出するという仕組みで、いわゆる団体自治の尊重の原則がある。もう一つは、アームス・レングスの原則という行政上の概念が適用されている。政府と補助金団体との関係は、「付かず離れず」の関係でなければならないということだ。

税制の場合は、裁量の余地がないので行政の介入については、基本的に恐れなくてもよい。

一般に、政府や行政との関係をもてば、介入の恐れは絶えず生ずると言ってよい。だからといって、付き合わないというのはむしろ危険だ。社会的な市民権のない運動には限界がある。行政の介入を排する力は、協同組合の主體的な力量、どれだけ公共性を明確に主張し、実践するかにかかっている。

#### 参加者感想文

◇高野 修（大分／大分自交サービスグループ）

①問題の所在がずい分明らかになったと思いました。

②石塚氏の報告——スペイン、フランスの法制を、自分たちの運動や組織にどう生かしていくかという点から聞きました。

③新しい法制の内容とかの理解とは別に、それに至るまで、どのように工夫や運動を現場でやっていくかの話が欲しかった。（この点では、野寄雅博報告を更に探究する機会が

あるとよいと思う）

④池上惇先生の「憲法論」についてのお話は大変参考になりました。

◇廣田 正勝（福岡／企業組合クリーンセンター福岡）

私たちは、国労博多闘争団で組織した事業体です。企業組合の形態をとっています。

当初は、労働者協同組合を指向しました。概念をつかめないうまま企業組合としましたが、民主的な経営に努め、労働者協同組合に向かって進んでいるつもりでしたが、議論を聞きながら、「社会性」の点が私たちの運動の中で欠落していることを痛感しました。

労働者協同組合連合会からも、「社会性」を強調し、事業を進めることが国労闘争の早期解決にとって重要な要素であろうとの忠告は、今後取入れる為に検討して行きたいと思えます。

◇鍛谷 宗孝（京都／京都高齢者事業団）

企業形態論について議論したかった。

山形大学の高橋良彰先生の発言のように、営利・非営利という議論それ自体は、非常に面倒な議論で、我々実践家が、日々悩んでいることとは地平の異なる議論のように感ずる。

労働の価値、労働の本質、その奥底にある人間の尊厳、その確認（これを根本規範というなら言えるかも知れない）と、それを実現できる場としての、企業形態、生協、農協、民医連関係の病院などで具体的に突きあっている現実問題の整理は、今の時期非常に大切なことと思う。

それにつけても、池上惇教授の仕事おこしの権利を起点とした現実的な展開は今更ながら感服する。

菅野正純氏の報告の「Ⅱ. 現行法制をこえる新たな事態」自身の豊かな事例の蓄積と分析、それと法との連関についての考察の深化を期待しております。

## 協同総合研究所、1993年度の研究活動について

手島 繁一（常任理事・法政大学講師）

協同総合研究所では第3回会員総会後、7月17日に第1回常任理事会、8月24日に研究委員会をそれぞれ開き、93年度の研究活動について総会決定にもとずいて具体的にどのように進めていくかを議論しました。会議での議論と一応の合意点を紹介しますが、なお検討の余地があるもので、会員の皆さんが積極的な提案や意見を寄せられるよう期待しています。

### 基本研究会の年間計画について

総会では年間テーマを「新しい協同組合—その特質と発展方向」と決定しました。このテーマをどう掘り下げていくかをめぐって、およそ次のような方向が確認されました。

「新しい協同組合」論はベーク報告の一つの核心ですが、具体的な日本における実践例のなかにその意味を探っていくことが、昨年のテーマ設定との接続の関係上必要になっています。その場合、「新しい協同組合」の範囲としては、「地域に根ざす」だけでなく「地域に起こる」協同組合、あるいは必ずしも協同組合という形態をとってなくても地域で働いて生きていくためのさまざまな協同の実践活動なども含めて広く考える必要があるでしょう。

総会後の動きを見ても、人々の労働や生活上の切実な要求にもとづいたさまざまな協同の実践が報告されています。島根県出雲市の寿園は、従来の「公営・大規模・郊外隔離立地型」施設による高齢者福祉のあり方に疑問をもった福祉関係労働者や住民が新たに設立し、運営する小規模な高齢者施設ですが、居住地近接・協同組合方式で経営的にも安定し、またサービスの内容も高く、自治体からも研修を受け入れるほどで、当然補助金も得ていると、飯島信吾会員（C&C代表）が報告しています。

92年6月の京都での協同集会のメイン会場の壇上にあった二つの「大だこ」を覚えているでしょうか。あの「大だこ」をつくったのは、京都西陣地域の学童クラブ「虹の子」の子供達でした。「虹の子」の10周年を記念して、このほど『ぼくら遊びのプロなんや—子育て協同組合の挑戦』（同クラブ編、かもがわ出版刊）という本が出版されましたが、この運動に関係する藤岡惇会員（立命館大学教授）は、11年間の「子育て協同組合」の実践から、「子育て協同組合という形態を追求することは、子育てを支援するうえでの国と京都市の公的な責任を軽視したり、免除したりすることを意味しません。むしろ逆で、このような協同事業への公的助成をもっと強力に要求していくきっかけにすべきだ」と主張しています。そして、「このような公的資金を引き出して活動する子育て協同組合が多彩に展開し、「協同組合部門と公的部門とが、地域住民の支持を求めてよい意味で競い合う関係にたつことが、健全な社会の一つの条件だ」とする立場から、「虹の子」の未来や名古屋の子育てコープなどの子育て・教育分野の協同の広がり期待を表明しています。

これらの新しい協同組合や協同運動は、地域の人々の多様で切実な要求に基づいて、その要求を解決するために必要な資源（人的、経済的など）を自らも持ち寄りながら、同時にその社会的あるいは公共的な意義を明らかにしつつ、地域における新たな「公共性」の構築の有力な担い手としての自覚をもって活動しています。したがって、ここでは従来の働き方、管理や運営のあり方、生産や消費、生活のあり方などを問い直すとともに、新しい考え方に基づく協同の実践が試みられています。これらのなかから「新しい協同組合」の特質をどうつかむか、またどのように評価し発展させていくのかなどが研究会の一つの重要なテーマ

になるでしょう。

もちろんこのことは既存の協同組合運動の意義を軽視するものではなく、それらの活動の中での新しい動向にも十分配慮を払いつつ、協同組合間のネットワーク形成の課題も基本研究会の重要なテーマです。

とりあえず、以下の分野や領域毎に「新しい協同組合」の実践報告を、毎回の基本研究会で位置づけ、報告と討論を行っていくことが確認されました。①福祉、②農業・林業・水産業、③教育、④ゴミ・リサイクル・環境問題、⑤労働、⑥協同組合の法制問題、⑦協同組合と企業形態（必ずしもこの順番通りに行うとは限りません）。

基本研究会の開催頻度は、ほぼ月一回のペースで考えています。

基本研究会の開催地は東京中心にならざるをえないとしても、今年度は是非地方での開催を実現したいと思います。地方在住会員の皆さんが、希望するテーマでの地方開催に積極的に手を挙げてくださるようお願いする次第です。

## 課題別研究について

基本研究会でも取り上げられる各領域や分野における問題点をさらに具体的、実践的に深めるために、課題別の研究活動を重視したいと思います。

### ①労働運動、労働組合運動と協同組合

7月25、26日、岩手県花巻市において、日本労働者協同組合連合会と研究所の共催で「労働組合問題全国交流集会」が開かれました。この2年間事業団・労働者協同組合連合会の内部で検討されて来た「労働者協同組合と労働組合」についての答申をもとに、活発な討論が交わされました。この答申と討論については、近日『報告・資料集』を発行します。

「労働組合運動と『協同』」研究部会は、研究所発足以来持続している部会ですが、9月3日、大分自交総連の高野修会員を迎えて第15回目の研究会を行いました。11月4日には、ネスル日本労働組合の中川謙書記長（会員）が、10年余にわたる争議のなかから労働者協同組合的展開の必要

性を痛感してきた経験を中心に報告することになっています。部会はこれまで労働組合運動と協同組合との関係いかんという視点から事例発掘を主として研究活動の中心に据えてきましたが、そろそろ出揃った論点を整理しながら、印刷物にまとめたり、共通する論題でのシンポジウムを行ったりすることも考えています。

### ②労働者協同組合の現状と理論についての学習活動の推進

この間、黒川理事長の著作『いまなぜ労働者協同組合なのか』（大月書店）をもとにした学習会が、愛知高齢者協同組合や関西共同印刷所労組で行われました。引き続き11月20日には、北海道で協同集会の成果を発展させる目的もかねて、黒川理事長の著作をもとにしたシンポジウムを開催します。

92年6月の国際シンポジウムの成果をまとめた『ワーカーズ・コープの挑戦』（日本労働者協同組合編、労働旬報社刊）と併せて、出版記念シンポジウムや学習会を各地で開催したいと思います。会員を中心に、研究者や各地の地域事業団、協同組合組織が計画立案の主体になることが期待されます。

### ③地域協同集会の開催

6月の北海道協同集会は地域における協同活動の組織や研究者を結集する足掛かりを築きましたが、報告集は所報特集号（19号、93年10月）という形で発行します。今後、所報の編集にこうした形で地方の会員や団体が当たる方式を考えていきます。

さらに、青森では10月31日に協同集会を開催します。記念講演には富沢賢二理事を予定しています。

11月13、14日には長野協同集会が行われますが、二宮厚美会員を講演者に迎えて、これまで2回にわたる協同集会の成果を踏まえつつ、地域づくりの政策を練り上げる場として準備が進んでいます。

### ④国際活動の展開

I C Aは東京大会後、原則改定論議を開始して



いますが、部門別委員会であるCICOPA（労働者生産協同組合委員会）でも労働者協同組合の立場から原則改定論議に加わるべく各加盟組織にたいして討論の組織と意見の集約を求めています。本年9月のCICOPA総会を経て、94年7月の同大会が予定され、ここで最終的な意見の集約が行われて、95年春のICAマンチェスター大会で原則の改定が決定されます。

研究所では、労働者協同組合連合会とも協力して、とりあえずCICOPA大会への「日本からの提案」をまとめたいと考えています。そのために、各種国際協同組合関係の諸文書・資料の翻訳、研究を進めながら、提案文書取りまとめのための「ワーキング・プロジェクト」を発足させます。座長には富沢賢二理事、事務局担当には菅野専務理事が当たる予定です。

#### ⑤法制化問題プロジェクトの再開

労働者協同組合全国連合会のICA加盟を契機として、労働者協同組合と「新しい協同組合」の法制化要求の機運が高まっています。これまで、事業団・労働者協同組合連合会は主に税務・財政問題の視点から法制化問題研究会を行ってきましたが、現行法制の積極的活用も含めて、労働者協同組合や「新しい協同組合」の公共的役割を鮮明にしつつ、その社会的認知と確立に必要な法制度、税制度上の権利・義務関係について整理し、要求や運動方向を明確にしていく必要があります。

政策研究集会第3分科会の世話役メンバーを中心に、新たに法制化問題プロジェクトを発足させます。また、政策研究集会第3分科会の報告も含めて、これまでの議論を整理して法制化問題での「資料集」を発刊します。

#### ⑥高齢者協同組合、福祉サービス協同組合づくり

労働者協同組合の高齢者協同組合づくりと連携して、地域での政策を検討します。

また、別掲記事のように、東京都の認可を受けて、10月から「ホームヘルパー養成研修講座」がスタートします。これを一つのひな型として、各地の事業団や会員による同様の取り組みを援助し

ていきます。

## 研究会・集会のお知らせ

### 【第16回「労働組合運動と協同」研究部会】

- 1993年11月4日（木） 18：30
- 明治大学神田駿河台校舎、研究棟4階会議室
- 報告：中川謙（ネッスル日本労働組合・書記長）  
「労働争議から労働者協同組合運動への展開へ」

### 【青森県の協同を問う集会】

- 1993年10月31日（日） 青森市内を会場に
- 全体講演：富沢賢治（一橋大学教授、日本協同組合学会会長）
- 内容詳細はおつてお伝えしますが、お問合せは次の所へ。青森県中高年雇用福祉事業団（担当：福士吉之助）TEL0177-73-6135

### 【考えてみよう長野での協同を、第3回集会】

- 1993年11月13日（土） 14：00  
見学会「南牧村一在宅ケアの生きるまち」  
鹿教湯温泉で交流、宿泊
- 11月14日（日） 9：30～16：00 小諸市内  
全体会 基調報告：内山哲朗（工学院大学）  
記念講演：二宮厚美（神戸外国語大学）  
実践報告も行ない、午後は分科会
- 問合先：長野中高年雇用福祉事業団（小沢房生）  
TEL0262-63-2338、長野県民生活協同組合（祖父江哲一、清水久美子）TEL0262-23-0530、または協同総研へ

### 【北海道・労働者協同組合を考えるシンポジウム】

- 1993年11月20日（土） 札幌市内
- 黒川俊雄氏を招き、著作『いまなぜ労働者協同組合なのか』をもとにしたシンポジウムを開催。
- 問合先：北海道建設企業組合連合会（担当：竹下満高）TEL011-786-1881、または協同総研へ
- 6月に開催された北海道協同集会の記録は「協同の発見」10月号として特集し、増頁で発行します。

## 協同総合研究所主催 『ホームヘルパー養成研修講座』のお知らせ

## 《主催者》

- 協同総合研究所 〒169 東京都新宿区高田馬場4-2-31瀬古ビル 電話03-5389-6401  
運営事務局（高齢者福祉研究プロジェクト）：森山千賀子、前川禮太郎、広瀬謙一

## 《実施要領》

- ホームヘルパー3級課程・40時間（この分は必修です）。別途特別講座を開催。  
○研究所の会員関係、労働者協同組合の組合員、地域住民等を対象に、首都圏域を中心に募集。  
○募集定員は25名です。  
○受講費用、33,000円（税込、下記のテキスト代は含みません）。  
○テキストは『ホームヘルパー養成研修テキスト3級課程』（厚生省監修、長寿社会開発センター発行、2500円）を使用します。東京都の認可が指定された場合、東京都よりテキストは現物支給されます。  
○申込、お問合せは協同総合研究所まで。詳細は折り返しご連絡します。9月30日（木）締切。

## 《講座内容》

- 以下の一覧で実施します（表は講義名、講師、時間、内容の順に記載）  
※なお、この研修講座は、東京都のホームヘルパー3級養成講習の認可を申請中です。

◇10月9日（土） 東京芸術劇場（東京都・池袋駅西口）◇

開講式	オリエンテーリング 主催者より	9:30~10:00 0.5時間
①社会福祉入門 (講義)	西沢 秀夫 (日本福祉教育専門学校/講師)	10:00~12:00 2時間
【内容】 1)社会福祉サービスの役割 2)ホームヘルプサービス制度の歴史、意義、事業概要 3)社会福祉サービスの担い手としてのホームヘルパーの役割 4)ホームヘルプサービスの利用者と援助方法、他サービスとの関連		
②障害者の福祉 (講義)	亀山 幸吉 (淑徳短期大学/講師)	13:00~15:00 2時間
【内容】 1)障害の概念、障害者の現状、障害者福祉等の役割 2)障害者福祉制度、法制度の概要 3)障害者福祉サービスの種類と内容 4)地域社会における障害者問題		

③高齢者・障害者の心理 (講義)	発達心理学の分野 (交渉中)	15:15~17:15 2時間
【内容】 1) 老化をふまえた高齢者の心理、障害と障害者の心理 2) 高齢者、障害者に対する心理的支援について 3) 以上の具体的な事例研究		

◇10月23日(土) 東京芸術劇場 (東京都・池袋駅西口)◇

④介護概論 (講義)	岩橋 成子 (総合福祉推進財団/講師)	10:00~12:00 2時間
【内容】 1) 介護の理念、目的 2) 介護の技法の基本 3) 日常生活の介護について		
⑤医学基礎知識 (講義)	小池 保子 (健和会柳原病院/医師)	13:00~15:00 2時間
【内容】 1) 高齢期の身体機能の特徴 2) 老人性疾患の基礎 3) 障害の種類とその原因		
⑥家事援助入門 (講義)	田中 啓子 (ホームヘルパー)	15:15~17:15 2時間
【内容】 1) 家庭生活の経営と管理 2) 食生活、被服、住居等の高齢者、障害者のニーズ		

◇11月13日(土) 東京芸術劇場 (東京都・池袋駅西口)◇

⑦対人援助技術 (講義)	木下 安子 (白梅学園短期大学/教授) ナーシングホーム寮母、ホームヘルパー	10:00~12:00 2時間
【内容】 1) 高齢者、障害者の自己決定の重要性と援助の原則 2) 高齢者、障害者に対する相談のすすめ方 3) 高齢者、障害者に必要なレクリエーションの視点		
⑧高齢者等家庭訪問技術講習 (実技)	同 上	13:00~17:00 4時間
【内容】 1) 家庭訪問の技法 2) ロールプレイによるサービス提供とケース管理方法 3) 対話の進め方、初回訪問、利用者との人間関係、訪問技法等の修得		

## ◇11月27日(土) 白梅学園短期大学(東京都・小平市) ※予定◇

<b>⑨介護技術</b> (実技)	木下 安子 (白梅学園短期大学/教授) 坂林 照子 (元病棟ヘルパー、労働者協同組合センター事業団)	9:00~18:00 8時間
<b>【内容】</b> 1) ロールプレイによるサービス提供とケース管理方法 2) 介護の過程に従って、高齢者等の介護に関する具体的な技術の理解 3) ベットメーカー、寝衣交換等のサービス提供とケース管理方法の修得		

## ◇12月10日(金) 東京白十字(東京都・東村山市) ※予定◇

<b>⑩施設見学実習(A)</b> (実習)	デイサービスセンター	13:00~17:00 4時間
<b>【内容】</b> デイサービスセンターの見学、実習を通じて、在宅福祉サービスの機能と状況、介護のあり方を理解する		

## ◇12月11日(土) 東京芸術劇場 東京白十字(東京都・東村山市) ※予定◇

<b>⑪高齢者の福祉</b> (講義)	太田 貞司 (帝京平成短期大学/助教授)	9:30~11:30 2時間
<b>【内容】</b> 1) 高齢化社会における高齢者福祉サービスの役割 2) 老人福祉法及び老人保健法の概要 3) 地域社会における高齢者問題 4) 在宅及び施設福祉サービスの体系と、ホームヘルプサービスの関連		
<b>⑫施設見学実習(B)</b> (実習)	特別養護老人ホーム	13:00~17:00 4時間
<b>【内容】</b> 特別養護老人ホームの見学を通じて、施設福祉サービスの機能と状況、介護のあり方を理解する		

◇12月18日(土) 目黒区民センター社会教育館 (東京都・目黒駅西口)◇

<p>⑬老人食調理講習 (実技)</p>	<p>松岡 妙子 (在宅栄養士)</p>	<p>10:00~15:00 4時間</p>
<p>【内容】 1)実技をつうじた老人食等の調理方法 2)高齢者の身体機能、食事の役割 3)食品衛生、調理器具とその操作方法</p>		

◇1994年「特別講座」 ※日時と会場は未定◇

「特別講座」は必修科目ではありません。講義①は受講料に含まれますが、講義②は実費をいただきます。

<p>①特別講義 「高齢者協同組合像とホームヘルパーに望むもの」</p>	<p>日本労働者協同組合連合会より 木下 安子 (白梅学園短期大学/教授)</p>
<p>【内容】 1)労働者協同組合が提唱する高齢者協同組合の意義、その中のホームヘルプの役割 2)ホームヘルパーの専門職、コーディネイターとしての役割 3)自己の職能を發揮できる社会的受け皿づくり、社会的システムづくりについて</p>	
<p>②地域見学会「在宅ケアの生きるまち」</p>	<p>長野県・小諸佐久地域</p>
<p>【内容】 1)地域で展開される在宅介護の具体的なシステムを学び、福祉施設を見学する 2)現地の方々との交流をはかり、実際の運営方法を理解する 3)地域住民や農業協同組合が取り組む地域福祉システムを理解する</p>	

《ホームヘルパー養成研修講座の実施にあたって》

1993年9月7日 協同総合研究所・高齢者福祉研究プロジェクト

厚生省は1990年、高齢者保健福祉10年戦略の中で、その目玉としてホームヘルパー10万人計画をうちだした。このプランでは、ボランティアのヘルパーを地域住民の参加というかたちで組織することが目標とされている。しかし、こと人間相手の福祉にとっては、人としての尊厳を守り福祉の質を向上させる担い手の役割は大きな意味をもってきている。そのためには、高齢者の自立を支える「専門家」としてのヘルパーが本格的に育成されねばならない。また、介護などが待たなして求められる時、公的行政の制度や施策が整備されるまで要求を繰り返すだけとはいかず、現にないものは必要なら自分たちで創り出し、住民の支持を得て行政に認めさせていくような協同的な営みが求められているだろう。

このような福祉の実情の中で、今、労働者協同組合は寝たきりにならない、させないために、生活全般にわたってお互いに保障し合う新たな「高齢者協同組合」を創造しようとしている。この事業の中には福祉介護サービスも含まれ、その担い手が労働者協同組合の中に形成されることが求められてきている。

以上をふまえ協同総合研究所の「高齢者福祉研究プロジェクト」では、今春から福祉介護の担い手養成

のために、「ホームヘルパー養成講座」の企画立案に取り組んできた。会員の皆さん、労働者協同組合、全国在宅ケア研究会、東京の福祉研究会などの皆さん方のご協力を得て、別紙のような内容で13の科目と特別講座の「3級課程講座」がまとまった。この企画をたてるにあたり、次の点を重視した。

- ①在宅介護は時代が要請する緊急の課題であること。
- ②そのために福祉介護の担い手を地域レベルから広く養成すること。
- ③高齢者協同組合づくりと福祉介護事業の推進に貢献すること。
- ④ホームヘルパーは高齢者の自立を支える「専門家」であり、「よい仕事」を追求し、人間を変え地域を変えていくコーディネーターでもあること。
- ⑤高齢者の自立とともに、ヘルパー自身の自己発達も追求するという人間発達の視点に立つこと。
- ⑥講座終了者の受け皿づくりにもらみながら、その地域システムも講座のなかで追求すること。

各科目は現場・地域から学ぶ視点を大切にしたいもので、現職のヘルパー・寮母・栄養士さんたちにも講師となっただけ、3級講座としては大変内容の濃いものとなった。現在、東京都に認可指定を申請中で、会場等の要件が整えば指定がおりるところとなっている。ここに講座の内容をお伝えし、周囲の方々を含め会員の皆様方の受講申込をお願いする次第です。 (文責・広瀬謙一)

## 研 究 所 日 誌

1993年 8 月

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>4日 労働者協同組合グループ、代表世話人会く<br/>東京・シアンドシー、14:00&gt;。<br/>とちぎ労働福祉事業団の活路開拓ビジョン<br/>実現化事業、事前打ち合せ会議&lt;宇都宮、<br/>13:00&gt;。</p> <p>5日 エルコープ(千葉)企画室、那須淑夫氏来<br/>所&lt;10:00&gt;。<br/>北海道協同集会、総括座談会(山田定市、<br/>中田宗一郎、菅野正純)&lt;札幌、18:00&gt;。</p> <p>6日 第3回長野県協同集会、第2回実行委員会<br/>(内山哲朗、長野県会員)&lt;長野市&gt;。</p> <p>10日 韓国信協ハンウリ生協、李健雨氏来所&lt;14<br/>:00&gt;。</p> <p>12日 93年東京自治フォーラム、教育・文化分科<br/>会打ち合せ会議&lt;研究所、18:00&gt;。</p> <p>21日 労働者協同組合センター事業団、高齢者協<br/>同組合のための東京懇談会(前川禮太郎)<br/>&lt;東京北部医療生協浮間診療所、13:00&gt;。</p> <p>23日 研究所、事務局会議&lt;研究所、10:00&gt;。<br/>青森県国民教育研究所、千田忠氏来所。</p> <p>24日 研究所、第1回研究委員会&lt;研究所、15:<br/>00&gt;。</p> | <p>25日 韓国ハンサムリンネットワーク代表、来所<br/>&lt;15:00&gt;。</p> <p>27日 『協同の発見』第17号(1993年8月号)、<br/>発行。</p> <p>28日 合成洗剤全国研究集会、ドラム式洗濯機の<br/>試作機発表&lt;神奈川・江ノ島、~29日&gt;。</p> <p>29日 関西共同印刷所労働組合の組合員研修会<br/>議、講師:黒川俊雄&lt;兵庫・淡路島、~30日&gt;。</p> <p>31日 93年東京自治フォーラム、教育・文化分科<br/>会打ち合せ会議(会員の尾花清、平塚眞樹<br/>両名出席)&lt;研究所、10:00&gt;。<br/>つげの学園設立準備委員会、金城恵忠氏来<br/>所&lt;13:30&gt;。<br/>エルコープ(千葉)、専務理事大久保隆氏、<br/>企画室那須淑夫氏来所&lt;14:00&gt;。</p> <p>~~~~~</p> <p>【事務局よりのお願い】 1993年度の会費の納入<br/>をお願いしております。個人会員12,000円、団<br/>体会員30,000円。未納の方は、同封の郵便振替用紙<br/>か、または銀行口座「富士銀行、高田馬場支店、<br/>普通口座1412357、協同総合研究所黒川俊雄」に<br/>てご入金お願いいたします。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 特集にあたって

手島 繁 一（法政大学講師・協同総研常任理事）

本号は6月に行われた「『協同』のための北海道集會」の特集号です。また同時に、集會の「報告集」でもあります。このため、発行部数も通常の倍の2000部とし、倍加した部数の分については北海道集會実行委員会が「報告集」として販売・活用することにしました。

本号を特集号としたのは、次の二つの理由からです。

第1は、集會実行委員会から「報告集」の編集と発行の依頼を受けたことです。実行委員会では「報告集」を独自に発行することや『仕事の発見』誌の特集号という形で発行することも検討されましたが、研究所および労働者協同組合連合会との相談の結果、所報『協同の発見』特集号として発刊することに落ち着きました。こうすることによって、北海道集會の内容を研究所の会員の皆様に知ってもらうことができますし、他方、集會実行委員会による販売・普及を通じて研究所の存在を会員以外の方に広く知ってもらうのではないかと思います。なお、各地域毎のこうした取り組みに限らず、さまざまな分野や領域毎に行われる協同を進める集會やイベントに際して、その主催者や関係者に所報の全部または一部の編集を委託し、あわせて販売・普及を行ってもらうという方式は今後も随時行っていきたいと考えています。ちなみに、本号は協同総合研究所と集會実行委員会事務局が共同で編集したものです。

第2は、研究所としても、研究所発足以降の初めての大規模な地域協同集會である北海道集會を成功させることを通じて、地域協同集會のノウハウを蓄積し、あわせて各地の協同集會の発火点にしたいという思いから、92年度の重点的事業課題として北海道集會に取り組んできたからです。全国協同集會は既に4回を数え協同運動の力強い前進の中心軸になっていますが、さらに地域レベルでの協同運動を結集、交流し地域に協同運動の主体的力量を蓄積することが求められ、またそのことが可能な段階を迎えています。北海道集會に引き続いて長野、青森、富山で地域協同集會や懇談会の開催が決定し、現在その準備が進行中ですが、研究所は「協同運動のセンター・シンクタンク」として、さまざまな地域、分野、領域における協同運動の前進のために今後とも奮闘する決意です。

\*

「『協同』のための北海道集會」は、92年12月、協同総研理事の山田定市・北海道大学教授と北海道企業組合連合会の友友勝紘理事長が呼びかけ、93年1月19日に57団体・個人で実行委員会を結成し、本格的な準備に入りました。実行委員会は最終的には、14団体48個人の計62団体・個人となり、そのほかに、協賛団体6、オブザーバー団体1、数名の個人の協賛も得ました。

この間実行委員会は6回、事務局会議は10回、各分科会ごとに世話人会議がそれぞれ2回開かれました。この準備段階での民主的な討議を通じて、文字通り手作りの集會が実現したのです。また、1日で3つもの分科会を開催できた要因もそこにありました。多様な分野の研究者と実践家が一体となって集會を作り上げたことは、今後の協同の実践にとって重要な意義もっています。

事務局も研究者と実践家や団体が協力して運営するという点では初めての試みでもあり、難しさもありましたが大変奮闘したと評価できます。今後は、より広範な団体や個人で事務局を構成すると共に、企画、組織、財政などの役割分担もより集団的に行うことが課題です。

集會を広く知らせるという点では、実行委員会ニュースをそれぞれ5000枚づつ2度発行し、実行委員会への参加要請を最後まで粘り強く追求しながら5月中旬に1万枚の集會ピラを作成、100近くの団体に届

けました。4回にわたる事務局ニュースの発行と合わせると、これらの宣伝物は延べ709団体・個人に届けられたこととなります。6月1日には記者見行い、道内の有力紙『北海道新聞』に記事が掲載されました。

集会当日には54頁の「資料集」が配布されました。実行委員会や分科会世話人会議の努力もあって事前に報告資料がキッチリ集められたことも画期的なことでしたが、その甲斐あってか「大学の講義やゼミでの資料にしたい」といった声も出るほど好評を博しました。

当日の参加者は、73団体200人で当初の目標の300人には達しなかったとはいえ、初めての集まりという条件を考えるならば、「今後に大きな期待を抱かせる規模となった」（実行委員会総括文書）といえるでしょう。

集会の内容上の獲得目標としては、実行委員会としてさまざまな論議をへて、次の2点に設定しました。第1は、メインテーマである「地域づくり・仕事おこし」を共通の目標として、北海道内の豊富な協同の実践が一堂に会し、交流すること。第2は、新しい協同組合である労働者協同組合の全国的な到達と北海道における実践、および「協同」の運動全体にとっての意義を深めること。この目標がどれだけ達成されたかは、本「報告集」をご覧になっての皆さんの評価に待つよりありませんが、実行委員会は「質・量ともに第1回集会として成功した」（同上総括文書）ことを確認し、2年後をめどに第2回目の集会を成功させるべく、実行委員会を世話人会に改組し、すでに次の一步を踏み出しています。道程は必ずしも平坦ではないにしても、それを歩み続けるための灯火として本「特集・報告集」が積極的に活用されることを心から願う次第です。

## 集会参加状況

道企業組合連合会／釧路建設厚生企業組合／道北勤労者企業組合／帯広建設労働者企業組合／苫小牧建設厚生企業組合／別海厚生企業組合／札幌・道央地域建設企業組合／砂川建設企業組合／大樹企業組合／江別建設企業組合／静内建設企業組合／上磯建設厚生企業組合／鶴川建設厚生企業組合／幕別企業組合／鹿追企業組合／上湧別厚生企業組合／小樽地方建設企業組合／芦別中高年事業団／釧路高齢者事業団／苫小牧高齢者福祉事業団／標茶町高齢者事業団／秋田中高年事業団／仙台中高年雇用福祉事業団／船橋市地域事業団／石巻地区中高年雇用事業団／日本労働者協同組合連合会／センター事業団本部／センター事業団札幌事業所／センター事業団帯広出張所／センター事業団庄内事業所／センター事業団盛岡事業所／センター事業団仙台事業所  
企業組合・事業団32団体82名

コープさっぽろ／道央市民生協／大学生協北海道事業連合／北海道大学生協／労働者協同組合おといねっぶ／道漁連／道指導漁連／日園連  
協同組合関係8団体22名

生協総研／地域農業研究所／協同総研／北海道大学／北海道学園大学／札幌学院大学／東京農業大学／東海大学／専修大学／名寄短期大学／札幌大学／酪農学園大学／福島大学／帯広畜産大学／北海道教育大釧路  
学者・研究者15団体33名

北海道市民生協労組／北海道農協労連／北農連労協／北海道私教組／福祉保育労組／宗谷教職員組合／国労函館闘争団  
労働組合7団体15名

きょうされん北海道支部／道北勤医協／民族歌舞団こぶし座／オホーツクネットワーク／剣淵北の杜舎／和の会／北海道機関紙印刷所／ウェルフェアシステム／くみあい食品／旅・システム  
団体・企業9団体14名

所属不明／事務局  
総計72団体 177名



〈研究会通信〉「労働組合運動と『協同』」部会 1993年9月・11月 明治大学

## 産別労働組合運動のニューウェーブ

手島 繁一（東京都／法政大学講師・協同総研常任理事）

「労働組合運動と『協同』」部会は、第15回と第16回の研究会を次のようなテーマで開いた。

第15回研究会 9月3日（金）

「自交総連大分地連の自主経営闘争」

高野修（自交総連大分地連副委員長）

第16回研究会 11月4日（木）

「労働争議から労働者協同組合への展開」

中川謙（ネスル日本労働組合書記長）

以下、お二人の報告と当日の討論を私のかなり勝手な感想を交えて紹介する。

### 「団塊の世代」のユニオン・リーダー

二回の研究会は期せずしていくつかの共通項をもつことになった。

高野さんと中川さんは、年齢的にはほぼ同じ世代でいわゆる「団塊の世代」に属する。この世界では若手の部類に入ろうか。

両氏のユニオン・リーダーとしての経験年数もほぼ同じである。

高野さんは一貫して産別労働組合の県連組織を足場に活動してこられた。中川さんはネスル日本労働組合という企業別組合が活動の舞台であった。産別組織と企業別組織という違いはあるが、両氏の目標とするところは、労働者の産別別団結の拡大である点では共通している。

産別団結を拡大するうえで、産別組織による事業経営が重要な意義をもつだろうとの着想も、二人が共有するところである。高野さんはその実践に悩み、中川さんはその出発点で苦闘しているという違いはあるが・・・。

いずれにしても、これまでの日本の労働組合のリーダーにはない、新しい柔軟な発想と実践の経験をもち合わせている貴重な人材である。

### 高野さんと自主経営闘争の歩み

高野さんは、大学卒業後直ちに労働組合の専従書記として就職、以後20数年間主としてタクシー・ハイヤー労働者の産別労働組合の地方組織で活動してきた。

そんな高野さんが協同組合運動と関わりをもつようになったのは、大分地連傘下の労働組合の倒産争議闘争からだった。1972年、大分県日田市にあるタクシー会社が賃金遅配・欠配のあげく偽装倒産するという事態がもちあがった。当然、労働組合は労働債権を確保するために提訴した。裁判では連戦連勝であったが、争議勝利のあとの労働者の団結の維持や働く場の確保をはかるため、自ら企業再建、自主経営に乗り出すことを決意した。

とはいっても、個別の企業別組合の力だけでは再建、自主経営は難しい。また、何よりも争議勝利の力が産別組織全体の力で勝ち取られてきたこと、したがって闘いの成果は産別組織の団結の発展に貢献するものでなくてはならないこと、そして新たに再建され経営される企業が市場の圧力によって資本主義的な営利企業に変質してしまう危険性を排除するためには、産別労働組合が全体として自主経営に関わる必要があることなどから、大分地連が再建した会社の自主経営を担当することになったのである。

労働組合が企業経営を行うことは、労働組合運動の歴史の中ではよくあることではあるが、要求・反対・抵抗の運動思想とスタイルを、いってしまえば180度転換するに等しい訳だから、その苦労たるや推して知るべしである。高野さんの本当の苦労はむしろここから始まったといえる。

### 「自主経営闘争三原則」

高野さんは一旦はローカル・センターである大

分県労連の専従役員に派遣されていたが、昨秋、地連の副委員長に復帰し、自主経営委員会の代表幹事に就任した。自主経営闘争を地連が推進するという立場を明確にするための措置であった。

そして、この9月に地連大会で、自主経営闘争の20年の経験を総括のうえに、次のような「自主経営闘争三原則」が定式化された。

- (1)私たちは自主経営闘争の原点を忘れず、自主経営企業を大分地連の財産・宝として次代に継承します。
- (2)私たちは自主経営企業を労働者協同組合へと発展させ、地域に生きる労働者企業として地域社会の発展に貢献します。
- (3)私たちは自主経営闘争を通じて労働組合運動の基盤的役割を果たし、タクシー労働者の社会的地位の向上およびタクシー事業の民主的発展に寄与します。

産別運動と自主経営闘争を一体のものとして推進してきた労働運動の一つの極点と可能性が見事に表現されていると言えるのではないだろうか。

### ネスル日本労働組合の闘い

ネスル日本労働組合の闘いは、80年代の分裂争議の一つの極点を示すものとして良く知られている。

明治乳業、雪印乳業と大手食品企業の労働組合を襲ってきたインフォーマル組織を使った組合乗っ取り策動が、ネスル労組に触手を伸ばしてきたのは1980年のことであった。日本の民間大企業労組の殆どがそうであるように、ネスルもまた全従業員一括加盟のユニオン・ショップであったから、これまた先行した民間大企業労組の乗っ取り争議と同様に、たちまちのうちに第一組合は少数派になってしまった。2000人の組合員が80人になったのである。こうした状況のもとで、83年1月第二組合が旗揚げしたのである。

少数派に転落した第一組合員（ネスル日本労組）のなかでも、「組合の分裂は避けるべきだ」として第二組合への合流を唱える意見があった。依然として「1企業1組合、1産業1産業別組合、

1国1ナショナル・センター」という世界労連的観念の影響が強かったからである。大論争の末、第一組合は少数派組合として存続し闘い続けることを決断した。

「そこが運動の一つのターニング・ポイントであった」と、中川さんは言う。「職場闘争を前進させ具体的成果を挙げる」ことを基本に、地域と産業に積極的に打って出て支援と団結の輪を広げることがめざされた。「職場と企業では少数であっても、地域と産業の中では多数派なんだ」という実感が、10年以上にわたる争議を支えてきた重要な要因であった。

「スイス総本社を照準に当てた闘いを展開することが有効だ」ということで、86年と89年の二回にわたってスイス総本社行動とネスル海外労組との交流活動が取り組まれたのは、いかにも多国籍企業の労働組合らしい闘いであった。

ネスル資本は当初から第一組合否認という立場と政策を取り続けているが、これは現行の労働法体系では明らかに不当労働行為に当たるので、労働組合は裁判所や労働委員会への提訴では60件を越える勝利を得ている。こうしたこともあって、現在では、資本の政策は弾圧から懐柔へと変化してきている。組合員は100人を越えた。

### 「より早く、より高く勝利を」

ネスル労組は、「争議解決金40億円」要求の方針を確立し、解決の最終局面を迎えつつある。

だが、中川さんの目はその先を見ている。「より早く、より高く勝利を」勝ち取るためにも、そして争議解決後を展望しても、再び「企業内多数派になるだけ」であってはならないということだ。産別組織として労働者協同組合的の事業を起こすこと、これがネスル闘争の勝利ではないか、と彼は考えている。それは、80年代の争議闘争の極点から21世紀の新しい労働運動への挑戦であるかもしれない。

## 特集にあたって

手 島 繁 一 (法政大学講師・協同総研常任理事)

日本労働者協同組合連合会と協同総合研究所は、深刻化する不況と雇用不安の中で、これを働くものの立場から変革的に打開していくことをめざして、全国縦断シンポジウム「雇用不安と労働の未来」を開催することにしました。その準備として、1月8日、明治大学で「新春懇談会」が開かれました。特集の各稿は、当日の参加者の発言を文章にさせていただいたものと、研究所が会員の皆さんにお願いしたアンケートをもとに原稿化していただいたものです。

### 『朝日新聞』の記事への反響

ところで、1月5日の『朝日新聞』に、「労働者協同組合法の制定を」と題した「主張・解説」が掲載されました。岩垂弘・編集委員の筆になるものです(P2参照)。この中では、日本労協連、労働者協同組合グループ、生協関係のワーカーズ・コープなどの運動の現状が紹介されており、さらに雇用情勢の深刻化の中で労働者協同組合運動が雇用創出の面で持つ意義と有効性が説かれています。そして「我が国でも労働の形態が多様化してきて」おり、「それに機敏に対応する法制面での検討が急がれるべきではないか」として、労働者協同組合法制定の必要性が強調されています。

労働者協同組合運動を進めてきた私たちにとっては、まさに新春の「お年玉」と言ったところでしょうか。

### 通産省との対話が始まった

「懇談会」では、ひとしきりこの記事のことが話題になりました。日本労協連には早速、中小企業庁、三和総合研究所、NHKなどから問い合わせがあったそうです。日本労協連の中田・専務理事は「渡りに船」と通産省に出かけ、本省の産業政策局や中小企業庁の課長補佐などと会談を行いました。また、これとは別に研究所の菅野専務理

事も中小企業庁指導部組織課の課長と会見し、イタリアやスペインなどの国際的経験なども紹介しながら、労働者協同組合への行政の理解と支援を要請しました。

法制問題をきっかけにした会談であったため、通産省側はもっぱら、現行の中小企業等協同組合法の労働者協同組合への適用の可否に問題関心があったようですが、高齢者協同組合については強い関心を示したということです。また、労働者協同組合が雇用創出と相互扶助のために、「非分割積立金」という方式を採用していることについても、「失業対策として考えられるかもしれない」と一定の興味を示したようです。

日本労協連はその出自からして、これまで労働省をもっぱら行政側の窓口としてきました。通産省との対話が始まったことは、行政への窓口がもう一つ広がったというばかりではなく、いよいよ労働者協同組合が日本の産業構造における重要な構成主体として登場する局面が開かれたことを意味しているのではないのでしょうか。

### 「不況の中に労働者協同組合の旗を高く掲げて」

現下の不況は一時的あるいは循環的なものではなく、歴史的、構造的なものであることがいよいよ明らかになってきました。大型公共事業、輸出主導型の政策誘導、大企業本位の産業・財政・金融政策などに代表される従来型の景気対策はいずれもその有効性を失っています。

「政・官・業の癒着」あるいは「企業社会」と形容されるような、国家、産業、労働、生活など社会構造全体の見直しが迫られています。一方で「不況」が問題にされ、他方で「改革」がキーワードとして人々の口にのせられている今日こそ、わたしたちの理想、勇気、知恵が試されている時代だといってもよいでしょう。

# 労働者協同組合法の制定を

長引く不況で雇用問題が深刻化している。昨年十一月の完全失業者は百七十六万人を数え、完全失業率は一・八％を記録、今年には二百万人の大台を達するのでは、との予測もある。こうした雇用情勢の中で、労働者や市民が雇用の場を創出するために自ら企業を興す労働者協同組合運動が広がっており、運動関係者からは「雇用対策の上からも、この運動を奨励するための労働者協同組合法を制定してほしい」との声が高まっている。岩垂 弘 編集委員

労働者協同組合と言って 協同組合の一種で、営利をも一般的にはまだ耳慣れない言葉だが、一言でいえば、労働者自身が出資、経営し、働く企業のことだ。我が国にこうした企業が生まれたのは一九七〇年代の初めで、きっかけは政府が失業対策事業への新たな取り組み、相互扶助を目的とする 就労を認めなくなつたから

## 主張・解説

京都豊島区)を結成。九二年には労働者協同組合への衣

だった。失対事業からもあふれた失業者を前にして、当時の全日自労連設立一般労働者協同組合が加盟しており、組合員は約六千組は、自治体の事業を請け負うための労働者協同組合(当時「事業団」と名乗

た。現在、労働連には約百組は、自治体の事業を請け負うための労働者協同組合(当時「事業団」と名乗

## 雇用の確保にも有効

### 税制上の不利益も解消

つた)を自らつくり、失業者を吸収するという方式を考え出した。七九年には、その連合体である日本労働者協同組合連合会(労働連、本部・東も増加傾向にある。九二年は生活クラブ生協の組合員

を母体に設立されたもので、全国で約百八十、組合員約四千五百人になった。ところが、関係者の憤りから労働者協同組合に関する法律がないことだ。したがって、組合を設立しても、人格のない社団、すなわち任意団体となる。「これは二つの面で問題がある。生協や農協などの協同組合は協同目的の事業体でないため、一般の企業に比べて低い法人税率が適用されるが、人格のない社団には一般企業並みの課税となる。また、人格のない社団では官公庁との契約で不利な立場に置かれる。自治体からは、ぜひ法人格をとってほしいと言われる」と、関係者はいう。

そこで、中小企業等協同組合法に基づく企業組合として登記する組合もある。こうすれば、法人格取得の壁は乗り越えられるが、企業組合には税務の特典はない。このため、労働者協同組合を自指しながらやむなく株式会社として登記するところも少なくない。「法協同組合と位置付けた法律を」というのが協同組合の主張である。ワーカース・コレクティブ関係者も法制化を求めている。これに対し、労働者の山本典子・雇用政策課長補佐は「ここでも有償なことの検討が急がれるべきではないか。」

一九九四年一月五日 朝日新聞より

## 日本における最近の稲作農業の実態と問題点・課題

手島 繁一（法政大学講師・協同総研常任理事）

コメ不足、高橋五郎さんを直撃！

昨年12月、ウルグアイラウンドをめぐる交渉が妥結し、ついにコメの自由化への風穴が空けられた。そして、昨年の上生まれにみる大冷害と政府の失政によって引き起こされた「平成の米騒動」のさなかに行われた基本研究会は、時期もテーマも何ともタイムリーな企画となった。

そんなこともあってか、参加者は24人を数え、首都圏だけではなく、実際に農業生産に携わっている長野事業団や島根事業団など遠方からの参加者もみられた。

報告者は、農協系の研究機関で稲作を中心に日本農業を研究し、生産協同組合の確立による農業再編に日本農業の未来をみている高橋五郎さんである。昨年6月に、年来の研究と主張をまとめて、『生産農協への論理構造』（日本経済評論社）を出版された。

「最近のコメ不足で、近所の米屋さんが店じまいしてしまっていて、ここ数日コメを口にしていないんですよ」と、参加者の共感と同情まじりの笑いを誘いながら始められた報告および討論の概要を以下に紹介する。

### 1. 日本農業の現状

- (1) 稲作農家戸数の動向
- (2) 米生産・消費の動向
- (3) 米生産調整と米作付面積の動向
- (4) 農地利用の実態
- (5) 農地流動化の動向

以上、省略。

### 2. 農業再生をはばむ要因

- (1) 農業と農村への無理解と偏見

消費者、農外勤労者、都市住民のそれも問題だが、農家自身の責任でもある。つまり、「お上に頼る」ことを当然とする体質、そしてそういう農家しか作ってこなかった農協にも大きな責任があ

る。農業を積極的に再生しようとするエネルギーがないところに消費者との協同もありえない。

### (2) 生産性格差

市場原理を前提にする以上、生産性や労賃の格差は当然なのであって、社会的に解決しなければならない問題である。また同一農産物の国際価値比較は無意味である。

### (3) 農村と都市の構造格差

人為的に作られた格差を是正する政治や政策が必要であり、それを要求する都市と農村の協同の運動が必要とされている。

### (4) 諸規制の強さ（官僚の農業支配）

「農地法」「農協法」など農業関連の法律や制度は、農業への新規参入を規制している。こんなことは農業だけである。

### 3. 農業再生への道

(1) 「農地法」など農業関連の法律や制度の抜本的な改正が必要だ。そのためには、「土地は国民のもの」という意識を強めなければならない。土地は一般財産とは違って作るができないのだから、絶対的所有権を認めてはならない。

(2) 「農協法」（昭和24年）に基づく現在の農協の歴史的役割は終わった。農業生産協同組合への再生が必要だ。国民の要求に応える食糧生産を行おうという意欲のある人ならだれでも農業ができるような仕組みを工夫し作り出すべきであろう。

### 4. 討論の中から

紙幅の都合で討論の内容にたちいたった紹介はできない。話題になった論点は、「生協の農業参入」「適正な農産物価格の決め方」「食糧制度と流通システムの考え方」「農業生産法人あるいは共同経営の可能性」「『新政策』の問題点」「農家集団による土地の貸借契約の可能性」などであった。（詳細は『ワーキングペーパー』として発刊する予定。関心のある方は問い合わせを）

## 第4回基本研究会に参加して

—長野での実践から—

須坂 昭雄（長野中高年雇用福祉事業団・事務局長）

4月3日、快晴、風は冷たい日でした。子ども達が喜んで種芋をまき、大人達が肥料を入れ土をかけていきました。今年度の農業生産の初日、じゃがいもの作付け風景です。お昼に飲んだビールの味は格別でした。

一昨年秋、田村さんから遊休農地がたくさん有り、自分で借りてやっているがとても手がまわらないので、耕作してくれる人を探しているという話がありました。事業団でただちに検討し、とりあえず6反歩（60アール）をやろうということになりました。私たちのめざすものは、無農薬・有機栽培で安心して食べられる野菜の生産です。たくさん夢を描きました。しかし、雑草との闘いの一年であったと言えます。忙しくてしばらく行かない間に草の成長の早いこと、草とり、土寄せと何かに追われるように必死の思いでやった一年でした。7月から8月にかけてのじゃがいもともろこしの収穫は、初めてということでおおきな感動がありました。が、真夏の太陽の暑さに負けぬようがんばることで、これもまた必死であったように思います。そして、今年がまた始まったのです。

農業は絶対になくしてはならないものであるにもかかわらず、事業として成り立たせるには、非常にむずかしい産業であることを実感しています。また、地域づくりとどのように結びつけていくか、暗中模索といったところですよ。そのような中で第4回基本研究会の「農業生産協同組合」に非常な関心を持ちました。農業人口の高齢化、後継者がどんどん減少する中で、日本の食と農を守り発展させていくには、協同の力なくしては考えられないと思います。生産する人、買う人という関係ではなく、もっと大きな関係すなわち労働力の提供、生ゴミの堆肥としての提供等々、なんらかの形で地域全体が農業生産に参加することが重要になってきているのではないかと考えています。その中

で、農業生産協同組合が中心的な役割を果たせるのではないのでしょうか。

高齢者福祉では全国的にも先進である長野県北御牧村を訪問しました。ここでは村おこしのひとつとして、地元の材料で作られ、地元の人に食べてもらうことを原則に、大豆、小麦、キビそして、豆腐やパンの製造をしています。今日にいたるまでには、厚生連労働組合と住民のねばり強い運動があり、村民の健康に対する意識が非常に高いことがこの取り組みを成功させています。ここは貧血の多い地域で、その対策として大豆やキビを食べようということで始まりました。また、豆腐屋が村にありませんでした。豆腐を食べてみましたが本当においしく、そこらの豆腐は食べられません。現在、村内の学校給食、農協スーパーそして小諸病院に下ろして、1日500～600丁を生産しています。パンも学校給食に使う検討がされています。

大豆は反収が上がらず値が安いので生産者が減少しましたが、役場・農協が奨励金をつけたり、コンバインや軽トラックをそろえる等の援助をする中で生産者が増えつつあります。生産者には少しでも高く、消費者には少しでも安くという努力が払われています。年間15tを村内だけでまかなうことは大変で足りない時は、近在の北御牧に近い土壌の物を入れていきます。加工所は、味の研究会（出資金1万円）の会員、137名の婦人達によって運営されています。なんとしても村内で原料を確保するために、研究会自から畑を借り、大豆の生産もしています。

北御牧村の実践からは、地域の福祉や農業や産業のあり方等、学ぶことが沢山あります。これからの私たちの取り組みに、ぜひいかしていきたいと考えています。

## 第4回会員総会・研究交流集会へむけて

手島 繁一（東京都／協同総研常任理事・法政大学講師）

協同総合研究所は、6月25、26日の両日、神奈川県ユークラブ会館において第4回総会と研究交流集会を開きます。総会に提案される「事業報告、事業計画」「決算、予算」などの総会議案は、理事会の討議をへて、近日中に会員各位にお届けする予定ですが、ここではそれに先立って、総会および研究交流集会の課題と概要について問題提起をし、各位の検討に付したいと思えます。皆様から有意義なご意見をお聞かせくださるようお願いいたします。

### 「新しい協同組合」論の探求

92年度の基本研究会はICA東京大会に提出された「バーク報告」をもとに、その全体像と意義を明らかにしようという目的をもって行われましたが、93年度は前年のテーマを引き継ぎつつ、多様な「バーク報告」の論点の中でも、特に会員の強い関心を呼んだ「新しい協同組合」論に焦点を当て、わが国における具体的な事例を発掘、分析しつつ、その理論的意義や実践の可能性を探ることを目的にしました。

これまでのところ、高齢者福祉を中心とした「新しい福祉協同の展開」（飯島信吾・菅野正純の両報告）、「農業における協同の可能性」（高橋五郎報告）が行われましたが、今後、教育・子育ての分野、労働と労働組合の分野などにおける新しい協同の実践に運動、組織の両側面から迫ることを予定しています。

「新しい協同組合」論が注目を浴びているのは、第一に、それが「福祉国家戦略の破綻」と「新自由主義の攻勢」のはざまのなかで、国家・自治体の官僚的・画一的行政や企業の利潤本位的活動によっては充足されない、あるいは切り捨てられるニーズに応えようとして活動を展開しているからです。第二に、それが協同組合という組織形態を

自覚的に選択しないまでも、自らの資源を動員、あるいは結びつけることによって、こうした人々のニーズを充足しようという方向性をもっていることです。したがって、それは自主、自発、自治、参加民主主義などを組織と運動の譲ることができない価値として認めており、協同組合という組織形態であるかどうかにかかわらず、「バーク報告」に言う「協同組合の新しい価値」を共有するものとなっています。

協同組合や労働組合といった既存の社会運動組織が、これらの新しい協同の実践をどう評価するのか、どのような結びつきを構想するのか。「運動文化の刷新」が求められていると言えます。

また、「新しい協同組合」のがわでは、①参加者の要求の充足という出発点と、より広く地域や社会的なニーズに応えるといった側面をどう統一していくのか、②それぞれの分野での労働の専門性を高め、それを通じての人間の成長を保障するための組織や運営のシステムをどう構築していくのか、③経営や財政の面での自立性と自主性を確保しつつ、経営を成り立たせていくためには何が必要なのか、などについて検討を深めることが必要になっています。

総じて「新しい協同組合」が、人々のニーズに立脚した、新しい働き方、生き方を実現する事業体、運動体として、社会的にも価値がある存在を目指すならば、公共行政との関係を無視することはできません。新しい「公協コンプレックス」関係を具体的課題に基づいて構築することが必要であり、協同組合間提携を通じて「社会的経済」の実態をつくりあげていく戦略が不可欠です。

労働者協同組合の法制化はこうした戦略の重要な一環としての地位を占めています。基本研究会と平行して独自の研究プロジェクトを設けることを今総会で検討していただきたいと思えます。

## 地域協同集会から雇用シンポへの展開

93年度には、これまでも研究所の事業・研究活動の柱として位置付けられてきた地域協同集会が、北海道、長野、青森、山形・鶴岡で実現され、それぞれ大きな成功を収めました。

これらの集会は地域の特性を反映して、それぞれに個性的でありましたが、いずれも①地域の抱える問題点と地域住民の要求を明らかにし、②地域の協同の実践を発掘・分析・交流することによって、地域における協同の運動の可能性をさらに広げることができました。ことに、地域の行政機関、協同組合組織、さまざまな協同の実践主体、そして研究者と出会えたことは、今後の活動にとって貴重な財産となりました。

地域協同集会の成功は、その後も、神奈川、埼玉などでの協同集会の開催や地域別の協同の研究機関の設立への動きなどへ運動する新たな波及効果をもたらしていますが、他方では「雇用シンポ」という形で引き継がれようとしています。

製造業出荷額日本一の愛知、農業・漁業などの不振との二重の困難に悩む東北と、これまでの2回のシンポでは、不況が「地域空洞化」「雇用なき回復」を一層深刻化させている実態がクリアにされました。したがって、不況・失業問題を革新的な方向で打開するためには、①地域おこしの視点と政策をもった運動が必要であること、②労働者協同組合による「地域と人に役立つよい仕事」とその組織作りが有効であること、③短期的には不況・雇用問題解決、中長期的には南北問題や環境問題の解決に資する産業政策と労働力政策を共有する労働組合と労働者協同組合の「総合戦略」と相互協力が必要になっていることが明らかになってきました。

総会では、ひきつづき各地での協同集会や「雇用シンポ」の開催にむけて、研究者と実践家との必要な協力態勢についても議論を煮詰められるよう期待します。

## 高齢者問題を中心に高まる関心

研究所のこの一年間の事業・研究活動のなかで、急速にその比重を高め、また社会的な関心をよんだ領域の一つは、高齢者問題への取り組みでした。

昨秋の研究所主催の「ヘルパー講座」とそれを通じての在宅介護などに取り組む地域の高齢者自主福祉グループとの出会い、今春の栃木事業団の「福祉事業活路開拓ビジョン」作成の受託、センター事業団、愛知・三重事業団での「高齢者協同組合」発足の動き、研究所を介しての老人福祉施設作りへの接近など一連の活動を総括し、高齢者福祉の領域で研究所と労働者協同組合が理論・研究および事業・経営の力量を高め、この領域での事業展開の具体的実現を軸に、社会的公共的認知の突破口を切り開くことが求められています。

## 総会と研究交流集会について

今年是全国協同集会の年であり、11月に名古屋で開催が予定されています。総会と研究交流集会は、この間の協同の運動・研究の全国的結集軸として定着してきた全国協同集会の一層の前進のために必要な議論を積極的に行う場としても位置づけられます。

総会開催地の神奈川県は、生活クラブ生協やユニーコープなど消費生協を基盤にしたワーカーズ・コレクティブ、ワーカーズ・コープ、石鹼運動など消費者運動、市民運動を基盤にしたワーカーズ・コープの活動の先進地域となっています。このほかにも、エコテックをはじめ協同組合的事業体や、「学習コープ」などの教育・文化の協同組合も存在し、全体として「新しい協同組合運動の震源地」になっています。

26日の研究交流集会は、神奈川県における「協同のいま」を学び、交流する場として設定し、準備を進めています。全国と神奈川県内の協同の実践の一大交流の場として成功させるべく、皆様の積極的な参加を願うものです。



## 書 評

『信州に上医あり—若月俊一と佐久病院—』 南木 佳士 著 岩波書店(新書)  
定価620円 219頁

手島 繁一(協同総合研究所常任理事)

著者の南木さんは長野県の佐久総合病院に勤務するお医者さんである。彼のもう一つの顔は小説家であり、1989年1月に『ダイヤモンドダスト』(文芸春秋、1989年)という

作品で第100回芥川賞を受賞している。

本書の表題にある「上医」とは中国の古典「国語」の一節から取った言葉であるが、ここでは佐久総合病院の院長である若月俊一さんのことをさしている。

南木さん自身も述べているように本書の目的の一つは「若月が指導者となって築き上げられ、今では農村医療、地域医療のメッカとして広く知られている佐久総合病院の歴史と現状をふまえてその点を検証する」ことにある。この点では本書はこれまでもいくつか出されてきた若月と佐久病院に関する書物の延長線上に位置付けられるものであり、佐久病院とその活動についての最も新しい情報を提供するものとして有益であろう。

佐久病院はもともと農協立病院でありながらも、現在では佐久平一体の総合的な医療保健衛生活動のセンター的役割を果たす医療施設となっている。佐久病院が展開している先進的な地域医療活動については、同じ佐久病院の職員であった依田発夫さんが編んだ『在宅ケアの活きるまち』(自治体研究社1991年)に詳しい。

さて南木さんが本書を執筆したもう一つの目的は、人間若月俊一を描くことにあった。その視点は若月さんの業績を「無批判に讃える」のではなく、医療というそもそも矛盾に満ちた活動に携わることで見えてくる「真の人間性」を描きだそうとするものである。この点では、本書はこれまでの類書とは違った面白さに満ちている。

南木さんがそもそも佐久病院に研修医として飛込んだのは、今や古典となった若月さんの『村で病氣とたたかう』(岩波新書、1971年)に感動したからであった。だが、佐久病院での経験のなかで、南木さんは若月さんに対して次第に複雑な感情をもつようになった。

そして、彼は1981年に若月俊一と「再会」する。「出会いの場」となったのは、彼が難民医療日本チームの一員として出かけたタイの難民キャンプであった。タイの農村で巡回診療に従事し、疲れ切って何気なく貧しい農村風景を眺めているうちに、南木さんの胸にある一つの想いが急速に膨らんできた。少し長くなるが感動的な一節なので引用しよう。

「もしかしたら、昭和20年3月に東大から信州の田舎町に赴任した若月が見た農村風景もこれと似たようなものだったのではないだろうか、と。貧しいタイの農村を前にして絶望感しか抱けなかった私は、これと同じような状況の戦後の信州の農村で、文字通り『病氣とたたかった』若月のバイタリティーに率直に脱帽した。それまでの私は若月に対して、佐久病院の職員の一人としてその外面の良さと内に向ける管理者としての顔のあまりにも差異のあるのをあげつらって、陰で批判ばかりしていた。佐久病院院長としての若月は私のようなひねくれた部下の目には、ワンマン経営者とししか映らなかったのだ。もしあの時点でタイの農村を見ていなかったら、今日でも私の若月像は変わらなかったろうし、本書を書く気にもならなかっただろう。」

森鷗外に始まって、我が国では医者とは小説家の一大水源なのであるが、「二足のワラジ」をはいている人はまれである。南木さんがその珍しい存在であり続けているのは、彼が若月さんと佐久病院に惚れ込んでいるからなのである。

## 「神奈川ワーカーズ・コープ研究交流集会」をおえて

手島 繁一（法政大学講師・協同総研常任理事）

### 集会の概要

6月26日、横浜のユーコープ会館新館において「神奈川ワーカーズ・コープ研究交流集会」が開催された。協同総合研究所が、前日の総会、C I C O P A 世界大会報告集会にひきつづいて企画・主催した集会であった。

本集会の詳細については、近日中に『報告集』を刊行する予定なのでそれを参照してもらうことにして、とりあえず集会の概略だけをお伝えすることにしたい。

集会の参加者は約200名。内訳は、ユーコープ（コープかながわとコープしずおかなどで組織）関係46名、ワーカーズ・コレクティブ関係17名、日本労働者協同組合（事業団）関係51名、協同総研関係48名などであったが、テーマがテーマだけに女性の参加者が3分の2近くを占めた。研究所の催した集会としては前代未聞のことであろう。

### 報告とコメント

集会の全体構成は次のとおり。

#### ●問題提起 手島繁一（協同総研常任理事）

#### ●報告

①「地域福祉」におけるワーカーズ・コレクティブの役割 伊藤康子（ワーカーズ・コレクティブ《想》代表）

②新しい働きがい求めて 佐藤和美（ワーカーズ・コープ《キュービック》理事）

③労働者協同組合がめざすもの 永戸祐三（日本労働者協同組合連合会副理事長）

④環境家電ってあり？ 都筑建（ワーカーズ・コープ《エコテック》代表）

#### ●総括コメント

①神奈川ワーカーズ・コレクティブ運動—10年を経て、その現状と課題 小川泰子（神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会理事長）

②コープにおけるワーカーズ・コープの今後にむけて 井之川平等（生活協同組合コープかながわ

常務理事）

③労働者協同組合の経営 中田宗一郎（日本労働者協同組合連合会専務理事）

なお司会は、柳沢敏勝（明治大学教授）、石見尚（日本ルネッサンス研究所所長）の両氏が担当した。

### 討論とまとめの中から

フロアからの発言は、「新しい協同組合」的運動の実践報告と各報告・コメントへの質問および議論に大別できる。

前者では、愛知の子育てコープ、栃木事業団の「福祉と協同の里」構想とその実現をめざす取り組み、神奈川の「文化生協」、コープかながわの福祉・家事援助サービスのワーカーズ・コープ「愛コープ」、福祉クラブ生協がそれぞれ発言した。

後者では、①資本との競合の関係で、ワーカーズは「すきま産業」的領域でしか生存できないのではないか、②特に福祉の領域では、市場や公共との関係をどう考えるのか、また利用料金の設定についてはどう考えるべきか、③新しい働き方・生き方を求めることと事業的に成功することとの関係をどう考えるか、などといった刺激的で重要な論点をめぐって議論があった。

こうした議論を受けて、司会の石見氏は、われわれの運動が直ちにヨーロッパの労働者生産協同組合のように装置産業に関わることはできないにしても日本型のワーカーズ・コープのモデルを提案できる地点にはきているのではないかとまとめた。

時間の関係で十分な議論を尽くすことはできなかったが、労働者協同組合（事業団）、ワーカーズ・コレクティブ、ワーカーズ・コープという「社会的経済」の重要な構成主体と目されている組織が一堂に会し、経験を交流しながら、共通の目的にむけて議論することができたことは、大きな意義があったといえよう。

## つばさ流通の経営と事業

手島 繁一（東京都／協同総研常任理事・法政大学講師）

協同総研の基本研究会は、年間テーマ「新しい協同組合」のもとに、7月15日に第6回研究会を開催した。今次研究会は、流通・運輸産業の部門で労働者協同組合企業として奮闘しているつばさ流通の北島大蔵・副社長を迎えて、お話を伺った。以下、北島さんの報告を中心に、研究会の議論をお伝えする。

### つばさ流通の概略

まず、つばさ流通とはどういう協同組合企業であるか、その概略を会社案内風に記しておこう。

- \*会社設立 1985年
- \*会社形態 有限会社
- \*資本金 1650万円（出資金は5500万円）
- \*年間売上高 2億2300万円
- \*車両保有台数 25台
- \*社員 20名（アルバイトは常時を含め約40名）
- \*社員年代構成 60歳代（1）、50歳代（2）、40歳代（5）、30歳代（5）、20歳代（7）
- \*荷主構成 ①大学生協（電気工事、北関東甲信越定期便）、構成比30%。  
②東京および埼玉産直（新婦人と農民連との産消協同事業）、同5%。  
③事業団（墨田区の放置自転車撤去の提携事業）、同10%。  
④引っ越し（自社便が2～3割、KSヒッコシックという協同事業によるものが7～8割）、同25%。  
⑤その他（フリー業務）

### つばさ流通の原点

20年前にトラック労働者の組合（当時は全自運、現在の運輸一般）が結成されたのがそもそもの出発点であった。地域支部型の組織であったため、会社単位に組織された各分会の団体交渉には、地域支部総ぐるみで取り組むという対角線交渉が行われ、この中で運輸労働者の劣悪な労働条件が事

実として認識されるとともに、企業や職場を越えた労働者の団結と連帯が築かれた。

当時北島さんや小西明さん（現・つばさ流通代表）が所属していた運送会社では社長の交代とともに、経営危機に陥り、労働組合としても経営を立て直すために、荷主を探すなど協力態勢をとってきた。しかし、会社側は最終的には労働組合と一緒にやらないとの態度に出てきたため、労働組合は東京地裁に提訴して闘う方針を決めた。

ところが、準備書面もそろって、いよいよ裁判だという時点になって、小西さんが重大な方向転換を提起する。「こういう道ではなく協同という道もあるのではないか。裁判の結果は見えているのだから協同の可能性に賭けてみないか」…。小西さんの提起の裏には、芝田進午（広島大学教授）さんの考えや中西五州さんの提唱、こぶし座の実践などの影響があったと言う。だが当時の現実としては運輸産業部門における協同組合による事業の実践の例は乏しく、争議から自主再建の道は、裁判によって会社から労働債権や車庫、車などの物件を確保し、陸運局に認可を申請してからスタートするというのが通例であった。したがって、全くの「手探りの、前例のないところからの出発」であった。運輸一般内部でもケンケンガクガクたる議論があった。

ともかくこうして運輸一般の同じ地域支部に属する二つの分会の闘いの選択としてつばさ流通が発足した。当初10名の組合員が会社に辞表を提出し、出資金を基礎に必要な資本を調達し、車庫と車を確保し、荷主を作るなど一定の要件を満たし、陸運局に営業免許を申請した。認可は1年あまりでおりたが、通常の運送会社を立ち上げる場合、認可がおりる以前にも白ナンバーで「もぐり営業」をするのが、この業界では「常識」であるが、労働組合が作る企業であるということから、苦しか

ったが「つばさ」は一切の脱法行為はしなかった。会社設立時から出資金を制度化している。一人200万円をめどに、出資しなければ社員にはなれない。

### つばさ流通の現状と課題

つばさ流通の営業成績を業界の平均値との対比で見ると、保有車両台数では東京のトラック業者約4000社の平均が10台程度であるから、「いばれる数字」であろう。一台当たりの売上高では、業界の平均値を凌駕する水準を誇っており、近くのトラック協会の地域副支部長も「腰を抜かす」程である、という。他方、不動産をもっていないという重大な欠点が克服されておらず、この点での対応を現在考慮中であるということだ。

経営方針上、設立当初から重視してきたことは、一つは、「赤字を出さない経営」。もう一つは、「大手運送会社の下請けはしない」ということ。

つばさ流通の発展の要因であり、また協同組合企業としての特徴である点は、「労働者の確保と業務拡張を同時進行的に追求してきた」ことであろう。この業界では、仕事をどんどん取って、人の確保はそれを後追いでいくというのが普通である。また、この業界の体質として、経営者が人を意識的に育てないということがある。仕事を教え、人を育てると独立されてしまうという恐れがあるからだ。つばさの挑戦は、協同組合としての原則の忠実な遂行であるとともに、業界体質への果敢な挑戦でもあるといえる。

設立後の人材確保の方法についても、運輸一般の仲間を労働組合の了解のもとに移籍させたり、荷主側の職員をリクルートしたり、あるいはアルバイトの中から優秀な人を勧誘したりするなど、具体的な仕事の中で試された人材を確保して行くようにしている。会社設立以来人身事故がゼロであるというのは、こうした人材確保や教育の成果として誇るべき実績であるといえよう。

つばさ流通の意志決定は、日常的には正副社長ら3人で構成される経営委員会が当たり、重大な案件については随時全体集会を招集して議論、決定するという。ただし、意志決定システムとして

は明確に自覚され、制度化されてはいない。数年前に調査に入った柳沢明大教授の言によると「文書化された決まりがほとんどないのがつばさの特徴」とのことだ。一見ルーズな組織であるかのようには思えるが、制度や決まりなどの権力的契機なしに組織が効率的に動いていく、その「つばさの文化」こそ注目されるべきであろう。それを可能にしているのは何か、研究会でもひとしきり質問が集中したのもこの点をめぐってであった。

さて、労働者協同組合企業としてのつばさ流通の労働条件と権利はどうなっているのだろうか。経営数字はすべてオープンになっている。年収は平均で約500万円超。大型トラックのベテラン運転手の平均賃金レベルだそうだ。賃金の決定は労働者自身が組織する賃金委員会で行われる。言わば、労働者による自己決定のシステムともいえるだろう。「労働者の能力の差が歴然としてきた」段階においては、従来の労働の成果配分についての均等割方式を改め、賃金委員会の再編成、労働評価の基準改定などが必要になっており、新たな模索を始めている、とのことだ。

創立9年の苦闘を振り返って、北島さんはつばさ流通の現状と今後について次のような認識を示している。「企業としては不動産がないという重大な欠点はあるが、自前の荷主をもち、週休二日制も導入し、賃金も世間並み以上にはなったが、労働者に協同の意識が今一つ欠けているような気がしてならない。全て自主申告、タイムレコーダーもない、タコグラフもない、懲罰もない、……労働者不利条項が見当たらない組織の今後には危惧を感じてしまう。」

辛口の評価を下しながらも、北島さんの口調には満々たる自信が感じられる。北島さんは若いころ自転車競争の選手として活躍したそうだ。自転車競技の世界最高峰のレースであるツール・ド・フランスのように、「エースを中心としながらも、一人一人がもっている能力を出し切って、みんなの力で勝つ」、これが北島さんが理想とする「新しい協同組合」なのであろう。

## 労働組合運動の新しいあり方を考える

手島 繁一（法政大学講師／協同総研常任理事）

名古屋協同集会第8分科会では何が議論されるのであろうか。ここでは準備の任に当たる一人として、これまでの協同集会の流れと労働をめぐる協同の実践と理論の状況を整理し、第8分科会への問題提起としたい。

第8分科会は直接には92年の京都協同集会（以下、京都集会）の第6分科会を引き継ぐ関係にあることから、①京都集会の成果と残された論点を振り返り、②京都集会以降の2年半の実践と理論の変化や発展を大づかみに整理したうえで、③名古屋集会の基調テーマ「人と地域に役立つ、新しい働き方と協同の仕事おこし」にもとづいた討論課題と方向を考えてみたい。

### 92年の京都集会では何が議論されたか

京都集会の第6分科会のメインテーマは「労働組合と協同組合—いま二つの運動の交流と連帯を」であった。この段階では、協同組合の類型や差異を捨象して協同組合一般と労働組合ないしはその運動との関係をどう認識するのかに主要な問題関心があったからである。

この課題には様々なアプローチがありうるが、両者の関係を本格的に考える初めての場であるということから、とりあえず二つの運動と組織が相互に重なり合っている領域を取り上げて検討することとし、討論課題を二つに区分化した。

一つは「協同組合労働者の労働組合活動」。〈共通論点〉を、「職場のあり方、事業体としての協同組合のあり方、地域のあり方についての労働組合の視点とその改革へのとりくみ」とし、①京都生協労組、②農協労連新潟、③長野厚生連労組、④中高齢雇用福祉事業団が〈報告〉を行った。

二つめは、「労働組合による労働者協同組合づくり」。〈論点〉は、「労働組合運動の模索の中で、なぜ事業経営に踏み出したのか。その背景、課題、展望、そして労働組合の労働観」とされ、〈報告〉は、①国労闘争団（音威子府、福岡）、②ワーカーズ・コレクティブ調整センター、③自交総連大分、④大西広・京大助教授（労働運動、業者運動によるビジネス—東京土建の調査から）であった。

討論の中では、第一のテーマをめぐるかなりの激論が交わされた。特に、京都生協労組と他の三つの労組・団体との間には、協同組合観、協同組合労働観、労働組合観などについて明確な見解の相違があることが明らかになった。京都集会は、今から振り返って考えれば、労働組合と協同組合という両組織間の「交流と連帯」を掲げた初めての集会であったが、その出発点にして早くも両組織間に一筋縄ではいかない「緊張的協同関係」あるいは「協同的緊張関係」があることを自覚させられた場であった。

さて、協同組合労働という点について、端的に表現すれば「雇われもの意識の克服か、確立か」という議論の対立が明らかになったが、同時に生協、農協、医療生協、労働者協同組合などの協同組合の各類型やそれぞれの協同組合の発展段階や規模などによる環境条件の相違によってそれぞれ抱える問題が異なることを相互に理解し合うことの重要性が確認された。

そのうえで、協同組合労働の問い直しを原点として、事業・経営・労働の改革への労働組合の積極的なかわりが必要になっていることが大方の強調点であったように思われる。

第2の討論課題については、「労働組合による

仕事おこし」とも言うべき自主再建・自主生産の経験交流を通じて、その発展方向と課題を析出しようという狙いはあったが、この段階ではまだ論点を明確にすることはできなかった。とはいえ、それぞれが孤立しがちな運動や組織が出自や育ちの違いを越えて学び励まし合うことの有効性を改めて確認することができたように思う。

## 京都集会以降の理論と実践の発展

### (1)地域協同集会と「雇用シンポジウム」の経験から

京都集会以降北海道、青森、長野などで開催された地域協同集会、さらに名古屋、仙台、佐賀、岡山と展開されてきた「雇用シンポジウム」のなかでは、不況下の地域と労働の変化が明らかにされるとともに、その変化の中から新しい仕事おこし、地域づくりの運動が力強く発展してきていることが検証された。地域の産業、環境、教育、文化、生活を守り発展させるために、これまで各課題毎に積み重ねられてきた運動がどう手をつなぐのか、生協、農協、労働者協同組合、労働組合それぞれの組織が構成員の利益だけでなく、地域づくりのために何ができるのかを考えなくてはならない、またそうすることなしにはそれぞれの組織の発展もあり得ない、ということがそれぞれの集まりの中でもごも語られ、確認されてきたように思う。

京都集会の論点とのかかわりで言えば、労働組合、協同組合ともに、労働の改革と地域づくりという新たな運動領域への積極的なかかわりが課題となっていると言えよう。

### (2)協同組合労働をめぐる新たな動き

協同組合労働については、レイドロウ報告の中で、「協同組合事業の最も深刻な弱点は、一般的にみて、協同組合における雇用者と従業員との関係である」として、ことの重大性が指摘されている。また、ベーク報告を受け「従業員参加」を明文規定化する内容の原則改定案が提案されている。とすれば、協同組合の労働組合としても、参加型民主主義の実践に向けてその体勢を整えなけ

ればならない。

生協総研は、昨年「生協労働と職員問題研究会」を発足させ検討を深めてきた。折しも名古屋協同集会の前日には研究成果を発表するシンポジウムが行われることになっている。これらの研究成果との交流の場としても分科会の意味は大きい。

一方、本年6月の「神奈川ワーカーズ・コープ研究交流集会」は、一つの県の事例ではあるが、生協労働の大きな変化を実感させられるものとなった。生協組合員による労働を通しての参加の新しい形態であるワーカーズ・コープあるいはワーカーズ・コレクティブの活発な動きは、労働者協同組合の生協提携ともあいまって、生協労働の編成を大きく変化させ、ベーク報告の言う「利用者と従業員が一体」となった協同組合形態を予知させるものではなかろうか。

協同組合組織における、こうした新しい労働関係が築かれるならば、それは不況下に呻吟する中小零細企業や自主生産企業にも大きな影響を与えるものとなるだろう。

### (3)中小零細企業と自主生産企業の新しい発展方向

京都集会の第2セッションに集まった自主再建・生産企業あるいは組織は、その後「労働者協同組合グループ」という新たな発展方向の選択肢を持つに至った。必ずしも労働者協同組合という組織形態を取らないまでも、事業や経営、生産の方式で協同組合的な在り方を追求しながら、社会的経済の一翼をになう生産・サービス事業体として、協同組合間の提携を強め、地域経済に貢献するという方向は、自主生産企業のみならず大企業の系列・下請け化を拒否する中小零細企業の今後の方向としても、十分に考えられよう。

また、労働組合が企業経営が危機になる以前からそうした方向を提起して闘うという運動方向も考えられよう。今回の分科会で、中小零細企業で苦闘する地域の労働組合に報告をお願いするのは、以上の含意からである。

## 『平岩レポート』を読む

手島 繁一（東京都／法政大学講師・協同総研常任理事）

### 基本研究会の新しいテーマ

協同総研の基本研究会はこれまで「新しい協同組合—その特質と発展方向」をテーマに、主として具体的な事例を取り上げて研究会を積み重ねてきたが、94年10月からは「協同からの産業・労働政策」を新しいテーマとして、再編することになった。これは、これまでの新しい協同組合の発掘・追跡とその研究という趣旨を発展的に活かしながら、新しい協同組合の内部的性格の分析にとどまらず、それを主体とした新しい社会・経済システムを構想すべきではないか、との問題意識が議論の中から自覚されてきたからである。

こうした問題意識の深まりにとって大きな役割を果たしたのは、これまで5回にわたって行われてきた全国縦断雇用シンポジウムであった。雇用シンポでは多様な論点が提起されたが、ここで特に強調したいのは、①製造業・非製造業・農業を問わずあらゆる産業分野でいわゆる空洞化と合理化が予想以上に急速に進み、②それに伴って地域経済の陥没と地域社会の荒廃が深刻になっていること、他方、③農業における新しい組織化や消費者との提携が活力を生み出していること、④生産・サービスの部門においては新しい働き方や経営を実践する事業体が社会的な共感を広げつつあること、⑤医療や福祉の現場では新自由主義的な政策による困難に直面しつつも高齢者、障害者自身による仕事おこしが進みつつあること、また地域における自主的な福祉活動が点から面への展開を見せつつあること、⑥生協組合員の活動から出発したワーカーズコープが至るところで活動し、先進的な経験では生協から地域へ活動の領域を広げていること、などなど具体的な例を挙げるだけの紙幅がないのが悔やまれるが、オルタナティブな協同の運動と組織が爆発的ともいえるほどの広

がりと高まりを見せていることが実感された。

これらの運動と組織が必ずしも協同組合という組織形態を自覚的に選択している訳ではないが、産業、地域、労働の変革を志向しているという共通点は指摘することができる。基本研究会は、こうした協同運動の広がりや、協同の側からの政策立案という形でサポートすることを目的にしている。

さて研究会で取り上げる小テーマとして今のところ考えられているのは、

- ①政府・財界の戦略
- ②産業と労働の未来予測
- ③「国際化」の光と影
- ④協同の金融システム
- ⑤戦後開発政策の総括
- ⑥経済民主主義と内発的発展の方向、働くもの側からの労働力政策
- ⑦非営利セクター・協同組合の役割と仕事おこしの社会的支援システム

研究会は2年後に「最終報告」をまとめることを目標に、月1回のペースで行い、95年2月に予定されている雇用シンポジウム第6弾（東京）までに「中間報告」を発表する予定である。

したがって、研究会はこれまでの基本研究会とはその性格をやや異にしており、学習会型研究会ではなく、プロジェクト型研究会という性格のものになる。研究会に責任をもつ委員は、黒川俊雄（座長）、杉本時哉、飯島信吾、菅野正純の各氏と筆者（事務局担当）である。このほかに日本労働者協同組合連合会からも委員がでることになっている。

報告作成を目的とするプロジェクト型研究会とはいえ、これまでどおり門戸は開かれており、会員の参加は自由であるので、積極的な参加と発言をお願いするものである。

『平岩レポート』とは

平岩レポートは、1993年9月16日、細川首相の要請により発足した経済改革研究会（座長・平岩外四経団連会長、平岩研究会）が述べ13回の会議を重ねてまとめたものである。この間、11月8日には中間報告「規制緩和について」を発表し、12月16日には最終報告「経済改革について」を首相に提出した。俗に『平岩レポート』といわれるのはこの二つの報告を指している。

平岩レポートこそ、政府と財界の現段階における21世紀戦略を集大成したものであることは、衆目の一致して見るところである。それゆえ、研究会の最初のテーマに取り上げたのである。

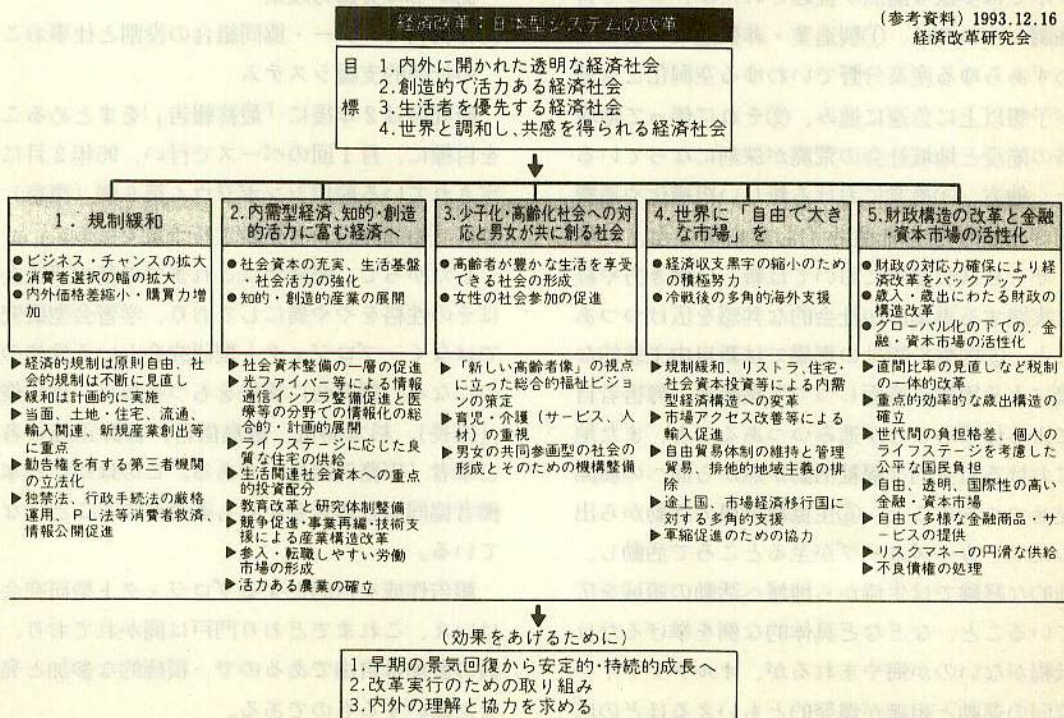
平岩レポートの内容分析に入る前に、平岩レポートに至る政府・財界の戦略構想の流れを見ておきたい。

プレ・平岩レポートの段階で重要な文献は、1985年9月のG5諸国の「プラザ合意」に基づいて発表された「前川リポート」および「新前川リ

ポート」であった。このレポートの内容を詳細に分析する余裕は今はないが、ここでは①日本市場の開放・自由化・国際化、②日本経済の内需優先型への転換、③日本企業の対外直接投資の増大がポイントであった。

他方、経団連は90年5月、「社会とともに歩む企業像確立へのわれわれの決意」（「経団連決議」）を発表したが、それは「経済民主主義」という理念を掲げて、一方で政府の規制緩和を求め、他方で企業が消費者・生活者をより重視して国民生活の向上の実現に努力することを唱えた。注目されるのは、経団連が「経済民主主義」という概念を積極的に取り上げたことであり、90年12月に登場する平岩経団連は国の内外からの大企業体制への批判の強まりを前に「『企業の論理』を主張してきた伝統的な経団連像からの脱却」（『日本経済新聞』92年3月28日付）を時代的使命として自覚するのである。なおこの決議の中では、通商政策の基本は、「多国間協力」を「先決」させるとともに、「日米間の協力態勢を確固たるものにする」こと

(参考資料) 1993.12.16  
経済改革研究会





におかれている。また、産業政策の基本は、「公正な自由競争経済の実現を期し」、「行政改革・規制緩和を徹底」することにおかれている。これはそのまま、産業構造審議会の90年7月答申「通商産業政策のあり方（90年代通産政策ビジョン）」の基調となっている。

さて、「前川レポート」に始まる政府・財界の戦略構想の検討は、92年宮沢政権のもとでの「生活大国5カ年計画—地球社会との共存をめざして」に集約され、政策目標となった。「企業中心型社会」から「個人生活優先社会」へ、「生活者・消費者の重視」へ、がそのメインスローガンであった。

こうした文脈の中に平岩レポートをおいてみると、それは高度成長から安定成長への軌道修正に成功した日本の社会経済システムが、「国際化」、「情報化」、「高齢化」の波を迎えて、更なる修正モデルを構築する戦略であると言える。

### 『平岩レポート』の全体像と特徴

『平岩レポート』の全体像は、同レポートに付されている左図がよくそれを示している。

ここではその特徴点だけを触れる。

①主要なターゲットは「公的規制の緩和による競争原理の導入」におかれている。

②その実効性を保証するための方策まで踏み込んでいるのは近年の各種答申の中では特徴的である。例えば、撤廃すべき500の法律を明示していること、規制緩和の推進体制の提示、5年間という期間の設定、第三者機関による監視体制創設の提案などである。とはいえ、政官財の強固なトライアングル・システムの抵抗を排することができるかどうかは予断を許さない。

③規制緩和の原則は、「経済的規制は原則撤廃、社会的規制は自己責任を原則に」とされている。

経済的規制とは「自然独占等への対応」を主目的とするもので、「公益事業規制等における参入・退出、価格、投資等の規制」などの政府活動を指す。社会的規制とは「外部性・非価値財への対応」を主目的とするもので、「公害防止、環境保護、

健康・安全確保、麻薬取締、火薬取締」などの政府活動を指している（植草益『公的規制の経済学』）。

④福祉と教育を特に明示して「規制緩和の聖域を設けない」と主張している点は、中曽根政権以来の新保守主義路線の貫徹への強い決意を示すものとして注意が必要だろう。

⑤雇用の問題では、平岩レポートに基づいて日経連が行った試算が注目される。それによると、「製造業と非製造業・農業との間の大きな生産性格差」を是正していくと「2千万人の余剰雇用が生じる」とのショッキングな報告がされている（「内外価格差解消への提言」93年）。わが国の雇用労働者は約6千万人であるから、その三分之一が失業の危機にさらされるというのだ。

⑥さてこうした雇用機会の喪失に対して平岩レポートが用意する受け皿が抽象的であることが問題である。「社会的資本の整備」、「光ファイバー等による情報通信インフラ整備促進と医療などの分野での情報化の総合的・計画的展開」などでは、到底「労働の未来」は見えてこない。

### 新しい産業政策を求めて

こうした平岩レポートに集大成されている産業、地域、労働の21世紀戦略に対抗して、「協同の側からの産業・労働政策」を練り上げることはいよいよその必要性を高めている。その基調はこのほど成功裏に終わった名古屋協同集会のメインスローガン「人と地域に役立つ、新しい働き方と協同の仕事おこし」が象徴的に表現しているのではなからうか。

具体的な議論は今後基本研究会などで行うこととして、最近発表された岸本重陳氏の提言は示唆深い（「日本経済の転換をどう実現するか」『生活協同組合研究』1994年12月号）。

氏によれば、鉄鋼、自動車、家電、一般機械の「四天王」産業を主導力とする産業構造は「基本的に逆立ちしている」。「四天王産業が一部を残して海外にいつてしまうのは仕方がない」として、（P20へつづく）

## 書評



## 『現代日本の企業と社会 人権ルールの確立をめざして』

森岡 孝二 編著 法律文化社  
定価2575円 190頁

木下 武男 (法政大学講師)

昨年末、朝日新聞は、戦後50年を念頭に置いて、「カイシャ大国」という記事を長期にわたって連載した。企業社会は、いまや現代日

本社会を言い表す共通タームになりつつある。しかし、企業社会現象の批判はすぐできても、その形成要因や構造、改革については、まだ学問的には発展途上である。ただ、そのなかでも、企業社会論は、研究者のあいだで研究課題として共有されつつあることは確かだ。本書の執筆者たちが所属する基礎経済研究所は、専門研究者とともに、働きながら高度の研究能力を修得しようとする者たち擁している。まさに、企業社会論はこのようなところの集団的研究にふさわしい課題といえよう。企業社会論は象牙の塔のなかでは書けないからである。

本書の構成は、第Ⅰ部「現代日本の企業経営と労働の変容」には、「日本型企業社会の仕組みと企業システム」(十名直喜)、「崩れゆく終身雇用制と非正規労働者」(高田好章)、「中小企業における生産システムの変容」(小野満)、「NTTにみる民営化以後の経営と労働」(西田達昭)の4本の論文がおさめられている。

また第Ⅱ部「企業中心社会の変革と人権ルールの構築」には、「残業およびサービス残業の実態と構造的誘因」(森岡孝二)、「金融機関における『高生産性内働体制』」(森井久美子)、「女性の社会的労働参加と企業社会の変革」(池田清)、「日本における外国人労働者の流入過程と労働者派遣法」(仲野組子)、「『生活大国』論と土地・住宅問題」(高島嘉巳)の5つの章がおかれている。

さて、これらの諸論文は、十名論文を除いては、それぞれ専門分野の解明を目的にしたものであ

る。労働問題の専門研究を集めてもそれは企業社会論にはならないが、本書は、「企業という労働生活の場から企業の外の家庭生活、地域生活にまで視野を広げることによって、いちじるしく企業中心の現代日本の労働と生活のシステムを考察」することを共通目標にしているために、個別論文の収録との感を免れている。日本の生産システムや中小企業問題、残業、女性問題、派遣労働者、住宅問題などいずれも企業社会の全体像と深くかわる個別課題である。これらの個別と全体との緊張関係を持続することによって企業社会論は豊富化されていくに違いない。

また本書では、企業社会の変革について多くが論じられているわけではないが、池田論文にある「『日本的経営』を支えている大企業の正規職員中心の企業別労働組合のあり方を問い直し、『日本型家族』を克服し、企業福祉への依存から公的福祉への転換を展望」しているという指摘は、「女性の自立」にとって必要であるだけでなく、企業社会そのものを克服する方向性としも了解される点であろう。

最後に今後検討されるべきだと思われる点は、日本的労使関係についてである。本書では「くずれゆく終身雇用制」(34頁)や、日本的労使関係が「崩壊しつつある」(130頁)、また「自ら崩壊してしまった」(123頁)などの表現がめだつ。評者は、戦後における日本的労使関係の復活・確立・再編の過程こそが、企業社会の形成をうながした根本要因であり、日本的労使関係を労働者の支配・統合のメカニズムとみなしている。現局面のドラスチックな変化は、崩壊過程ではなく、再編過程ととらえるべきだと思われる。

<研究会通信> 第21回「労働組合運動と『協同』」研究会 1995年9月22日 明治大学

## 全日自労三重県本部の歴史をまとめるにあたって

手島 繁一（東京都/協同総研常任理事・法政大講師）

### はじめに

全日自労(正式名称は全日本自由労働組合)は、失業対策事業で働く人々の労働組合である。失対事業は1949年5月、緊急失業対策法の制定によって始められたが、来年3月をもって打ち切りになる。それに伴って、戦後の日本労働組合運動に特異な位置を占めてきた失対労働者の運動もその幕を降ろすことになる。

労働組合運動に多少でも関心のある方は、全日自労が過去相当の年月をかけて失対終息を見越して、失対労働者以外に組織対象範囲を拡大する新しい組織戦略を展開してきたことはご存知であろう。現在の全日自労は名称も「全日自労建設農林一般労働組合」と改称し、建設産業や農林業に携わる労働者ばかりか、ダンプ、学童保育の指導員などまでを組織成員とする一般労働組合として変身を遂げている。そのことは承知のうえで、しかしながら失対事業の終息はそれはそれで一つの歴史の終わりであり、少なくとも失対労働者の運動の終焉であることは間違いない。そうであるならば、失対労働運動が終焉を迎えつつある今日こそ、失対労働運動とは一体何であったのか、それは戦後日本の労働運動の中でどういう意味を持っていたのか、そしてその運動が培ってきたものは今後どう活かされなければならないのか、などの論点を整理し記録にとどめておくことが必要であろう。

### 中西五洲さんからの依頼を受けて

実は、こうした問題意識で失対労働運動の歴史をまとめてほしいと相談を持ちかけてきたのは、中西五洲さんであった。あらためて言うまでもなく、中西さんは1952年、全日自労の前身である全日土建から失対労働者組織が分離独立して発足した時に弱冠29歳で委員長に推されて以来、その人生を全日自労の歴史と重ねてきた、いわば失対労働運動の体現者である。彼自身の経歴や考え方は、

著書『労働組合運動のロマン』(労働旬報社、1987年)に詳しいが、今回の歴史編纂にかける彼の思いは次のようなことであった。

総評時代、全日自労は炭労、全鉱、全駐労などと幾たびか共同闘争をくんできた。それは、これらの組織が何れも「先がない」組織という点で共通の悩みや苦しみを抱えていたからである。しかし、これらの組織が総評の中で果たしてきた役割と功績については歴史の中で、きちんと位置づけられるべきであろう。全日自労は失対労働組合としてはなくなるが、その運動や思想を継承するものを何らかの形で残しておきたい。全日自労の運動の中から、生活協同組合、中高年雇用福祉事業団、労働者協同組合、高齢者協同組合などを次々と生み出してきたのは、中西さんのこうした思いの発露でもあった。

さて、中西さんの依頼を受けて協同総研では委託研究として歴史編纂にとりかかることになった。プロジェクトチームのメンバーは、私を座長として法政大学講師の木下武男さん、ルポライターの矢吹紀人さんの3人。シーアンドシーの飯島信吾さんにも出版の相談に乗ってもらうことになった。

### 聞き取り調査を終えて

実際の歴史編纂作業は7月初めから始動したが、たちまちの内に困難に直面した。三重県本部は発足当初から当局や警察との激しい対決を繰り返してきており、度重なる弾圧の毎に書類は廃棄されてきた。また残っていた数少ない文書類も数年前、県本部の建物の修理中に大雨に襲われ流出するなどの不幸に見舞われ、大会決定、機関紙などの基本となるべき文書資料がほとんどないという事実を知った時には、さすがに暗澹たる気持ちに陥ったものだ。

したがって、当事者の聞き取りを中心に据えて編纂するという方針を取らざるを得なかった。夏

休み一杯をかけて、松阪、伊勢、津、四日市、伊賀上野の5市を巡って、3次にわたる聞き取り調査を敢行した。松阪が15人、その他の各市はそれぞれ5～10人程度で、延べ40人近い方々から聞き取りを行うことが出来た。失対への新規就労が閉ざされてから数十年が経っているので最高齢者が82歳、もっとも若い方で62歳という、文字どおり「歴史を紡ぐ人々」(矢吹紀人さんが全日自労の幹部からの聞き取りをもとに著した本の題名)の集まりとなった。中には数十年ぶりの再会を喜び合う方々もおり、聞き取り会場が「同窓会」の席に一変する場面もたびたびあった。

そういう訳で、話がどうしても自らの青春時代、すなわち1950年代に集中し、運動や人物の評価が主観的になりがちであったり、正確な年月日の記憶が曖昧であったりなどの問題点がありながらも、皆一様に全日自労という労働組合を自分の人生の宝物のようにして生きてきた思いがひしひしと伝わってきた。「失対がなかったら、この組合がなかったら、ワシは恐らくオテントサンをまともに見れんような人生を送っていたやろ」、異口同音に口をついて出る言葉がこれであった。この聞き取り調査を経て、ようやく編纂作業の前途が見えてきた。

### 三重県本部の歴史にふれて

さて、今回の歴史編纂は失対労働組合運動の全体の歴史を対象とするものではない。三重県本部の歴史に限られている。それは直接的には、三重県本部からの依頼があったからである。当面の研究の力量や課題との関係でも、全日自労の中でも一貫して先進的な運動経験を持ち、また今日的にもその延長線上に高齢者生協という新しい運動課題と格闘している三重県本部の歴史を対象を限定した方が、失対労働組合運動の特質をより明らかにすることが出来るのではないと思われる。

さてその点に係わって、これまでの聞き取りや資料調査から、印象的ではあるが全日自労三重県本部の運動経験の特徴についてふれたい。

#### (1) 失対労働組合運動の特殊性について。

全日自労の運動は日本の労働組合運動の主流と

は明らかに違う特徴を持っている。それは組織形態論で言う企業別組合ではなく、一般組合的色彩を濃厚にもった労働組合組織であったということだけでなく、地域あるいは生活共同体的組織であったということであろう。民間大企業で高度成長期に特に顕著になった機能主義的傾向とは全く逆方向を指向していたということが出来る。

全日自労がなぜ、制度改革を求めつつ自立を基礎にした相互扶助組織を作り出していったのか、事業団あるいは高齢者協同組合を発想することが出来たのかという点のいくらかはこのことで説明できるように思われる。

(2) 全日自労の運動は内部的には、一面ではルンペン的一揆主義とのたたかいであり、他面では戦後の左翼運動の中に根強くあった権力闘争至上主義とのたたかいであった。全日自労が総評内の左派を代表する組織であり、70年代以降は一貫して統一労組懇の主力組合であったことから、ともすれば「模範的な労働組合」という印象を持たれがちであるが、そうであるための努力こそ人々にとって興味があるところではないだろうか。

#### (3) 三重県の運動の先進性と特殊性について。

三重県の運動はいくつかの点で全国の運動を引っ張っていく役割を果たした。51年10月の松阪職安事件は、東京の同様の運動とともに、職よこせ運動の発火点になった。50年代後半からは全国に先駆けて対県統一交渉を実現し、58年には就労日数、冬季・夏季手当で国の基準を突破する高水準の要求を実現した。三重県の手当が日本一であることは当時の県議会でも毎年問題となり、朝日新聞が全国版の1面トップに大きく取り上げたのもこの頃のことである。

労働者協同組合という発想を生み出すことになる運動経験であった「民主的改革」という方針を掲げて実践に移したのも三重県が最初であった。もっとも、この「方針転換」はそれほどスムーズにいった訳ではないことも率直に語られたが。

これらはほんの一部の事例にすぎないが、それを可能にした客観的条件とリーダーシップの特殊性などについても今後追跡していきたい。

## 非営利協同セクターの形成に向けて

手島 繁一（東京都／法政大学講師・協同総研常任理事）

第5回基本研究会は、「非営利協同セクターの形成に向けて」というテーマで、後房雄名古屋大学教授に報告をお願いした。後さんの報告は、すでに『協同の発見』誌に以下の表題で掲載されている。①「ワーカーズ・コープとNPO（非営利組織）」(45号、1995年12月)、②「非営利セクターへのイタリアの道」(47号、1996年2月)。

研究会のねらいは、たまたま後さんが昨年秋に行ったアメリカのNPO組織とイタリアの社会的（連帯）協同組合の調査研究の成果を伺い、あわせて日本における「非営利協同の大連合ないしはセクター形成」の可能性と戦略方針を探ろうという、気宇広大なものであった。わが研究会の気宇広大さはいつものことではあるが、今回の研究会ではこれからの具体的な活動に結びつくような、それなりに地道で実践的な議論もなされたように思う。

論点は大きく次の二つであった。

①アメリカやイタリアにおける非営利組織を支援する法制度や行政のバックアップ体制といった制度的条件がどうなっているのか。また、それらの制度的諸条件を生み出し、支えている、より広い意味での社会的あるいは文化的・宗教的環境条件はどういうものか。

②アメリカのNPOとイタリアの社会的協同組合の内部的構成の特徴、特にボランティア会員と専従者の権利義務関係や仕事の分担関係、内部的民主主義の保障形態などはどうなっているのか。

報告と討論の概要をお伝えするのが研究会通信の本来の役目ではあるが、報告については前記の論文を参考にしていただくことにして、アメリカと日本のNPOについてコメントしたい。

### アメリカのNPO組織から学ぶもの

アメリカのNPOについては、北アメリカへの

最初のピューリタン移民、ピルグリム・ファーザーズの宗教的信念にその起源が求められる。植民地時代の有名な宗教的リーダーであるコットン・マサーの「道徳上模範的なものをボランティアによって行い、社会の対立を和らげ、そこに調和を見いだす」との言葉は、今日でもアメリカのボランティアのテキストなどでよく引かれている。

合衆国建国のリーダーたちは、連邦政府の機能と権限を外交と国防に関する事務機能に極小化し、コミュニティと市民団体による自治を統治の理想とした。

後報告のなかでもふれられたアレクシス・ドゥ・トクビルがアメリカを訪問したのは、フロンティアの消滅を目前にしたアメリカン・デモクラシーの展開期であり、彼はそこで、ヨーロッパの旧社会とは違ったアメリカ社会のデモクラシーのあり方に強い衝撃を受けて、名著『アメリカの民主主義』を著した。トクビルが特に注目したのは、市民による自発的団体の活動であった。

「アメリカの市民はあらゆる年齢層、あらゆる考え方の人びとが、いまグループを形成しつつある。単に、経済的な産業的なグループというものではなく、もろもろのタイプのグループである。宗教的なもの、道徳的なもの、中には不毛なものもある。非常に大きなグループもあれば小さなグループもある。アメリカ人として一緒になってお祭りをやり、修道院を造り、本を配布し、宣教師を派遣するという動きになっている。そして教会を建て、病院を建てる。そういう模範を示して社会を良くしようとしている」。そして、ヨーロッパ社会との違いをこう指摘する。「こういったことはフランスでは政府が担うであろう、イギリスでは領主が出てくるところだが、アメリカでは市民グループが登場してくる」。

こうした起源と歴史をもつアメリカのNPO組織の現状については、近年多くの文献が出されている。レスター・サラモンの研究はその代表的なもので、彼が米国のNPO組織の活動を指して、「第三者による統治」、「連帯革命 (associational revolution)」と呼んだのは、われわれの記憶に新しい。その全般的活動について紹介する余裕はないが、後報告のなかでわが国のNPOとの違いとして特に強調されていたのは、社会的あるいは公的支援制度の存在とともに、個々のNPOを支援する中間的 (intermediary) NPOの存在である。これらの中間的NPOは、融資、専門技術や知識の提供、人材の養成や教育などを通じて第一線のNPOを支援することを目的としている。

後さんの言葉で言えばNPOのマクロ構造が一つのセクターとしての実質を保障する最重要な基盤を形成しているのである。非営利協同のセクターをめざすわれわれの戦略方針にとって学ぶべき点の一つがここにあるように思われる。

## 日本のNPOの現状

ところで、わが国においてNPO組織にたいする関心が高まったのは、阪神大震災でのボランティアの活躍がきっかけになったかのように言われるが、実はそうではない。

わが国のNPO活動は最初は国際開発協力の分野から始まった。それは全人類的課題としての地球環境保全への市民の側からの自発的対応であったが、政府開発援助 (ODA) への批判的認識を共有した市民や民間団体が主であったため、これらの活動を行う団体はNGO (非政府組織) と呼ばれていた。これらNGO団体の出自は様々であり、たとえば宗教組織を基盤にするもの (曹洞宗ボランティア会、YWCAなど)、市民運動組織を基盤にするもの (日本国際ボランティアセンターなど)、国際的な環境保護団体を基盤とするもの (グリーンピース・ジャパンなど) などが比較的知られているが、わが国のNGO組織にとって画期になったのは、冷戦構造の崩壊であった。湾岸危機・戦争、カンボジア和平・復興などの国際的

課題に市民の側がどう応えるのか、「国連協力法案」「PKO協力法案」など政府が考える「国際貢献」政策を単に批判し、反対するだけでなく市民サイドからの国際協力のあり方を提示し、実践することが求められていた。こうした課題にこたえてめざましい活躍を見せたのはNGO組織であり、活動の内容においても単なる反対運動だけではなく、「代案提示・実践型」運動が創出され、社会運動の側に新たな運動主体と内容をもたらすきっかけを作った。それはまた、わが国の伝統的な左翼社会運動文化の刷新の第一歩でもあった。

他方、NPO組織と運動の経験もわが国においては一定の蓄積をもっている。私見によれば、市民運動団体がNPOとしての自らのアイデンティティを模索する作業は、70年代後半の革新自治体の衰退の時代に始められていたが、これらの組織が自らをNPOと自覚し、セクター形成への戦略方針を明確にするのは、これまた冷戦構造の崩壊がきっかけとなっている。89年の「日本ネットワークス会議」の発足がその一つの指標であろう。この会議が目玉されるのは、アメリカのリップナック・スタンプス夫妻の『ネットワークング』に強く影響されながら、はじめてNPOという自己名称を使い、ネットワークによるセクター形成への展望を明らかにしたからである。

労働組合を出自とし新しい協同組合をめざす労働者協同組合が、生協と女性運動をを母胎にしたワーカーズ・コレクティブやワーカーズ・コープなどとともに「非営利協同の大連合」を戦略方針に掲げたことは、セクター形成にとって次の段階をしるすものとなるであろう。

\* \* \*

非営利協同のセクターには多様な定義が可能であろうが、これまでのわが国のNGO、NPOの短くはあるが貴重な歴史のなかで形作られてきた、政府や企業からは独立的であること、市民の自発的な参加による自治的な組織運営が保障されていること、社会的公正と民主主義に立脚した連帯を目標としていること、などの経験的諸原則は対抗的セクター形成への重要な実績であろう。

## 『皆でたたかった50年—全日自労三重県本部の歴史』の刊行に当たって

手島 繁一（法政大学講師・協同総研常任理事）

96年4月14日、三重県津市の洞津会館において失業対策事業の終息を記念して「お礼の会」が開かれた。全日自労建設一般三重県本部が主催したこの会には、当組合の組合員をはじめ、組合の50年にわたる歴史の中で様々な形で運動と組織にかかわった人々が参加され、失業対策事業の終息というひとつの歴史の幕引きに立ち会った。研究所からは杉本時哉理事長のほか、当組合の歴史編纂作業に携わった矢吹紀人、飯島信吾両氏と私が参加した。

研究所が全日自労三重県本部から受託した「組合史」編纂の委託研究は、95年6月から本格的な作業にとりかかったが、この日までに標記の題名の本として刊行することができ、当日の参加者に配布させていただいた。

研究所としては組合史編纂の委託研究は初めてのことであり、さまざまな試行錯誤があった。だがこうした組合史編纂作業には1年以上の時間をかけることが「世間の常識」であることを考えれば、わずか半年あまりの短期間に書籍の刊行にまでこぎつけることができたことは、研究所としての力量に一定の評価を与えられても良いと密かに自負しているところである。もちろん、突貫作業であるためのさまざまな欠点は免れ得ず、また内容上の評価は読者各位の判定に待つよりほかはないが。

私個人としては委託研究を仕上げたことでホッとした気持ちで当日の会に出席させていただいたのだが、この会に参加された人々の顔ぶれを見るにつけ、この組織がもっていた影響力の広さと深さがうかがわれ、改めて歴史的一幕へ微力ながら

も参加させてもらったという思いを強くしたのであった。三重県当局からは副知事や労働経済関係部局の担当者、各自治体では津、上野の両市長などが参加されていたが、特に津市長の祝辞は圧巻であった。同市長は大学を卒業して津市に就職したのだが、その最初の職場が職業安定所であった。折しも全日自労の運動の全盛期でもあり、毎日毎晩のように職安に押し掛ける全日自労の組合員との応接の中で揉まれ続けた日々が「私の自治体職員としての自己形成の場であった」と往時を振り返り、「私の青春は全日自労の皆さんとともにあった」との感慨を洩らされた。

後で聞いたところによると、津市長は職安の職員の労働組合である全労働の活動家であったとのこと。全日自労は1962年の失対二法の改悪後、全労働との共闘路線を意識的に追求するが、その先鞭を付けたのが三重県本部（当時は支部）であった。この頃失対への就労を求める失業者闘争が全国的に展開されたが、その拠点のひとつが三重県上野分会であった。この上野分会のたたかいの中で起こった事件が「上野職安事件」であった。上野分会の激しい闘争の前に進退窮まった職安所長が交渉の最中に屋根を伝わって逃げ出すという事件であった。この事件をきっかけに、全日自労と職安労働者は、高度経済成長のかけ声とは裏腹に急速に衰退を深めていた過疎地帯における地域経済の振興と公的就労機会の創出を共通の運動課題として自覚し、共同闘争に踏み出すのである。

しかしこれは三重県本部の運動が全国的な先進例をつくった事例の中で、ほんのひとつのエピソードにすぎない。50年史の冒頭に記されている「松

阪職安事件」(1951年)は、職よこせ闘争の極点をなす運動であり、全日自労の運動と組織の原点ともなったものであった。それはまだ、当時の共産党主流派の「極左冒険主義」路線の影響を強く刻印するものではあったが、失業者闘争の社会的位置を明確にし、要求実現の回路を全県的、全国的統一闘争の展開と定め、それをなう組織の建設を課題として自覚する出発点となった。

こうした路線は、全日自労の全日土建からの分離独立という組織的再編を経て、52年年末の全国統一闘争によって実践にうつされた結果、「失対就労者への3日分の年末手当支給」という国会決議を勝ち取るようになった。当時弱冠29歳で委員長になった中西五洲が率いる全日自労への結集が一挙に増え、失対就労者を組織するさまざまな運動団体の中でこれ以降全日自労がぬきんでた組織的力量と権威を確立する。行政当局の側の「正史」である『失業対策30年史』が、この国会決議が全日自労の確立にとって決定的な影響を持ち、以後失対事業の「正常な運営」にとっての困難をもたらした元凶である、と断じているのも宜なるかなといえよう。

紙幅の関係上、三重県本部の運動の先進性という点については、あと一点だけふれるにとどめる。今日の視点から見て恐らくもっとも関心があるテーマであろうが、労働組合運動から事業団運動あるいは労働者協同組合運動への創出にかかわる問題である。

1962年の失対二法改悪以後、失対事業は縮小廃止の方向に向かう。それにともなって、全盛時には22万人という総評傘下の単産中4番目の組織人員を誇っていた全日自労の組織は激減傾向に見舞われる。この冬の時代の苦闘の中から、当時全国本部の委員長を辞任し三重県支部の指導に当たっていた中西五洲さんが生み出した路線が「民主的改革」であった。1960年代の後半に初めてこの路線を提起した当時は「町に役立つ失対」という素朴なスローガンであったが、これまでの「働かないのが労働組合運動」という考え方に慣れ親しんできた幹部や組合員にとってはそれこそ「青天の

霹靂」であった。たちまちのうちに大論議が持ち上がり、路線転換は難渋をきわめた。全国大会で中西五洲さんがこの路線を提起したときには、「会場からは何の反応もなく、それどころか冷笑さえ聞こえた」という。しかし結局、「失対を守らねば」という執念にも似た熱意が事態を変えた。

実は、今回の歴史をまとめる作業の中で、延べにして50人を越える人々からの直接的な聞き取りを行った。このテーマが聞き取りの中心的なテーマであったのだが、私が受けた印象は、理論的問題を軽視することはできないにしても、転換を推進した重要な要因は別のところにあったのではないかという感を強くしている。結論からいえば、労働と居住の場が重なりあるいは近接しているという条件の元で形成された労働者集団のあり方を理解することが運動と組織の歴史を理解するうえで不可欠である、ということである。

この点で、わが国における「新しい歴史学」の領導者でもある福井憲彦氏の発言を援用しておこう。「ストや選挙やさまざまな政治行動を起こした労働者層は、何において結集していたのであろうか。理論的位置がまったく無視されうるわけではないが、一般に理論的同意よりも、生活世界において形成されていた相互の直接的な人的関係が、きわめて大きな比重をしめていたとみられる」(『新しい歴史学とは何か—アナル派から学ぶもの』(講談社学術文庫、1995。42頁)。

新しい歴史学はまた、労働運動史を単なる事件史あるいは理論・思想や組織の系譜論として狭くとらえる見方への批判を内在させている。個人的な感想になるが、全日自労三重県本部の歴史をまとめる作業の中で、私自身も改めて個人と集団とのダイナミックな関係をより広い視点から見直す必要を教えられた思いがする。労働組合運動から生まれた事業団とその展開の中から労働者協同組合運動へと歩んできた歴史には、それを生み出し実践してきた人々がそれを必然とする生活世界が確かに存在していたのであり、おそらくはそれを共有する人々の輪は確実に広がって行くであろう。



第8分科会

教育・労働と人間発達  
～若者たちの未来～



手島 繁一

(協同総合研究所)

分科会のねらいと準備過程にふれて

この分科会は、これまでの協同集会では子育てあるいは教育の分科会として行われてきたが、今回は内容的に大きく変化することになった。第1には、これまでは周辺的に扱われてきた働く若者たちに焦点を当てたこと、第2に、したがって仕事あるいは労働の場と学びの場との関係を論点として取り上げたこと、第3に、教育問題では常に焦点となる学校あるいは制度化された教育の在り方に対して、仕事づくりと地域おこしの観点から改めて問題化したこと、である。

なぜ論点設定がこのように変化したのかについていえば、労働者協同組合で働く青年たちが分科会の準備に熱心に関わり、その過程で様々な組織や協同組合で働く青年たちと出会うなかで、働く若者たちの交流の場として分科会を創り上げたいという強い願いが生まれてきたからであった。「おじさん世代」に属する私は、喜んで彼らの意図にとびのったのである。いってみれば、「若者たちの、若者たちによる、若者たちのための分科会」をめざしたのである。若者たち、特に労働者協同組合で働く若者たちがここまで主体的に分科会に

関わったこと自体が、実は今回の最大の特徴であり成果であったのではなかろうか。

報告1 労働者協同組合に入って考えたこと  
若杉朋子(センター事業団病体生理事業所)

学童保育には楽しい思い出がいっぱいある。モノを作る楽しさ、自然に囲まれて発見する楽しさ、友達と遊ぶことの楽しさ、友達といっしょに何かを作ったり、創造していく楽しさ……。それに比べて、学校には楽しい思い出が少ない。競争、規則、管理だけが印象にある。

高校進学は偏差値で決めたためもあって、1年の1学期で退学した。このころ精神的に非常に不安定であったが、私を支えてくれたのは両親の理解であった。次の年に高校を受け直した。もう一回1年生からのやり直しである。埼玉県入間市の東野高校。入学式のときの校長先生の話が印象的であった。「勉強というのは大学に入るためではなく、社会に出てから役に立つ知識を身につけるためのものだ」。非常にのびのびした高校生活を送ることができた。ちょっと遊びすぎたかもしれないが……。

高校を出てから何をしていたかわからず、しばらくぶらぶらしていた。労協に入ったのは、一

- |      |       |                     |
|------|-------|---------------------|
| 司 会  | 手島 繁一 | (協同総合研究所)           |
| コメント | 増山 均  | (日本福祉大学)            |
|      | 平塚 眞樹 | (法政大学)              |
|      | 神田 嘉延 | (鹿児島大学)             |
| 報 告  | 若杉 朋子 | (労働者協同組合センター事業団・東京) |
|      | 城戸貴久雄 | (労働者協同組合センター事業団・福島) |
|      | 中島 紀一 | (鯉淵学園・茨城)           |
|      | 斎藤 浩美 | (仙台共同購入会・宮城)        |
|      | 渡部 雅子 | (秋田県高等学校教職員組合)      |
|      | 須田万知子 | (黄柳野高校・愛知)          |

つは、偉そうな人がだれもない組織だということ、もう一つは、何でもみんなで話し合っ進めていくこと。自分が自分らしくいられるところだということが今まで続いてきた理由かな、と思う。

現在の職場は病体生理研究所で、都内近在の院所から採血、採尿などを集めて検査するセンターである。労働者協同組合がここで委託されている仕事は、清掃、洗浄、電話交換、印刷、廃棄物処理、集配などで、私は主に集配の仕事をしている。

労働者協同組合で自分が何をしたいかと問われると、たとえば、学歴が低い人、私のように社会に適應していくのに時間がかかる人、そういう人でも自分が自分らしく成長できる場を作っていけたらいいなあ、と思っている。そういう職場を作っていくには、今私たちがしている委託の仕事では限界があると思う。仕事を起こしていくことが必要だ。自分達がやりたい仕事をするのはそれだけ責任が重くなるが、一生懸命やりたいと思えるようになった。

報告2 協同組合で働く楽しさ  
城戸貴久雄(センター事業団郡山事業所)

私が就職活動を始めたのは就職氷河期と呼ばれ

始めていた頃だった。就職活動を始めるに当たっての目標は、環境問題に取り組んだ事業をしている企業ということであった。

労働者協同組合の説明会に参加したとき、感じたのは、環境事業自体は「パンフレットの割にはほとんどやっていない」のだが、地域と社会に貢献する「よい仕事」をモットーにしており、「意気込みだけはすごいなあ」と印象に残った。

現在はセンター事業団郡山出張所で病院のメンテナンス(清掃のことだが)の仕事をしている。病院の清掃では特に院内感染への対策がポイントになる。郡山出張所ではドライケアという方式の清掃に取り組んでいる。入ったばかりの私に、「理論はあるが実践はない」、「おまえが創り上げるんだ」といきなり任せるところがセンター事業団のすごいところで、困難はあったが、出張所の全員で取り組んで何とかドライケアという形ができあがった。患者さんや病院の職員の方々が喜んでくれたことがみんなの励みになった。また、郡山の経験を元に、事業団の全体に通ずる仕組みやマニュアルを完成させたときには、有森祐子ではないけれど、「自分をほめてやりたい」と思った。

郡山の清掃の水準は事業団全体の中でもトップクラスにあると誇りを持って見える。何しろ今まで2時間かかっていた仕事が15分で済ませるようになったのだから……。とはいえ問題点もある。35人いた同期入団者が現在は19人になっているなど、若い人が働き続けられないのが現在の水準である。だが、自分たちがいつまでも働いていける組織を自分たちで創り上げていくことができるのも協同組合の楽しさかな、と思っている。

### 報告3 ネグロス島で学んだ協同組合の原点 斎藤浩美（仙台共同購入会）

仙台協同購入会は、仙台に拠点を置き組合員数8,000人で共同購入を行っている生協で、「より自然で安心な食べ物を、私たちの手で！」を合い言葉に活動を続けている。そして、「被害者にも加害者にもならない」暮らしのあり方を求めている。「安全なバナナがほしい」という要望から始まったネグロス島のバナナとの出会いも5年になる。

95年1月、オルタナティブジャパンのスタディツアーに参加してネグロス島に行ってきた。ネグロス島は、80年代初頭、世界的な砂糖価格の暴落で多数の砂糖労働者が失業、14万人もの子どもたちが死に瀕した「飢餓の島」であった。悲惨な歴史を歩んできた彼らが求めているのは、経済的自立、そしてそれにつながる地域の自立だ。民衆交易品「ネグロスバナナ」は現地の人びとの自立の支えになっている。今では、バナナに頼るだけでなく、米やキャッサバなどの自主耕作も行われ、自立に向け力強く歩みだしている。

実際島を訪問して、農村に民泊し、生活にふれ、同じ物を食べ、一緒に過ごすことは、想像以上に貴重な体験だった。その体験から学んだことは、日本の援助に頼るばかりでなく、支援を元に自立していこうとする強い意志だった。「私たちの苦しみを聞くだけでなく、日本の問題も私たちに問いかけてください。同じ願いを持ちながら、同じ道と一緒に進んでいくことが支援であって、お金を送ったりバナナを買うことだけが支援ではない」と、ある農民に言われた。

自立への強い意志を支える背景にあるのは協同

組合の存在であった。ネグロス島には、約26の協同組合があり、全国砂糖労働者同盟、ネグロス零細漁民連合、国民難民連盟などの名前には、彼らが強いられてきた悲惨な歴史を思い起こさせる。

ネグロス島の人々にとっては、「みんなで働き、みんなで何かを成し遂げる」ということ自身が働きがいのになっている。ネグロスで見た協同組合は「みんなが生き生きと働いている姿がまとまったもの」で、すごく単純だがとても大切なことだと痛感した。

### 報告4 「宿命」から「選択」へ—農業をめざす青年たちの新動向 中島紀一（鯉淵学園教授）

農業後継者確保が絶望的だと指摘されてからすでに20余年が経過した。新規学卒就農者は、1978年に全国で1万人を割り込み、5年ほど前からは2000人ほどの水準まで落ち込んでいる。大企業1社の新規学卒採用者の数にも及ばない。若者の就業市場という場においては、農業は「国民経済の一つの基幹をなす産業」といった地位を相当以前に失ってしまった。

しかし、農業の現場にいて若者たちの様子を見ると、少なくともミクロな状況としては大きな変化が生まれつつあることが実感される。家の跡継ぎとして、親に説得されて嫌々就農するというかつてのパターンは少なくなり、自分の積極的な選択として農業の道へ進むという例が目立つようになった。非農家出身者の農業志願も珍しいことではなくなった。「宿命的就農」から「選択的就農」への転換とあってよい。

鯉淵学園（茨城県内原町）は戦後まもなく設立された民間の農業・生活専門学校である（高卒4年制、農業経営学科・生活栄養科学科の2学科構成）。創設当時は食糧難の時代でもあり入学者は殺到した。しかし、農業後継者難が叫ばれる時代になると、学生募集に苦勞するようになり、バブル経済の時期には深刻な定員割れの状態に陥ってしまった。ところが、1993年から学生募集状況にはかなりの変化が現れ始めた。応募者数は徐々に増加へと転じ、今年の場合には定員120名に対し応募者数191名までになった。非農家比率、女

子比率の高まりもはっきりした傾向になっている。入学者の意識も「農業が好き」64%、「農業は嫌い」5%と、農業選考型が多数となっている。卒業後の就農率も向上している。

このような農業志向への若者たちの動向変化は、まだ青年農業者数の顕著な増加というマクロ的状況の変化にまでは届いていないが、質的な変化としての意味は重要だ。この変化の背景としては、自然、環境、命、農業などに関する国民意識の転換を指摘できる。鯉淵学園でも今年から、脱サラで農業をやりたいという人を対象とした土日講習を始めたが、全国7カ所で2000人が受講している。このことを紹介したテレビ放映があったときには、学園の事務がストップするぐらいに問い合わせの電話が殺到する有様だ。

農業の側もいつまでも「若者に見捨てられた農業」と顔をしかめているのではなく、農業の側に振り向いてくれた人たちと一緒にどういうことができるのかを真剣に考える時期にきている。鯉淵学園の卒業生でも非農家出身者の場合、農業への新規参入は非常に難しいのが現実である。営農単位として家族農業が基本であることは当然であるが、その場合でも、家族を元にしながらもいろんな人たちが協同できる仕組みをもっと作っていくという工夫が必要なのではないだろうか。その点で、たとえば生産者協同組合や会社組織の農業生産事業体などの活用や導入を考えていく必要がある。報告5 すべての高校卒業生に進路・就職保障を渡部雅子（秋田高教組書記長）

秋田県の人口は1981年の1,258,751人をピークに毎年減少し続けているが、地場産業である農業、水産業、林業、非鉄鉱業の衰退、人口減少と若者の県外流出、高齢化、低賃金と長時間労働などの問題が深刻化している。

秋田県高等学校教職員組合（高教組）は、高校に働く人たちの生活と教育活動を保障する賃金・労働条件の改善とともに、生徒たちが人間らしく生きていける社会の実現を柱としてきたがその一つとして進路・就職の取り組みを位置づけてきた。

これまでの取り組みでは、雇用の場における「男

女差別（女子のみに要求された自宅通勤、容姿、家族構成、結婚退職など）」の是正を婦人部を中心に、労働省婦人少年室、経済団体、差別募集企業などへ申し入れ、改善させてきた。自衛隊に対しては進路指導を混乱させる入隊勧誘は許せないと交渉を続け、就職協定を守るよう求めてきた。特に、生徒の県内就職の希望実現のため、県内事業所や経営者団体への雇用拡大と労働条件の改善を申し入れ、行政に対しては雇用拡大と進路指導対策予算の充実を申し入れてきた。

しかし、全ての生徒に就職保障をすることは厳しいのが現実である。今年5月時点の就職希望者は5,683人、うち県内就職希望者は4,175人(73.5%)。求人数は希望生徒数の1.5倍程度だが、高教組アンケートでは昨年度の卒業生で就職浪人した生徒が4割の高校におり、希望する職種・事業所がないため受験しなかった生徒が4校に1校はいる。また、不本意就職した生徒もおり、「3ヶ月後に3分の1が離職している」ことが問題になっている。報告6 2年目を迎えた黄柳野高校—多様な生徒の出番を求めて

### 須田万知子（黄柳野高校協同推進委員）

現在、3年1クラス、2年5クラス、1年4クラス、計380人あまりの生徒が学んでいる。生徒の応募の動機から見ると、6割が不登校の生徒、3割が高校中途退学者、残りの1割が現在の学校や教育について批判的な意識を持ってやってきた生徒と分けられる。

このように、多様な生徒がおり、しかも学習はもちろん生活自体の自律の基礎ができていない生徒たちが多数であるという現状のなかで、一人一人の生徒が生き生き学び生活ができるようにするためにはどうするか、試行錯誤が続いている。

第1は、「わかるまで学ぶ」ことを重視し、一人一人の生徒がテーマを持って自主的に学習することを追求している。

第2には、「生徒たちが主人公になる学校を求めて」ということで、生徒たちの自治能力を高めることを重視している。そのための試みとして、各種の実行委員会を作っている。オールナイトウ

オーキング実行委員会、学園祭実行委員会、収穫祭実行委員会、地元報告実行委員会、地元交流委員会、マイクロバス運営委員会、パソコン活用委員会など20いくつもの委員会がある。この中で生徒たち一人一人が何らかの役割を担うことで、一人一人の居場所を作ることになるのだと思う。また、これらの委員会は地元の人々との交流を共通の活動内容としている。

第3に、「労働体験による生きた学習」を重視している。地元にも協力をいただき、田畑をお借りして、耕作学習を行っている。10クラスそれぞれに田んぼと畑がある。

第4は、異なる仲間との共同の生活をする中で自分を見つめ直し、また他人を思いやる心を育てることが自立への第一歩にもなるということから全寮制を取り入れている。男子寮が4棟、女子寮が3棟、部屋は4人部屋。寮自治会が作られている。決まっているのは、夜10時の点呼、朝7時起床、食事時間だけで、後は生徒たちが自主的に規則を決めている。寮担当のスタッフを置いている。一人の生徒に、昼間のスタッフ2人と寮務スタッフ2人の4人のスタッフがついていることになる。寮に閉じこもりっきりの生徒もいるが、彼らにとっては友達と寮務スタッフが一番身近な相談相手と感じているようだ。

今年3月3日に黄柳野教育文化協同組合が設立された。生徒、教職員専従部、父母、市民などで構成されているのだが、中心になるべき専従部の確立ができないのが問題だ。その原因は、協同に対する位置づけが弱いということが指摘されている。教育協同とはどのようにやっていったらいいのかかわからないというのが現状である。

### コメントと討論の概要

若者たち主体の分科会運営という当初のねらいは当たった。報告1～3はいずれも入職3年未満の20歳代の若者たちで、その報告は会場を静かな感動に包んだ。後で聞くとところによると、若杉さんは前日の井上ひさしさんの講演を聴き終わってから急遽報告を練り直す必要を感じて、レセプシ

ョンにも出ずに宿舎で苦闘していたという。参加者の多くが彼ら彼女らの応援団でしめられていたことも、これまでの分科会とは違った特徴であった。病体生理の若者たち、仙台共同購入会の先輩職員たちなど。城戸君の報告には、庄内事業所の太田さんや栗東事業所の新田さんら事業団の大先輩たちが半ば心配そうに半ば満足げに報告に聞き入っていた。

コメントを含めて討論の論点を整理する。

第1は、仕事や労働の場がもつ教育力が改めて認識されたことである。学びの場は必ずしも学校だけではないこと、仕事や働く場にこそ豊かな学びの機会が作りうる可能性があることが明らかにされたことの意味をかみしめたい。神田嘉延さん(鹿児島大)は、「様々な技能的職業分野で働いている青年たちの中で、学校時代では十分に学習権が保障されなかったが、中小企業で働くことによって人間的な発達の飛躍を見る事例に数多く接してきた」とコメントされた。

第2に、それでは青年たちの人間的な発達を保障するような働き場とはどのような条件を満たす場なのか、という点について今後明らかにしていくことが必要だ。その点で事業団の若者二人の報告には多くのヒントが含まれている。つばさ流通の北島大蔵さんは、明文化された規則が一つもないのを「自慢」する職場の中で、若者たちがいかに自主的で自発的な働き方を集团的に創っているか、貴重な経験談を話された。

第3に、青年たちの発達を保障する職場づくりという課題をいかにしてより社会的な広がりにしていくのかについて、具体的な取り組みを開始する必要が認識された。平塚眞樹さん(法政大)は、「いくつかの若者たちの報告に共通した言葉があった。自分で何かを創り出すことの楽しさ、あるいはみんなで何かをやっていくことに、あるいは部分化されていない全体を見渡せる何かに取り組んでいくこと、私的な利益ではなくて、もう少し社会化されたあるいは公共的なものに参加していきたい。こうした感覚はマイナーなものではない」と、若者たちの中にある普遍的な意識変化を

総括しながら、「感覚としてはメジャーなんだが、それを生き方として表現している青年が、あるいは表現可能な場がまだマイナー」だとして、「学びの場と働きの場との実態的な結びつき」を強める必要があることを強調された。

第4に、働く場の教育力とともに、学校や公的教育制度以外の様々な協同の教育の場のもつ教育力を確認しあう議論ができた。

東京都下府中市で「くじらや」という居酒屋風の名前のフリースクールを主宰する松元成一さんは、児童福祉に携わっていたれっきとした公務員であったが、公的行政が行う児童福祉に限界を感じて退職し今の活動を始めた。「くじらや」は、「子どもたちに自由に活動する場を提供する」「子どもたちを規制することなく個々の個性の現れを大切に自発的な一人一人のスペースを守る」ことを目標に掲げて、「様々な楽しいプログラム」を行っている、とのこと。センター事業団の若手事務局員の武市ゆう子さんは学生時代ボランティアでこのスクールに関わっていた。「どんなことをやっていたのですか」との質問に、しばらく考えていた後「う～ん、子どもたちと遊び回ってました」と答えて、爆笑の渦を巻き起こした。

今まで協同の教育の実践は学校の外であるいは制度化された教育の周辺で、緊急避難的に、もしくは公的教育制度の隙間からやむにやまねば必要にもとづいて起こってきた、というのが実態であろう。学童保育や障害者の共同作業所などの運動はその典型である。しかしそれは当初の意図とは違って、決して一時的なもの、公的制度が整備されるまでの過渡的なものといった位置づけではなく、固有の価値をもったもの、制度化されないが故の豊かさをもつものと認識されるようになってきた。

第5に、これらをまとめてもう一度学校に焦点を当てようということも共通の課題として共有されたように思う。増山均さん(日本福祉大)は強調する。「教育や子育ての問題を学校の問題と狭く捉えるのではなく、親や社会の価値観の問題として子どもが育っていくという捉え方をする必要

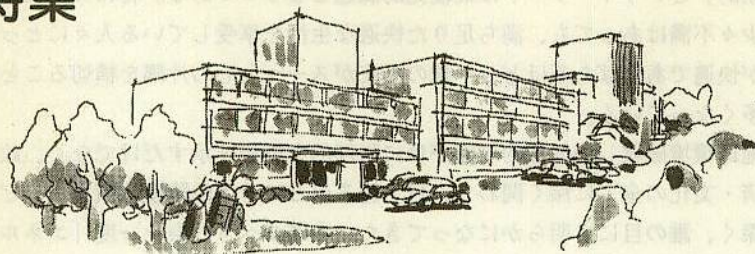
があるが、にもかかわらず学校の問題をはずしては空想的なものになる」。この点で、学校が地域おこしと直接に結びつく方向で「再建」される必要がある、と神田さんは強調する。彼によれば日本の学校は元々地域の文化センターであり、青年の学習の場でもあったのであり、「地域住民の協同の力」の結節点であった、という。

協同の側の対学校戦略を考える上で、地域と、あるいは地域の普遍的基幹産業である農業と結びついた教育を50年続けてきた実績を誇る鯉淵学園の経験は大いに学ぶべきだろう。また、秋田高教組が過疎の底辺校を中心に地域づくりと学校再建を一体のものとして取り組んでいる報告は示唆にとむものだった。協同セクターと学校現場との関係をもっと「実態的」とするためにも、協同の仕事おこし、地域づくりの協同作業を始める時期にきていると思う。

最後に、黄柳野高校がやっぱり具体的焦点となった。増山さんは黄柳野高校を「私立学校法に基づく学校として設立され、学校という枠組みの中で協同の場で実践されている価値を実現していくという意味は大変大きいのではないかと位置づける。その上で、性急に理想を求めるのではなく、過大な期待をかけるのでもなく、一つは新しい学校観、教育観、子ども観を創っていくプロセスを大切にすること、二つ目は既成の学校のイメージを脱却する様々な試みを行うこと、特に自治能力の要請のために遊び的な生活体験をカリキュラムに取り入れていくことを注文する。

愛知教育大の鈴木剛さんは、大学生を引き連れて黄柳野高校の調査を続けている。学生たちが理想と現実とのギャップに愕然としているという事実を報告しながら、彼自身が到達した結論は、「学校というイメージでは子どもは育たない。黄柳野を学校と観念して捉えてはいけない」ということであった。増山さんも「学校というより巨大なりハビリテーションの場、福祉の場ではないか」という。表現には賛否があるがここでもまた、我々自身の学校観なり教育観なりを問い直してみる必要がありそうだ。

## 特集



# 住環境と地域コミュニティの創造

## 第5回基本研究会の討論から

手島 繁一（協同総研常任理事）

協同総合研究所の第5回基本研究会は、「住環境と地域コミュニティの創造」というテーマを掲げ、建設労働者協同組合（建設労協）との共催で、3月29日行われた。問題提起者は、佐藤志郎（千葉県袖ヶ浦団地自治会・事務局長）、佐藤隆夫（関西分譲共同住宅管理組合協議会・世話人）、有馬百江（集合住宅管理組合センター・事務局長）の各氏で、それぞれのお話の要旨は別掲の諸論稿をお読みいただきたい。ここでは、当日の議論の様子をまとめることにしたい。

### マンション管理組合と団地自治会の性格

当日の会場で議論を呼んだ最大の点は、マンション管理組合の性格をどうみるのか、その点と関わって管理組合における自治会的機能をどの程度まで期待できるか、ということであった。

この議論にはいる前に、団地自治会とマンション管理組合の違いをまずは指摘しておくことが必要であろう。

管理組合は、区分所有法（区法）に基づく法定団体であり、区分所有者全員の加入が義務づけられている。

管理組合あるいは管理組合理事長・理事会の業務は、区法および「標準管理規約」で定められている。そのうち、区法69条で定められている業務（例えば、理事会・総会への業務報告、総会議事録の作成・保管など）は法定義務であって、違反の場合には罰則が適用される。

管理組合の運営上の困難は、こうした法定団体としての性格に由来しているというよりも、むしろ管理組合に対する区分所有者の関わり方が消極的であることが最大の問題であるように思われる。マンションの場合、投資目的で購入する人もいるので、法で定められている権利主体である区分所有者と実際の居住者が異なるケースもある。これはマンション一般から見て特殊なケースかもしれないが、所有者が居住者である、いわゆる一般的に想定されるマンションの場合には、居住

者の無関心ないしは未結集が最大の困難になっている。集合住宅に住まう習慣が歴史的には浅く、住まい方・つきあい方の文化が十分に形成されていない日本の特有の困難であるともいえよう。

さて一方、公団団地自治会は公団賃貸住宅居住者の任意加盟の自主的な組織である。わが国において、公団住宅が本格的に建設されるのは1960年代、まさに高度成長に伴う「人口の大量移動」の時期であった。この時期に建てられた公団住宅は大都市近郊に建てられたものが多く、概して住環境は劣悪であった。そこから、住環境の整備・向上の要求を実現するための連帯や団結は、きわめて自然な形で形成されていった。また「大家が全国ただ一つ」であったから、全国的連帯もわかりやすい道理であった。マンション管理組合のように法的強制力が無くても、この時期の自治会加入率がほぼ100%近かったのはこうした理由による。

まとめていえば、マンション管理組合は「財産管理組合」として強制加入の法定団体であり、他方、団地自治会は任意加盟の運動組織である、という分類を一応はすることができる。

とはいえ、今日では、これら性格と成り立ちをことにする集合住宅の二つの組織が同じような課題に直面しているという点を見逃すことはできない。また当日の議論では、共通の課題を見いだすように意識的な議論がなされたように思う。

### 転機を迎えた公団自治会運動

佐藤志郎さんは、千葉県袖ヶ浦団地自治会の事務局長を20数年にわたって務めてきた大ベテランである。その佐藤志郎さんは「公団自治会運動も大きな転換期を迎えつつある」という。

自治会運動の転換を促している環境要因の変化を佐藤志郎さんは以下のように指摘する。「居住層の変化」「住民要求・意識の変化」「行政対応の変化」。

確かに、例えば自治会加入率は全国平均で、最盛期の約96%から60%前後までに低下している。その最大の要因は居住者の高齢化である、と佐藤

志郎さんは分析する。それに伴って、住民の要求や意識も当然変化している。自治体研究会が行った最近の団地住民アンケートによれば、住民が自治会活動に期待するものは、以下の順になっているという。「親睦・慶弔と地域のつながり」「文化と地域学習」「スポーツと健康づくり」「子育てを支える」「高齢者を支える」「障害者を支える」「ペットを飼えるルールづくり」「犯罪のない安全なまちに」「防火・防災と自主防災組織」「ゴミ減量とリサイクルの促進」……。

ここに何を見るかは人それぞれであろうが、住民の関心がハード面の整備からソフト面の充実にシフトしていることは明らかであろう。この点に着目して、佐藤志郎さんの発想は広がる。「これまでの団地自治会の運動は、公団や自治体と交渉して『取ってきて与える』ということが主であった」が、これからは「団地という自分たちのまちを自分たちで良くしていく、つくっていくために、自分たちで出したお金を使うようにしたらどうか」と、労働者協同組合と高齢者協同組合づくりを自治会運動の新しい活路を切り開くものとして、位置づけている。

自治会運動の転換には「追い風」も吹いている。「ゴールドプラン」「新ゴールドプラン」の策定に伴って、行政当局が福祉行政への本格的展開を迫られていることがそれである。袖ヶ浦団地の場合、これまでの運動のいきさつもあって、行政当局が団地自治会の自主的福祉活動に積極的な援助の手をさしのべようとしているという。

実は団地自治会が自主的な福祉活動を始めようという事例はつい最近の『神戸新聞』に紹介されている。兵庫労金と兵庫労働者住宅生協が建設した神戸市の北須磨団地自治会が、団地内に特別養護老人ホームと知的障害者福祉施設をつくり、自治会を母体とした社会福祉法人が運営、管理を行うというケースだ。同紙の記事によると、団地への入居が始まったのが1967年。「当初は幼い子どもを抱える家庭が多く、幼児対策が課題だった。同自治会と同住宅生協が一緒になって社会福祉法人北須磨保育センターと学校法人北須磨保育セン

ターを設立。団地内で保育園と幼稚園を運営した。それから30年。次第に高齢化が進み、現在70歳以上が住民の8%。少子化による子どもの減少で、同自治会は幼稚園、保育園の統廃合を計画したが、その一方で『自治会としても老人福祉や障害者福祉に取り組むべきだ』の意見が出て、今回の計画が打ち出された。問題の財源だが、敷地は神戸市の無償貸与。建設費は15億円で、補助金、公的資金、医療事業団からの借入れで14億円、残りの1億円は自治会の自己調達ということである。「何でもかんでも役所に金を出してくれというばかりでなく、自分たちでやればできることを示してみたい」という自治会役員のコメントは、佐藤志郎さんの発想や心意気と共通のものがあ

る。現実の社会福祉法人のあり方や行政の関わりなどにはいくつかの問題があるにしても、住民の自主的な組織が行政とのパートナーシップのもとで福祉活動に乗り出すという、公協コンプレックス型の福祉活動の一つのあり方を指し示している例だといえよう。またそれは、「要求型」自治会運動から「参画型・提案型」自治会運動への接近の好例ともいえる。

### マンション問題と「現代的協同」の可能性

マンションの管理組合が抱える困難、住民の無関心と活動参加の弱さは、先にも述べたように、団地自治会の今日の現実と共通の困難である。

より一般的にいえば、マンションといい団地といい、ようやく定着してきた都市型集合住宅を、社会資本として開発、建設、保全、管理するあり方が問われているといえる。特にマンションの場合には、その多くが私的なデベロッパー企業が開発建設し、市場を通して個人が購入するというあり方であるため、社会的共通資本であるという認識が希薄であるのが現実であろう。関住協や集住センターが持っている役割はこの点に関わって大きなものがある。

関住協の佐藤隆夫さんや集住センターの有馬百江さんから、供給者と購買者は、市場では対等の

関係として扱われるが、またそういう関係が擬制的に適用されているが、マンションの需給関係では実はそうではないことが指摘された。例えば、マンションの品質保証や管理のために必要な基本情報を、分譲者が開示する義務を持たないなど、概して、法や制度が分譲者に甘く、購買者に厳しくなっていることなどの問題である。建物の適格性、価格の適正化など、マンションの開発・分譲に関わる市場のルールを確立するための社会的努力は、なお残された課題である。

マンションの場合も、行政当局の姿勢の変化が感じられると、有馬さんは述べた。東京のいくつかの区では、行政が主催するマンション管理組合の交流会が開かれるようになってきているという。これまで、マンションということでは特別な対応をしてこなかった行政の姿勢を思えば、本当に微々たるものとはいえ、大きな変化であるといえるかもしれない。行政の姿勢の変化の裏には、「税補足の問題があるのでは……」というのが研究会の後の懇談で佐藤隆夫さんから伺った裏話ではあるが、阪神・淡路大震災を契機にした防災対応への危機感や、すでにアメリカなどで顕在化している劣悪集合住宅のスラム化への危機感があるのは確かであろう。だとすれば、例えば、マンションを地域の防災拠点として位置づけるための施策や、あるいはより積極的に地域の福祉活動や住民の自治活動の場として活用するなどの施策を引き出すための好機として捉えることも可能であろう。この点では公団自治会の運動の経験との交流や相互援助的協同など、運動主体の側の積極的なアイデアや実践が求められているのではないだろうか。

法や制度といった社会的なルールの確立の問題とは別に、住民自身が集合住宅における住まい方のルールをどうつくりだしていくのかという問題があることも、指摘された。

そういう視点からみると、問題は都市住民の連帯をどのようにつくっていくのか、あるいはそのことは可能なのか、可能であるとすればどのような形か、という、まさに都市における「現代的協同」の可能性を問う問題であるともいえる。問



## JICR.ORG 通信



手島繁一（法政大学 / 協同総研常任理事）

### 協同集会とインターネット

2000年11月末に行われた協同集会は、インターネットを初めて意識的に活用した集会としても画期的でした。

わたしたちがインターネットでよく利用するのは、メール系アプリケーション(電子メール、メーリングリストなど)と、Web系アプリケーション(ホームページ、電子掲示板、チャットなど)ですが、メール系は研究所の活動でも日常的に使われるようになってきているので、今回はWeb系の活用能力を高める目的もあって、協同集会用の特設ホームページを設置することを主眼におきました。

協同集会特設ホームページの構想は実行委員会の当初方針でも位置づけられていたのですが、実際に立ち上がったのは10月中旬でした。立ち上げ作業に携わったのは、研究所からはわたし手島、労協新聞編集部の野口真之さん、センター事業団のネットワーク管理者の山田知雄さんです。わたしと野口さんがコンテンツの作成 (= ページの作成)、山田さんがネットワーク管理という分担で、10月の「体育の日」連休をつぶして作業にあたりました。

協同集会特設ホームページは、労協連のレンタルサーバー上に置くことにしました。ホームページのURLは、<http://www.kyodo-net.roukyou.gr.jp>

ホームページの構成は次のようにしました。

- (1) トップページ
- (2) 全体集会 (記念講演とリレートーク) の企画紹介ページ
- (3) 分科会の企画紹介は12のすべての分科会ごとにページを独立させました。スタイルシートという技術を利用して統一感を出すようにするとともに、準備の進展に即応してページ内容を更新しやすくするように工夫しました。
- (4) 協同集会の沿革と趣旨にふれた中川雄一郎・協同総研理事長の「呼びかけ」
- (5) 実行委員会のページ (実行委員会のお知らせと議事録)
- (6) ホームページ上から参加申し込みができる「フォーム」。集会当日、「フォーム」から参加申し込みを送信したができなかった、という苦情もお聞きましたが、その原因は分かっていません。ただ、ここから20人を超える申し込みが

あったそうです。ことに、従来全く関係がなかった方から、いわゆる「飛び込み」の申し込みがあったことは、インターネットの真価を示すものとして象徴的な出来事です。

更新作業は、わたしと野口さんが分担して行いました。ほぼ1週間に1回程度は更新できたと思います。ただ、実行委員会事務局とのコラボレーション（共同作業）には課題を残しました。

協同集会特設ホームページへのアクセス数は調べていません。ただ、ネットワーク管理者の山田さんによると、協同集会ホームページを立ち上げて以降、労協連のレンタルサーバーへのアクセスカーブが顕著に上がった、との証言があります。アクセス数はカウンターを付ければ直ちにわかることでしたが、今回はそこまで技術と根性が追いつきませんでした。

なんにしる、初めてって大変なことです。われながらよくやったと思ってます。野口さんも、山田さんも。皆さん、誉めてやって下さい。

単なる一歩か？偉大なる一歩か？

にもかかわらず、いまから振り返ってみて、反省点は山のようにあります。

例えば先のHPそのものに関していえば、「協同集会の歴史」「物品販売を希望する方への申し込みフォーム」、「過去の集会の写真特集」などのページを作ることも考えていたのですが、結局出来ませんでした。また準備過程をHPにシンクロさせるという点では、十分やり遂げることが出来ませんでした。

HPの活用という点では、過去の協同集会やヘルパー交流会、国際シンポ、雇用シンポなどの各種催しにご協力いただいた組織や個人の方に広く宣伝し、それらの組織・個人が主宰ないしは関係するHPとの相互リンクを張るといったことや、あるいはメールアドレスを収集し、電子ネットワークを構築するなどという構想（「バーチャル協同ネット」あるいは「e-協同モール構想」）もあったのですが、残念ながら方針倒れに終わりました。

とはいえ個々人の努力には特記すべきものがあったことを言っておかなければなりません。コンテンツ制作作業の中心になった野口さんは、「JA全農」のHP (<http://www.zennoh.or.jp/forum/bbs/enter.htm>)、「福祉チャンネル」のHP (<http://www.fukushi.com/guestbook/custombbs.cgi>)の掲示板に投稿したり、「大学生協連」のリンク集 (<http://www.univcoop.or.jp/member/index.html>) から各単協のメールアドレスを収集してメールを送ったり、獅子奮迅の活躍ぶりでした。研究所事務局長の飯島信吾さんは、参加している「民衆のメディア・メーリングリスト」や「出版ネッツ・メーリングリスト」に情報を発信されています。

情報社会論においては、個人がインターネットなどのツールを駆使することによって、主体の能力を拡張できること、すなわちエンパワーメントされる可能





後。労協連のIT化を進める有力メンバーに育ってきています。

その研究会の共同作業で、2000年12月中旬、一つのHPを立ち上げました。東京・板橋でワーカーズコープ方式で育児・子育てを事業化しようと奮闘している「ワーカーズコープ・あざみ」のHPを制作し、サーバーにアップしました。

もちろん、プロの制作者のようにはいかず、アレコレ試行錯誤はあったのですが、ともかく、ごく普通の人々がごく普通の技術を使って全世界に情報を発信することができるということは実感できたのではないかと思います。「HPも難しくない！インターネットだってもう平気！」。

素人集団が作ったものですので、アチコチに穴があるのは当然で、それがまたインタラクティブなコミュニケーションを呼び起こすことになるのです。情報理論でいう、ヴァルネラビリティです。以下のURLで「HP研究会」の共同作業の成果第1弾を、是非ご覧ください。

<http://ikuji-net.roukyou.gr.jp/>

なお、わたしは労協連加盟組織、あるいは関係組織がそれぞれ労協連レンタルサーバーを利用して、ホームページを立ち上げることが、労協や高齢協の新たな展開にとって非常に有効な方策だと信じています。「徹底民主主義」にしる「情報の共有」にしる、それを現実にする技術、能力、意志を身につけた個人や集団の成長に裏付けられない限り、単なるお題目にとどまるのみならず、やがては抑圧的言説と機構に転化することは20世紀の最大の教訓の一つでしょう。

#### 私的インターネットびっくり体験...予告編...

さて、このJICR.ORG通信も1周年。おっかなびっくり研究所のIT化に取り組んでから1年半ほどになります。なにしろ、典型的団塊世代の「オジンルイ」のわたしですから、インターネット体験は「毎日が発見」の連続（そういえば、この雑誌の名前は『協同の発見』でしたね）。年末から年明けにかけての忙しい時期にもまたまた新しいびっくり体験をさせてもらいました。格好良く言うなら「世紀越えIT体験」ということになりますか。

何事も「初体験はうれし恥ずかし、多きもの」。なにしろインターネットに関しては「毎日が発見」の連続ですから、「私的インターネットびっくり体験」を語らせればネタはつきないのですが、あいにくと紙数が尽きました。あとは次回のお楽しみということにしておきましょう。さて、何が出てくることやら...



# JICR.ORG 通信



手島繁一（法政大学 / 協同総研）

## 次世代インターネットの鍵を握る「二つのB」

新世紀初頭のインターネットの話題は「二つのB」に集中しています。「二つのB」とは、「Broadband」(ブロードバンド)と「Bluetooth」(ブルートゥース)のこと。

「Bluetooth」(ブルートゥース)は、無線通信技術のことで、PCや周辺機器(ルーター、プリンター、マウス、キーボード、スキャナー、デジカメなど)を無線で結び、コードレス環境を実現するものです。また、現在は個人で環境を構築するには、機器が高価(一般的なLAN環境構築でも、5万円程度)なため普及の速度は今一歩なのですが、恐らく今年後半からは価格が劇的に下がり、各機器間通信の主流になっていくものと予想されています。

## 「Broadband」(ブロードバンド)を実現する「二つの方策」

もう一つの「B」、すなわち「Broadband」(ブロードバンド)とは文字通りには「広帯域」と訳されますが、インターネットの世界では、「通信回線の速度が高速で、そのため通信回線を通るデータ容量が大量であること」、簡単に言えば「高速大容量」の通信回路のことをいいます。早くから、次世代インターネットの鍵を握るものとして熱い注目を浴びてきましたが、世紀転換点に符丁をあわせるかのように、ここにきて急速に「Broadband」(ブロードバンド)回線の整備と普及が進んできました。そのため、「2001年はブロードバンド元年」「インターネット常時接続元年」という謳い文句が喧伝されています。

「2005年までに全家庭に光ファイバー網を整備して超高速インターネット網を普及する」ことを国家目標として掲げた「IT基本法」が、昨年11月に制定されたことも一つの追い風になっています。ところが、光ファイバー網によるインターネット接続は、FTTH(Fiber To The

Home)とも言われますが、その行方は依然として不明確なままです。というのも、わが国の電話回線の6割以上はもう既に光ファイバーに置き換えられており、大都市圏では各家庭への電話回線を束ねる「き線点」までは光ファイバーになっているのですが、そこから各家庭への配線には膨大な費用がかかること、またその費用を誰がどのように負担するかの合意が得られていないこと、などの大問題があるからです。いわゆる「ラスト\*ワンマイル」問題です。

そこで、F T T Hが抱える難問を回避しつつ、高速大容量通信を実現する方策が注目を浴びることになったのです。なかでも、C A T V(もともとはCommunity Antenna TeleVisionの略語なのですが、今ではC A b l e TeleVision の略語として通用している。有線テレビ)とA D S L (Asymmetric Digital Subscriber Line、非対称デジタル加入者回線)の二つは、次世代インターネットを実現する最も有力な方策として、急速な普及が見込まれています。

実際、インターネットの先進国であるアメリカでは、C A T VとA D S Lがインターネット接続の主流になっており、パソコンのO Sを握ることによって「パソコン財閥」を築いたMicrosoft 社は、「インターネット財閥」に転換すべく、C A T V局の買収工作に血道を上げています。余談ですが、日本最大のC A T V運営会社であるJ C O M(ジェイコム)はMicrosoft 社の傘下に入りました。

### 私的「Broadband」(ブロードバンド)体験記

実は、私も新世紀を期して(?)「Broadband」(ブロードバンド)の世界に入ることにしました。地元のC A T V局によるインターネット接続サービスの利用料金が大幅に下がったことを契機に、従来の電話回線を使ったアナログ・ダイヤルアップ接続から、C A T V接続に切り替えました。だって、今までは初期費用8万円だったのが、何をトチ狂ったのか2万円に値下げしたんですもの、「これは乗らない手はない」!

イヤ! 速い! 快適! というのが実感。アナログ・ダイヤルアップ接続の場合は、モデムを立ち上げ、それからおもむろにジーコジーコとダイヤルして、ガーだのピーだのといった接続音があってから、「接続に成功しました」というメッセージが出てくるんですね。この段階で、回線やサーバーが混雑していると「回線がビジーです」だとか、「接続が確立できませんでした」などと言われてめげてしまいます。さらにですよ、「接続成功」とのメッセージが出て油断できません。重いページにでもアクセスしようものなら、ページがフルオープンするまで、じっと我慢で



## 「最強の検索エンジン」Googleの登場

インターネットの広大な情報の海を上手に航海するコツの一つは、「検索エンジン」を使いこなすことにあります。「検索エンジン」は「検索サービス」「検索サイト」、英語では「search engine」「search tool」とも呼ばれています。実は、インターネットの中でもっともアクセスが多いサイトは、「検索エンジン」なのです。

この検索エンジンの世界で大異変が起っています。98年に創立された新興の検索エンジン「Google」（「グーグル」と発音します）が、高速で高度な検索機能を武器に急速にシェアを拡大し、あっという間に「最強の検索エンジン」の地位を獲得してしまいました。一日平均アクセス数約3億8500万回と桁違いの実力を誇っていた世界最大の検索エンジンである「Yahoo! USA」は、2000年度から「Google」を検索エンジンとして採用することにし、自らはポータルサイト（インターネットで最初に訪問する、「総合案内」サイト）に特化する戦略に転換しています。

Googleは、2000年9月には日本語版をリリースし、日本語での検索が可能になりました。実際に使ってみて驚くことは、自分が探すキーワードのイメージにきわめて近いサイト、ページを見事に探し出して、検索結果の上位に並べてくれるということです。

なぜこうしたことが可能になるのかということの詮索は措くにしても、従来の検索エンジンと比べて、はるかに優れているのは、以下の点です。

(1)高速であること。Googleは「検索にかかった時間」を表示してくれますが、どんなキーワードであっても、ほぼ0.20秒以内で検索結果が表示されます。

(2)どういう訳かはわかりませんが、ノイズ（雑情報）がほとんど混入されないこと。

例えば、下記の表をご覧ください。下記の表は「協同総合研究所」「労働者協同組合」「高齢者協同組合」という三つのキーワードを各検索エンジンで検索した結果を表示しています。

三つのキーワードに対する各検索エンジンによるヒット件数(2001/3/5日現在)\*1

	Google	Yahoo <sup>*2</sup>	goo	infoseek	excite	LYCOS
協同総合研究所	80	87	87	93	242	1824
労働者協同組合	392	469	469	444	419	1663
高齢者協同組合	332	351	351	251	292	3583

\*1 全て、日本語ページのみを対象にした検索。

\*2 Yahoo Japanの「ページ検索」での検索結果。

例えば「協同総合研究所」というキーワードで拾った件数を見てみると、Googleでは80件、LYCOS(「ライコス」と発音します)では1876件になっています。それだけを見ると、より多くのページを拾っているLYCOSが優れた検索エンジンであるかのように思えます。

でもそれは「常識の間違い」なのです。LYCOSが拾った件数の中には、例えば「生協総合研究所」「三菱総合研究所」「観光総合研究所」などが混入しており、しかもそれがランキング上位に表示されています。つまり、ここでは「

総合研究所」を優先順位第一位として拾っていて、その関連のサイトやリンク先を拾い上げた結果が1876件という驚くべき数字(?)になっているのです。

これに対して、Googleの80件は絶対数は少ないのですが、ノイズがほとんど混入していません。つまり、自分が目的とする情報により適切な情報を拾ってくれる、精度が高い検索エンジンであると言えるのです。Yahoo! Japan、goo、infoseekもGoogleとほぼ同程度の検索件数になりましたが、これもノイズが少ない=精度が高い、という風に見るべきでしょう。なお、Yahoo! Japanとgooは三つのキーワード全てで同一の件数ですが、これは、Yahoo! Japanがgooを検索エンジンとして採用していることの結果であり、実は同じものなのです。

(3)Googleが他の検索エンジンと最も違うのは、「キャッシュ機能」を持っていることでしょう。「キャッシュ機能」とは聞き慣れない言葉ですが、要するに、かつて存在したけれども、何らかの事情で今ではなくなっているサイトやページを見ることができる、ということです。例えば、わがJICR.ORGで言うと、2月下旬にトップページの模様替えをしたのですが、「キャッシュ」という文字をクリックすると、模様替え前の「懐かしい」トップページを見ることが出来ます。田中康夫知事が誕生した後と前では長野県のHPはどう変わったのか、などなど追跡が可能です。はまると怖いのですが、使いようによってはかなり面白いことが出来そうです。

(4)キーワードに対応する公式サイトを一発で開いてくれます。インター

ネットを利用している方はよく経験することですが、公式HPを一発で当てることは結構難しいものです。今でこそ、「ソニー」だの「厚生労働省」だの「メジャー系」の場合は、ブラウザの「アドレス・バー」にそのままの言葉を日本語で打ち込めば、公式HPを開いてくれるようになりましたが、協同総研だとか日本労協連など「非メジャー系」(?)の場合はそうはいきません。例えば協同総研というキーワードを打ち込んで、多数でてくる検索結果一覧から「勘に頼って」公式HPのトップページを見つけるか、それとも検索結果一覧に表示されているページを一つ一つ開いてたどり着くか、いずれにしてもかなりの「熟練」と時間を必要としたものでした。

Googleの場合、探したい組織なり団体名をキーワード欄に打ち込んで、「I'm Feeling Lucky」というボタンを押せば、どのような組織・団体であろうが、ほぼ間違いなく公式HPのトップページを開いてくれます。わたしのような、もっぱら「非メジャー系」(?)組織・団体を相手に商売している人間にとっては、この機能は大変助かります。

GoogleのURLは、<http://www.google.com/>

### 複数の検索エンジンを同時に使う

各検索エンジンにはそれぞれ特徴があり、ひとつの事柄やキーワードを複数の検索エンジンでサーチしたい場面があるでしょう。こうした場合、各検索エンジンを一回一回開いたり閉じたりして探すのはかなり面倒です。

ここで役立つのが「メタサーチエンジン」です。「メタサーチエンジン」とは、ある特定のキーワードに対して複数のサーチエンジンを同時に使って、一気にサーチをかけるものです。前述の表は「メタサーチエンジン」を使って検索したものです。

国内の代表的な「メタサーチエンジン」を紹介しましょう。

\* search desk <http://www.searchdesk.com/>

\* WAKANO <http://www.wakano.co.jp/>

\* ナレッジエリーサーチ <http://kd.iws.ne.jp/kms/kqs>

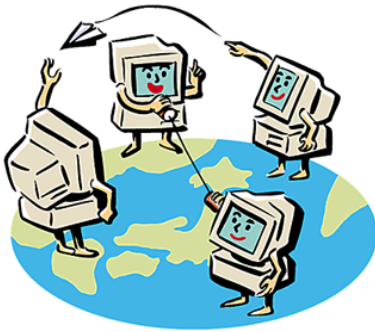
\* メッチャ検索エンジン <http://bach.seg.kobe-u.ac.jp/metcha/>

付録として、検索に役立つ参考書を二つだけ上げておきます。

\* 別冊宝島編集部編『もっと使える！インターネット検索術』宝島新書、2000年4月

\* 関裕司『インターネット 最強の検索術』リブロス、2000年12月





# JICR.ORG 通信



手島繁一（法政大学 / 協同総研）

## 「研究所たより WEB 版」を新設

紹介が遅れてしまいました。てっきり、「お知らせ済み」だと勘違いしていましたが、わたしの思い込みでした。申し訳ありません。

なんの話かといえば、「研究所たより WEB 版」というセクションを JICR.ORG 内に新設したということです。昨年 12 月 20 日の更新から掲載しています。

もともと研究所の日常活動については、機関誌『協同の発見』に「研究所たより」として掲載することで会員の皆さまにお知らせするという手段を取ってきたわけですが、字数の制限があって十分に情報を載せることが出来ないという問題がありました。さらに大きな問題は、月刊誌掲載記事ですから情報の鮮度が落ちることです。月 1 回、しかも機関誌発刊時点では 2 カ月ほど以前の情報ということになるのですから、到底 IT 革命の時代にふさわしいとは言えません。「研究所の活動が見えない」といったお小言が出てくるのも、一つはこうした貧弱な広報手段しか持ち合わせていなかったことによるものです。

そこで坂林専務が考え出したのが、研究所の日常活動をメーリングリスト (ML) 上で発信するということでした。題して「研究所た

より ML 版」です。昨年の総会 (7 月 1 日) 後に創刊号が発信されました。

なるほどこれは Good Idea! ではありません。ただ残念ながら、ML 参加者は 50 名程度ですから、情報の伝達範囲は限られてしまいます。会員の 10 分の 1 にしか伝わらないという問題点があります。

次はわたしの出番です。会員の中には ML には参加していなくても、インターネットを利用できる方はたくさんいるはずで、それならば、「研究所たより ML 版」を Web Site にそのまま載っけてしまえばいいのでは。そうすると、インターネットで JICR.ORG にアクセスするだけで、研究所の活動がリアルタイム (^\_^;) でわかるわけですから...。ということで、遅ればせではありますが、昨年末以来「研究所たより WEB 版」が JICR.ORG に掲載されることになったのです。

「研究所たより ML 版」の発信は不定期ですが、5 月 7 日付最新号で通算 50 号を記録しました。10 カ月で 50 号ですから、月平均 5 号は発行されている勘定になります。月 1 回、2500 字に限定される「研究所たより紙 (機関誌) 版」に比べて、情報の速報性、柔軟性、情報量の豊富さなどの点において、インターネットを利用した「ML 版」「WEB 版」の優位性は明らかです。

なお、坂林専務による「ML 版」は可及的速

やかに「WEB版」に仕立て上げてJICR.ORGに掲載するよう努力していますが、時としてタイムラグが生じることがあります。つまり、「ML版」は発信されているのですが、「WEB版」の掲載が遅れるという事態が生じることがありますが、その責任はもっぱらわたしにあります。サボっているわけではないのですが、なにしろ多忙かつ低能力なもので、皆さまには温かく見守っていただけよう、お願い申し上げる次第です。

「研究所たよりWEB版」へは、JICR.ORGのトップページからも入れますが、直行するのであれば、以下のURLをご利用下さい。

<http://village.infoweb.ne.jp/~fvgn6520/tayoriweb/index.html>

#### 【図1 「研究所たよりWEB版」目次ページ】

協同総研 10周年記念集会の特集ページを掲載

協同総合研究所の設立10周年を祝う記念集会在、3月24日、東京・虎ノ門「パストラル」で開かれ、会員など80名が参加しました。「地域に芽吹く協同の営みを交流させよう」「現代における協同の意味と可能性を問おう」「実践者と研究者が協同した『働く人びと＝市民の協同総合研究運動』のセン



ターになろう」との大きな目標を掲げてスタートし、10年。社会情勢が刻々と変化し、協同の意味がますます重要になり、「協同労働の協同組合」の法制化運動も、本格的に進展する段階に到達したことを、確認し喜び合う集会となりました。

集会の模様は『協同の発見』誌や日本労協連機関紙『労協新聞』で伝えていますが、JICR.ORGではWebの特長を活かして「写真集」を掲載しました。当日、わたしが即席カメラマンに変身して、買ったばかりのデジカメでバシバシ撮りまくった写真を掲載しています。チョット古くなった情報ではありますが、集会の雰囲気やビビッドに伝えるページになっていると思います。一度ご覧ください。

<http://village.infoweb.ne.jp/~fvgn6520/10album/>

また記念集会に参加された社民党の谷本たかし議員のあいさつが、氏のホームページに掲載されています。わたしが多忙を理由に各氏のあいさつの掲載をサボっているうちに、いち早く載せられてしまったのですね。「うれしはずかし」というべきか、この辺がインターネットの醍醐味ではあるのでしょうか。

「谷本たかしHP」の情報を知らせてくれた『労協新聞』編集部の野口さんは、こんな粋なコメントを付けていました。

「標題が『協同総合研究所10周年』となっていて、研究所のホームページより早く（笑）

集会のことが掲載されていますよ。それにしても、いつもみているページ以外のところに、内輪のことが載ると、なんだか新鮮だわ（なんだか、こそばいというか・・・）」

ところで、「谷本たかしHP」のリンク集には協同総研と日本労協連のHPへのリンクが掲載されています。JICR.ORGが国会議員のHPにリンクされたのはおそらく初めてのことでないでしょうか。これもまた、JICR.ORGの歴史の上では画期的な出来事ではあります。もっと国会議員対策を進めましょう。中央段階だけではなく、地方自治体レベルでも使える戦術です。HPを持っている議員さんに積極的にアタックしてみようではありませんか。相互リンクの精神で、私もリンクを張らせていただきます。

「谷本たかしHP」のURLは以下です。  
<http://www.st21.co.jp/tanimoto/news.htm>

【図2 「谷本たかしHP」のトップページ】  
\* <http://www.st21.co.jp/tanimoto/news.htm>の画面を印刷して貼り付ける。

恐るべし！「インターネット携帯端末」

新学期の始まりとともに驚くべき事実に遭遇しました。わたしは東京都下のある私立大学でここ10年ほど一年生のゼミを担当しています。今年も24名の学生がゼミにやってきました。全員が携帯電話を所有しています。そのことはもはや珍しくはないのです

が、驚くべき事実とは、そのうち1名を除いて「インターネット接続機能」を利用できる携帯電話を持っているということでした。「インターネット接続機能」は各通信会社においてそれぞれ、「iモード（アイモード）」（NTT系 DoCoMoが提供）、「EZ Web（イージーウェブ）」（KDDI系 auが提供す）、「J-sky（ジェイスカイ）」（日本テレコム系 J-phoneが提供）との名称が付けられたサービスのことです。それぞれのサービスを利用するには、一定の料金（「iモード」の場合、月額300円）を払わなければならないのですが、ネット接続携帯電話を持っている学生はすべてその料金を払い、インターネットに接続できる環境にありました。したがって、彼らはすべてE-mailアドレスを持っています。

もっとも、大学入学祝いに携帯電話を買ってもらったというケースが多いため、インターネットの利用はまだ初心者段階という学生が大半なのですが、とにもかくにもインターネット利用環境にある学生は、わがゼミの場合96%ということになります。

さて一方、パソコンの所有率や利用率は断然低いのです。自分用のパソコンを持っている学生は4人で、家庭にパソコンがある学生の場合はほとんどが「オヤジ専用」マシンになっていて、使っていないとのことでした。ま、この年頃になると、1台のパソコンを家族そろって和気あいあいと使うのも何か気恥ずかしく感じるんでしょうね。

JICR.ORG通信でもたびたび「iモード」についてはふれてきましたし、わたし自身も「インターネット接続端末は、パソコンから携帯電話に主流が移るだろう」とも述べてはきたのですが、まさかこんなに早くその予測が現実になるとは、正直なところ思ってもみませんでした。

ところで、彼らに携帯電話の使い方を聞いてみると、通話と並んで「メールで利用している」という答えが多かったですね。さすがに、「Webサイトを見る」という使い方をしていない学生はほとんどいませんでした。実はわたしも昨年末、携帯電話を「iモード」対応機に買い換えたのですが、ブラウズ機能＝「Webサイトを見る」はいまいち利用しにくいし、利用価値があるコンテンツがまだまだの感じがします。

そういうこともあってか、学生自身はインターネットを利用しているという自覚がないのです。インターネットといえば、「Webサイトを見る」ことだと勘違いしているからだと思います。メールも立派なインターネットの利用術なんです。「あなた方は、もうすでにインターネットの世界の市民なんだ！」と言ってあげました。

「インターネット接続機能」を持った携帯電話の発売は1999年2月22日のことで、「iモード」対応機が先陣を切ったわけです。そ

れからわずか2年あまりで「iモード」機だけで2000万台、「インターネット接続機能」を持った携帯電話全体では3000万台が普及するようになったのです。

わたしの考えでは、「iモード」によって携帯電話のイメージは一変したと思います。「iモード」発売当時は「携帯電話にパソコンが入った」と言われたように、「インターネットもできる電話機」というイメージでした。ところが今では「電話もできるインターネット端末」と、イメージが逆転しているのです。

そのことを象徴的に示しているのが、電車の中での風景の様変わりです。携帯電話が爆発的に普及しだした頃は、電車内での携帯電話の使用が社会問題になりました。特に若者が傍若無人に電車の中で電話する事が世間の非難的になりました。ところが、わたしの主観的な観測かもしれませんが、昨年頃から、電車の中はミョーに静かになったような気がします。そう思ってふと見回してみると、若者たちは携帯電話をにらんで無言でテンキーを打っているんです。電車内で携帯電話を耳に当てて大声で話しているのは、今ではビジネスマン風か、オジサン族がもっぴらになっているんです。

「通話から通信へ」、電話の利用形態が確かに変わりつつあることを示す好個の例です。

話が脱線しましたが、わがJICR.ORGも「iモード」、「EZ Web」、「J-sky」対応のサイトを立ち上げることが必要になっています。話題のイチロー選手ではありませんが「JICR.ORGも変わらなくちゃ！」。ちょっと古いか(^\_^;)??





## JICR.ORG 通信



手島繁一（法政大学 / 協同総研）

### 「Lモード」が本格始動

かねてから関心が持たれていた「Lモード」サービスが、6月29日から始まりました。

「Lモード」とは、家庭にある固定電話（いわゆる電話です。携帯電話の普及によって、従来の電話がこういう呼び方をされるようになったのです）から、インターネットに接続できるサービスのことで、NTT東日本とNTT西日本がサービスを提供しています。

両社が6月20日に発表した資料によると、「Lモード」サービスの概要は以下のようになっています。

#### (1) 約200の公式コンテンツが提供される。

Lモードで閲覧できる公式コンテンツは、天気予報、マネー、グルメ/タウン情報、子育て/教育、健康/医療/介護など、地域に密着した情報を中心に17分野、約200サイト。20日の記者発表会では、事例として第一勧業銀行、すかいらーく、東芝けあコミュニティ（東京都港区）のサイトのデモを報道陣に公開しました。第一勧業銀行はLモードのサイト上で預金残高の照会、振込・振替のほか、宝くじの購入、当選番号照会などをできるようにしています。すかいらーくは同社が

経営する各レストランのメニューの出前を、これまでの電話とWebサイトに加え、Lモードからも受け付けるようにするというのです。また、東芝けあコミュニティは世帯主が30代～40代の家族を対象にした情報提供サイト「たんぼぼママ」と、老人介護についての情報を提供する「けあコミュニティ」を開設すると発表していました。

NTT東西では今後約2ヵ月に1回程度の割合で公式コンテンツを追加していく計画であるということです。

#### (2) メールも使える。

また、ユーザーは自宅の固定電話から電子メールの送受信もできるようになります。Lモードでは、最大2000文字のメールの送受信が可能になります。メールアドレスは初期設定では「電話番号@pipopa.ne.jp」ですが、サービス開始後はユーザーが自分で固定電話から変更可能です。なお、現在、iモードなど携帯電話によるインターネット接続サービスで問題になっている迷惑メールへの対策として、Lモードでは30件までアドレスを登録し、メールの受信を拒否できる「迷惑メールおことわり機能」（無料）を用意した、とのこと。

#### (3) ICカード公衆電話でもサービスを利用

できる。

さらに、Lモード加入者は街頭に設置されているICカード公衆電話からもサービスを利用できます。ただし、テレホンカードのほかに専用のLモードカード(1枚500円)が必要ですが。ユーザーはICカード公衆電話にこれら2枚のカードを挿入し、暗証番号を入力すれば、Lモードのコンテンツや自宅の電話宛のメールを見ることが出来ます。

#### (4)さて、料金は?

サービス利用には、月額利用料300円と接続時間に応じた通信料のほか、各コンテンツの情報料(月額/無料~300円)が必要です。

気になるのは利用者の動向ですが、NTT東西両社によると、サービス開始2週間後の7月12日に加入者が約6000件となった、とのこと。「順調な滑り出しだ」と自己評価していますが、果たしてどうでしょうか。

「Lモード」が注目されていたのは、インターネットへの接続に新しい可能性が開かれるのではないか、という期待があったからです。確かに固定電話は今ではほぼ全ての家庭にあるわけですから、これがインターネットの接続端末になれば、ネットの普及は一挙に進むことになります。

わたしも新しもの好きですから、さっそく近くの家電量販店に出かけて、「Lモード」対応電話機をアレコレいじってみました。店員さんの話だと、NTTの自己評価とは裏腹に「売れてません!」との冷たい反応でした。

「Lモード」対応電話機は、FAX対応の大型電話機に10cm四方程度の液晶ディスプレ

イが付いたものとイメージされればよいでしょう。サービス内容(HPを見ることが出来る、電子メールが使えるなど)は従来のインターネット対応の携帯電話とほぼ同じです。料金設定も同じような水準です。ということは、インターネット対応の携帯電話(iモード、EZweb、J-sky)で利用していたサービスが固定電話でもできるようになったと言うことです。インターネット対応の携帯電話よりも液晶ディスプレイが大きい、入力するためのボタンが大きい、などの利点がある反面、固定電話であるために「その場」でしか使えない、という弱点もあるわけです。

「これじゃ、ちょっとなあ」というのが率直な第一印象でした。

メールはともかく、サイトやHPを見るためには、画面の大きさが決定的な条件です。パソコンは操作性には難点があるものの、その点ではすぐれています。携帯電話の画面が小さいという難点をクリアする機器としては、最近PDA(ポータブル・デジタル・アシスタント=携帯電子端末)が注目されています。ザウルス、パーム、バイザー、クリエ、カシオペアなどの商品名で販売されている機器のことです(名前が漏れたメーカーの方、ごめんなさい)。こういうライバル機器の急増を見るに付け、「Lモード」にはあまり大きな期待を抱くことは出来ません。やはり、家庭用インターネット接続機器の本命は、テレビではないでしょうか。

#### ブロードバンドの新動向

このコラムでも度々取り上げてきたブロードバンド(高速大容量通信)に衝撃的なサー

ビスが登場しました。ヤフーとソフトバンクは6月19日、ADSL接続サービス「Yahoo!BB」を開始することを発表しました。ADSL接続料金は、下り最大8Mbpsで月額990円( + NTT回線使用料 187 円 )、プロバイダー料金は月額1290円。合計でも月額2280円 (+187円) との「価格破壊」的サービスになっています。

事業者	ヤフー	NTT東西
サービス名	Yahoo!BB	フレッツ・ADSL
下り最大速度	8Mbps	1.5Mbps
上り最大速度	900kbps	512kbps
月額料金	2280円+187円 (NTT回線使用料)	4050円 (別途プロバイダー接続料が必要)

す。

ADSL 接続サービスで先行していたNTTとのサービス内容と料金の比較を下表をご覧ください。

「Yahoo!BB」は、6月下旬から都内で試験サービスを始め、8月1日から本サービスが開始される予定です。

ADSLはCATVと並んで、ブロードバンドサービスの本命と目され期待されてきたのですが、最近では景気の悪い話が増えていました。ADSLサービスのベンチャー企業であった東京メタリック通信が経営危機に陥ったり、三井物産がADSL事業への参入を断念したり、あるいはではADSL事業者の倒産や退出が相次ぐなど。そこで、「Yahoo!BB」は大丈夫なのかと心配してしまうのですが、新サービスの主役であるソフトバンクの孫正義社長は、「(8MbpsのADSLサービスを月額2000円台で提供するのは)たしかに思い切った経営判断だ。接続サービスだけでなく、ポータルサイトの有料コンテンツ、新しい広告など

で、総合的に収益を成り立たせる」つもりだと強気の姿勢を貫いています。ちなみに、「Yahoo!BB」は経営危機に陥った東京メタリック通信を買収しました。したがって、今後ADSLサービスは、「Yahoo!BB」とNTT東西の両雄の闘いになることが確定しました。寡占化によるサービスの低下も懸念されなくはないのですが、なにしろ、ADSLにはCATVという同一領域におけるライバルが存在するほかに、FTTH(光ファイバー)という強力新人が踵を接して追いかけてきていますから、その懸念は無用でしょう。

ともかく、昨年11月に「IT基本法」が成立し、「超高速ネットを5年以内に全国1千万世帯に普及させる」という国家目標が掲げられて以来、インターネットの速度競争は「戦国時代」に突入したと言ってもよいでしょう。わずか1年前にはISDNがもてはやされていたことを考えると、その展開の速さには驚愕の感を禁じ得ません。ISDNはもは

接続種別	接続速度
アナログ電話回線	56kbps
デジタル電話回線 (ISDN)	64kbps
ADSL	1.5Mbps ~ 8Mbps (会社によって差)
CATV	1.5Mbps ~ 8Mbps (会社によって差)
FTTH	10Mbps ~ 100Mbps(会社によって差)

や「中速」あるいは「低速」ネットになってしまいました。

現在利用可能なインターネット接続種別の速度は以下のようになっています。

#### 韓国のブロードバンド事情

話は変わりますが、韓国は世界きっての





す)

**トレンドマイクロ ウイルスバスター 2001**

<http://www.trendmicro.co.jp/product/vb2001/product.htm>

常駐して監視するリアルタイム検索、メールの添付ファイル監視に加え、悪質Webサイトのブロック機能もある。価格：8500円

**シマンテック ノートン・アンチウイルス 2001**

<http://www.symantec.com/region/jp/products/nav2001/>

常駐機能とメール内容監視機能に加え、スク립ト型ウイルスを未然に防ぐ「スク립ト遮断機能」を搭載。価格：6500円

**マカフィー（発売元：ソースネクスト）  
ウイルススキャン Ver.5.1**

<http://www.sourcenext.com/products/vscan/>

常駐機能、メール添付ファイルの監視など標準的な機能を網羅。スクリーンセーバー作動時に検索する機能もある。価格：8500円

**主なプロバイダーのウイルスチェックサービス**

**BIGLOBE**

<http://email.biglobe.ne.jp/vcheck/>  
シマンテックと提携して「メールウイルスチェックサービス」を提供。料金は1メールボックスあたり、月額料金300円。7月31日まで無料サービスを実施

**OCN**

<http://www.ocn.ne.jp/announce/2001/0606a.html>

トレンドマイクロと提携して「ウイルスチェックサービス」を提供。OCNダイヤルアクセス、OCN ADSLアクセスユーザー向けで、1メールボックスあたり月額200円

**DION**

<http://www.dion.ne.jp/dialup/service/ekonomi/chakushin.html>

インフォサイエンスと提携して「お好み着信サービス」を提供。初期登録料は1メールボックスあたり150円、月額150円。スパムメールの着信拒否設定もできる

**ウイルス情報サイト**

**IPA セキュリティセンター**

<http://www.ipa.go.jp/security/>  
情報処理振興事業協会のセキュリティセンターサイト。最新のウイルス情報や流行の警告、対策法などをいち早く掲載している。

